

地域金融機関における移行計画策定実践ガイドンス

-2025 年度版-

令和 7 年度脱炭素社会実現に向けた移行計画策定支援実践プログラム
(地域金融機関向け)

2026 年 3 月

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室



目次

はじめに.....	4
本ガイダンスの背景	4
移行計画の検討意義	5
本ガイダンスの概要と主なスコープ	6
本ガイダンスの構成	6
1. ファイナンスド・エミッション算定・分析を通じた優先セクターの決定	8
1.1 ファイナンスド・エミッションとは・算定の流れ.....	9
1.1.1 算定手法の理解	9
1.1.2 分析対象資産クラスの決定/算定対象セクターの決定	17
1.1.3 分析データの収集	18
1.2 ファイナンスド・エミッションの算定	21
1.2.1 業種の紐づけ	21
1.2.2 データの準備.....	21
1.2.3 計算手順.....	22
1.2.4 算定の事例	24
1.3 優先セクターの決定に向けた分析	26
1.3.1 ファイナンスド・エミッション算定（ボトムアップ分析を含む）	26
1.3.2 エリア別ファイナンスド・エミッションの規模	30
1.3.3 取引先との関係性	30
1.3.4 既存取組の展開状況.....	30
1.3.5 移行リスクの大きさ	31
1.3.6 ヒートマップ ⁶ を活用した優先セクターの検討	31
2. 移行計画の策定	33
2.1 移行計画とは.....	33

2.2 TPT の各種ガイダンス	39
2.3 移行計画の検討	46
2.3.1 現在の取組状況の把握	47
2.3.2 リスク・機会の整理	47
2.3.3 移行計画の骨子の検討	49
2.3.4 移行計画の各開示要素の検討	52
基礎	52
実行戦略／エンゲージメント戦略	56
指標と目標	63
ガバナンス	68
2.3.5 移行計画の開示	72
2.3.6 移行計画の実施	73
3. 優先セクターの投融資先への実効的なエンゲージメント内容の検討・実施	76
3.1 エンゲージメントの役割	76
3.2 エンゲージメントの実施体制の整備	78
3.3 優先セクターへのエンゲージメント実施戦略策定	78
3.4 エンゲージメントの実施	80
3.5 エンゲージメントの結果を踏まえた対応と改善	82
3.5.1 金融機関の推進体制に係る課題と対応策	83
4. 課題と今後の展開	86
4.1 地域金融機関における移行計画の策定・実行に係る課題	86
4.2 今後の展開	88
Appendix 1. 移行計画に関するガイダンスの参考情報	91
Appendix 2. 自然資本に関連する移行計画	99

はじめに

本ガイドンスの背景

パリ協定採択以降、脱炭素社会実現に向けた気候変動への取組は世界規模で急速に拡大している。気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）では、2021年公表の「気候関連財務情報開示タスクフォースの提言の実施」において移行計画の概念を打ち出した。2023年10月には英国 Transition Plan Taskforce（TPT）が「開示フレームワーク」（以下、TPT 開示フレームワーク）を公表し、移行計画に関する開示要素が体系化されはじめている。日本国内においても、2025年3月にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）がサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）を公表し、グローバル企業だけでなく国内を拠点とする企業にも、移行計画の策定・開示の重要性が広く認識されるようになってきた。金融庁においても、SSBJ 基準の適用義務化の時期の検討が進んでいる。¹

また、2025年12月に金融庁より公表された「地域金融力強化プラン」²においては、地域金融機関が、従来の資金供給にとどまらない役割を果たし、地域経済に貢献する力（地域金融力）を発揮することで、地域企業の価値向上や地域課題の解決に貢献することが期待されている。

他方、国内金融機関においては、温室効果ガス（GHG）排出量の算定やリスク・機会の分析といった対応が浸透してきている中で、自社の戦略と整合した形で、GHG 排出量の削減やリスク・機会への対応を盛り込んだ移行計画の策定を行う金融機関は一部に留まっている。加えて、中小企業を主な取引先とする地域金融機関においては、自ら気候変動対策に取り組むだけでなく、取引先へのエンゲージメントを通じて地域の脱炭素化を推進していくことが求められる。

しかし、大手企業と比較すると中小企業における意識醸成・対応は限定的であること、また推進する地域金融機関も専門人材や知識・ノウハウが不足していることなどにより、移行計画やそれに伴う戦略的な取組を十分に検討できている地域金融機関は限られている。

こうした背景を踏まえ、地域金融機関における、地域社会全体の脱炭素化及び有価証券報告書での法

¹ 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する ワーキング・グループ 報告 2026年1月8日」
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20260108/01.pdf を参照

² 金融庁「地域金融力強化プランについて」<https://www.fsa.go.jp/news/r7/20251219/20251219.html>

定開示や統合報告書などでの任意開示の促進に向けて、移行計画の策定を支援することを目的に、「令和7年度脱炭素社会実現に向けた移行計画策定支援実践プログラム（地域金融機関向け）」（以下、「本プログラム」という。）を実施した。本プログラムでは、ファイナンス・エミッションの算定・分析などによる優先セクターの選定、金融機関全体の移行計画の検討・開示案の作成などに係る支援を行った。公募を経て2025年7月に支援対象機関3機関（福岡銀行、北洋銀行、横浜フィナンシャルグループ³）を選定し、支援対象機関との個別の支援面談の他、合同プログラムとしての中間報告会、成果報告会を行った。

本ガイダンスは、上述プログラムの結果を踏まえて作成されたものである。

移行計画の検討意義

上述の通り、移行計画を策定することで、気候変動に対する現在の取組状況を体系的に整理でき、脱炭素社会実現に向けたあるべき姿と現状とのギャップや、必要となる対応を明確にできることから、地域金融機関における移行計画の策定・開示の重要性は高まっている。またその内容は、投資家との対話や社内における取組浸透の議論に活用できる。

移行計画は、段階的な見直しと改善を重ねることで内容を充実させていくものであり、まず策定に着手すること自体が、将来的により実効性のある移行計画へ発展させるための基盤となる。また、移行計画は事業戦略と整合性をとりながら検討する必要があり、その検討プロセス自体が実効的・統合的な事業戦略の立案に繋がる可能性がある。多くの社内関係者と議論・検討を行っていくことから、自社の強み・課題の解像度を高め、今後の事業の方向性を整理することにも繋がり得る。

さらに、地域金融機関は地域に根差す金融機関として、地域の脱炭素化を先導する役割を担うことが期待されている。地域金融機関は地域企業のみならず、地域行政、地域社会などと密接に結びついた事業を展開しており、自社の中長期的な発展や企業価値向上の観点からも、地域の脱炭素化を先導していくことが必要である。そのため、自治体のネットゼロに向けたロードマップに沿った地域の脱炭素化の推進や、トランジションに伴う地域経済への影響なども勘案した移行計画を策定することが望ましいと考えられる。そのため、移行計画の策定に際しては、自治体を含む地域のステークホルダーとの連携の検討が求められ、こうした協

³ 選定当時はコンコルディア・フィナンシャルグループであり、本プログラム中の2025年10月1日に横浜フィナンシャルグループへ社名変更

働を通じて地域の脱炭素化をさらに推し進めることができると考えられる。

サステナビリティ関連の情報開示が進むにつれて、開示自体が目的化し、気候変動対応と事業戦略とのつながりが希薄となりやすいという懸念もある。こうした懸念に対しても、移行計画を策定することで、企業が脱炭素社会への移行と価値創造をどのように両立させるかを明確に示すことができ、投資家などの意思決定に有用な情報を示すことが可能となる。

本ガイダンスの概要と主なスコープ

移行計画の策定においては、TPT 開示フレームワークで検討プロセスが示されているものの、同フレームワークは全セクターに特化したものであり、地域金融機関に共通のフレームワークや方法論は存在しない。各金融機関の現状の経営方針・事業戦略や TCFD 開示の内容、ポートフォリオ構成などに大きく依存する他、エンゲージメントにおいては、地域の産業構造、営業体制・リソースなどを考慮しながら移行計画を策定することが望ましい。

本ガイダンスは、本プログラムの実施内容に基づき、ファイナンスド・エミッション算定・分析を通じた優先セクターの決定から移行計画の開示案の検討に至るまでの、各種検討事項・方法論について解説するものである。地域金融機関がこれらのプロセスを一貫して理解できるよう整理するとともに、これから移行計画の策定に取り組む地域金融機関にとって有益と考えられるヒントを提示し、移行計画の策定・開示を促進することを目的としている。

本ガイダンスの構成

第1章では、ファイナンスド・エミッションの算定手法をまとめるとともに、ファイナンスド・エミッションの算定結果をベースにした、優先セクターの決定方法に関して説明する。

第2章では、移行計画とは何かについて説明をしたうえで、移行計画の検討について、企業の現状の把握から、TPT 開示フレームワークの5つの開示要素（基礎、実行戦略、エンゲージメント戦略、指標と目標、ガバナンス）それぞれの観点での本プログラムにおける検討内容および開示事例を説明する。併せて移行計画の策定後に実施すべき事項についても説明する。

第3章では、「地域金融機関における 移行計画策定・エンゲージメント実践ガイドンス 令和6年度移行戦略策定・エンゲージメント実践プログラム（金融機関向け）」⁴をもとに、エンゲージメントの実施にあたり参考となる事項をまとめている。

第4章では、第1～3章の内容を踏まえて、地域金融機関における移行計画に関連した課題や今後の展開について述べている。

また、本ガイドンスの事例集では、本プログラム支援対象機関である、福岡銀行、北洋銀行、横浜フィナンシャルグループについて、各金融機関の基本情報、本プログラムへの参加理由、本プログラム期間中の実施事項（移行計画の検討内容、移行計画の開示案）、移行計画の検討で得られた知見・課題・今後の展開などを記載する。

図表0-1 プログラムの実施事項とガイドンスの章

プログラムの実施事項		ガイドンス	
①	ファイナンス・エミッション（FE）算定・分析を通じた優先セクターの決定	<ul style="list-style-type: none"> FE算定方法の理解、FE算定（トップダウン・ボトムアップ）の実施 FE算定結果及び取引先との関係性などを考慮した優先セクターの決定 	第1章
②	現在の取組状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 優先セクター及び金融機関全体の、移行計画に関連する現在の取組ならびに今後検討していきたい取組を整理 	第2章 3節1項
③	リスク・機会の整理	<ul style="list-style-type: none"> 優先セクターにおけるリスクと機会について、時間軸（短期・中期・長期）と想定される影響（大・小）を定性的な観点から整理 	第2章 3節2項
④	移行計画の骨子の検討	<ul style="list-style-type: none"> 現在の取組状況及びリスク・機会の整理を踏まえて、移行計画の骨子（5つの開示要素の「基礎」「実行戦略」「エンゲージメント戦略」「指標と目標」「ガバナンス」）を整理 	第2章 3節3項
⑤	移行計画の各開示要素の検討	<ul style="list-style-type: none"> 優先セクター及び金融機関全体について、5つの開示要素ごとに移行計画に含める内容や新しい施策を検討 	第2章 3節4項
⑥	移行計画の開示	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な開示フレームワークやガイドンスをもとに、移行計画に含めるべき内容を考慮しながら、移行計画の開示案を作成 	第2章 3節5項

⁴ 環境省「地域金融機関における 移行計画策定・エンゲージメント実践ガイドンス 令和6年度移行戦略策定・エンゲージメント実践プログラム（金融機関向け）」<https://www.env.go.jp/content/000302471.pdf>

1. ファイナンスド・エミッション算定・分析を通じた優先セクターの決定

地域金融機関による移行計画の検討・開示や脱炭素に向けた投融資先へのエンゲージメントの実践にあたっては、各取組の優先順位を付けるために、まず地域金融機関として、自らのポートフォリオにおける GHG 排出量の関係（例：どのセクターの排出量が多いのか）について、ファイナンスド・エミッションの算定・分析を通じて明らかにしていくことが有効となる。ファイナンスド・エミッションを算定・分析することで、気候変動が投融資先企業のリスクと機会を通じてどのように地域金融機関のリスクと機会に影響するか、また、そうした影響に対応するために地域金融機関としてどのような取組を推進すべきかが明らかとなり、移行計画の検討に繋げることが可能となる。

ファイナンスド・エミッションを算定・分析した後は、その結果をベースにした優先セクターの決定を行う。これにより、地域金融機関として対応の優先順位が高いと考えられるセクターに対して、戦略、目標設定、アクションプランの策定を優先的に実施することが可能となり、ファイナンスド・エミッションの削減をより効率的に進めることができる。

本章では、ファイナンスド・エミッションの算定・分析方法をまとめるとともに、その結果を通じた、優先セクターの決定方法に関して説明する。

投融資先の GHG 排出量であるファイナンスド・エミッションは、投融資先の資金調達総額に占める自社の投融資額の割合に、投融資先の GHG 排出量を掛け合わせることで算定される。ファイナンスド・エミッションは GHG プロトコルによる分類では、Scope 3（Scope 1、Scope 2 以外の間接排出（事業活動に関連する他社の排出））のカテゴリ 15 に分類される。以下に Scope 3 カテゴリの全体像を示す。

図表 1-1 Scope 3 の分類

カテゴリ（上流）		カテゴリ（下流）	
1	購入した製品・サービス	9	輸送、配送（下流）
2	資本財	10	販売した製品の加工
3	Scope 1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	11	販売した製品の使用
4	輸送、配送（上流）	12	販売した製品の廃棄
5	事業活動から出る廃棄物	13	リース資産（下流）
6	出張	14	フランチャイズ
7	雇用者の通勤	15	投資
8	リース資産（上流）		その他

図表 1 – 2 PCAF の概要⁸

<p>設立経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2015年12月にオランダの金融機関14社がASN Bank のリーダーシップの下でPartnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)を設立 2019年9月以降はその活動をグローバルに拡大
<p>ミッション</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融業界のバリエーションと整合性を促進 上記のミッションの下で、PCAF加盟機関は、投融資ポートフォリオのGHG排出量を計測、開示するための基準を共同で開発
<p>加盟機関 (2026年1月27日時点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> グローバルで717機関が加盟し、総金融資産は97.9兆ドル 日本からは30機関が加盟し、総金融資産は16.4兆ドル 国内の加盟機関は、あおぞら銀行、コンコルディア・フィナンシャルグループ、大和証券グループ本社、ひろぎんホールディングス、国際協力銀行、国際協力機構、ゆうちょ銀行、十八フィナンシャルグループ、九州フィナンシャルグループ、明治安田生命保険、三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、MS&ADインシュアランスグループホールディングス、ニッセイアセットマネジメント、野村ホールディングス、りそなホールディングス、Robustusグループ、SBI新生銀行、しずおかフィナンシャルグループ、SOMPOホールディングス、ソニーフィナンシャルグループ、住友生命保険、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラストグループ、千葉銀行、千葉興業銀行、八十二銀行、農林中央金庫、山陰合同銀行、東京海上日動火災保険
<p>主な公表物</p>	<ul style="list-style-type: none"> The Global GHG Accounting and Reporting Standard for the Financial Industry (PCAFスタンダード第1版) を2020年11月に公表 The Global GHG Accounting and Reporting Standard (PCAFスタンダード第2版) を2022年12月に公表。3つのパートで構成されており、ファイナンス・エミッションのアセットクラスにソブリン債が追加されたほか、金融仲介に係るFacilitated emissions、保険引き受けに関するInsurance-associated emissionsが公表 The Global GHG Accounting and Reporting Standard の Part AとPart Cの改定版、及び補足ガイダンスを2025年12月に公表。Part Aにおいて、資金用途特定期型、証券化商品および仕組商品、準ソブリン債に係るファイナンス・エミッション算定手法ならびに未実行のローン・コミットメントに関する算定手法を新たに追加。また、補足ガイダンスとして、削減貢献量及びフォワード・ルッキングな指標に関する指針を公表。Part Cでは、プロジェクトに係る保険と特約再保険ポートフォリオを対象とする2つの新たな算定手法を追加

PCAF スタンダードの概要

PCAF スタンダードでは、主に金融機関の投融資ポートフォリオの GHG 排出量であるファイナンス・エミッションの算定を対象としている。

また、PCAF スタンダードは GHG プロトコルによるレビューを受けており、同プロトコルにおける Scope 3 のカテゴリ 15 で規定される要件に準拠している。

PCAF スタンダードは Part A、B、C の 3 種類存在している。Part A における算定対象資産クラスについては、従来、上場株式・社債、事業ローン・非上場株式、プロジェクトファイナンス、商業用不動産、住宅ローン、自動車ローン及びソブリン債が対象とされていた。これに加え、2025 年 12 月に公表された第 3 版にお

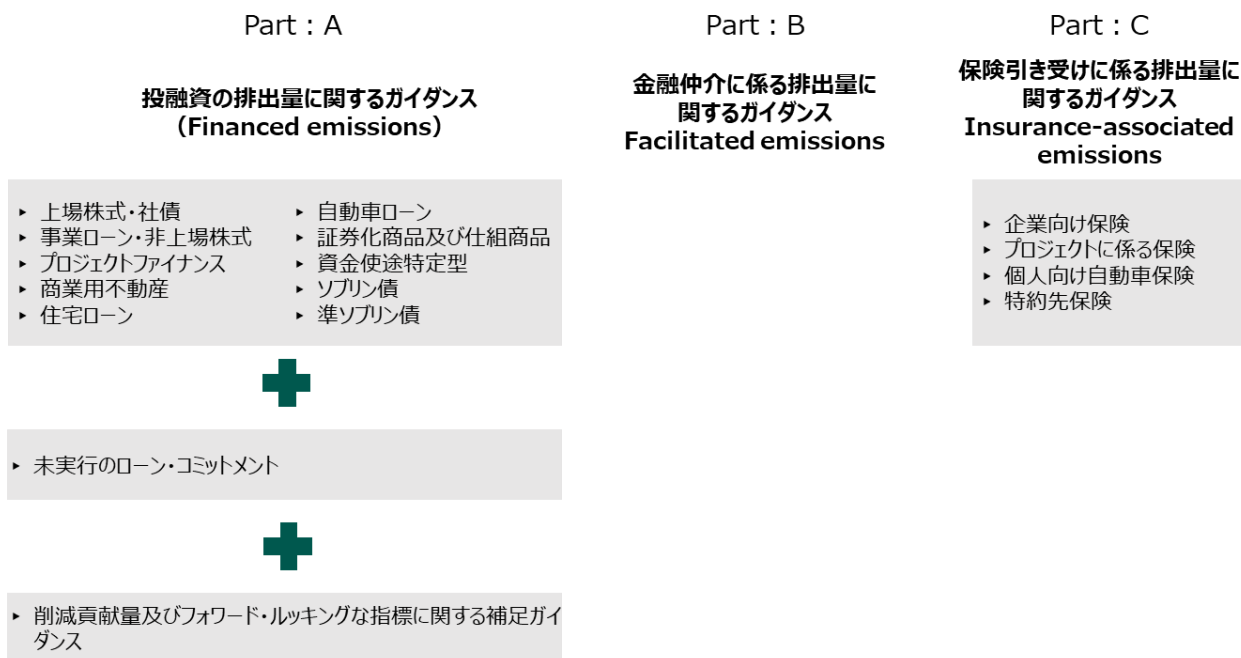
⁸ Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)「Signatories taking action」

<https://carbonaccountingfinancials.com/en/signatories#overview-span-of-financial-institutions-span>
(閲覧日：2026 年 1 月 27 日) を基に環境省作成

いて、資金用途特定型、証券化商品及び仕組商品、並びに準ソブリン債に係るファイナンス・エミッション算定手法が新たに追加され、計 10 種類となった。また、未実行のローン・コミットメントに係る算定手法が新たに導入された他、補足ガイダンスとして、削減貢献量及びフォワード・ルッキングな指標に関するガイダンスが公表された。PCAF スタンダード Part C も 2025 年 12 月に第 2 版が公表され、プロジェクトに係る保険と特約再保険を対象とする 2 種類の新たな算定手法が追加された。

なお、本プログラムにおいては、地域金融機関における、個人向け貸出を除く、事業ローン（貸出金）を対象に、PCAF スタンダード Part A「事業ローン・非上場株式」を参照のうえ分析を進めた（詳細は第 1 章 1 節 2 項参照）。

図表 1 – 3 PCAF ガイダンスの概要⁹



⁹ The Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)「PCAF」
<https://www.carbonaccountingfinancials.com/en/>（閲覧日：2026 年 1 月 27 日）を基に環境省作成

事業ローン・非上場株式におけるファイナンス・エミッションの算定

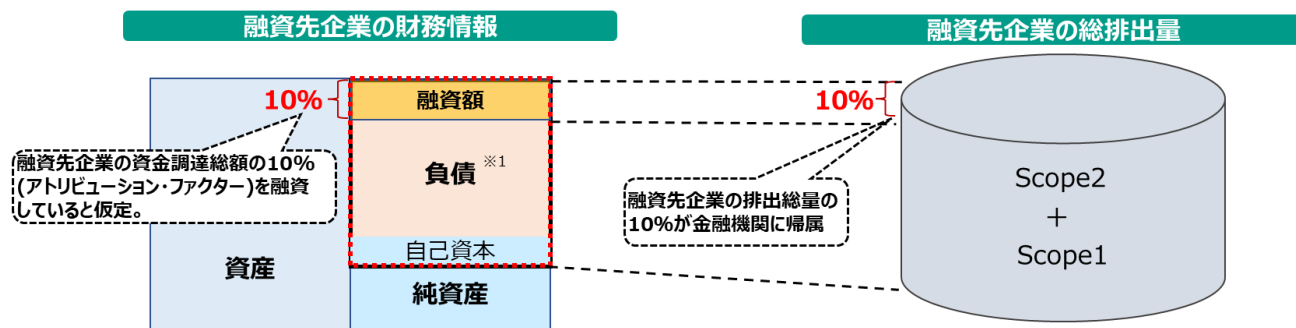
ファイナンス・エミッションは、投融資先の資金調達総額に占める自社の投融資額の割合（アトリビューション・ファクター¹⁰）に投融資先の GHG 排出量を掛け合わせることで計算される。ファイナンス・エミッションの算定式は以下の通り。式中の i は各投融資先を示す。

$$\begin{aligned} \text{ファイナンス・エミッション} &= \sum_i \text{アトリビューション・ファクター}_i \times \text{排出量}_i \\ \text{アトリビューション・ファクター}_i &= \frac{\text{投融資額}_i}{\text{資金調達総額}_i} \end{aligned}$$

例えば、金融機関による融資額が、ある投融資先の資金調達総額（負債 + 自己資本）の 10%にあたる場合（即ち、アトリビューション・ファクターが 10%）、当該投融資先の GHG 排出量の 10%が、その金融機関のポートフォリオに帰属する GHG 排出量として計上される。なお、上記は本プログラムで対象とする事業ローンに係る一例であり、対象とする資産クラスや分析セクターなどによって算定方法は異なること、本プログラムでは企業の総排出量を Scope 1、Scope 2 の合計値として取り扱っている点、留意が必要である。

¹⁰ アトリビューション・ファクターの分母、分子に利用される財務データについては、コラム「分析データの収集に関する課題」（P28 参照）の財務データの定義付けに記載している。

図表 1 - 4 ファイナンス・エミッション算定の概念



※1：赤い四角に示す、投融資先の資金調達総額（負債＋自己資本）については、PCAFスタンダードでは、「total equity + total debt」と表現される。この計算で用いる「total debt」とは一般的な有利子のdebtと無利子のdebt（ゼロクーポン債などの無利子社債・融資）のみを含む。なお、買掛金、未払金、引当金といった「liability」ではあるものの「debt」ではないものは含まない。また、株主資本の値がマイナスの場合、金融機関は自己資本の総額を0とするとしている。

PCAF スタンダードにおいて金融機関は、10 種類の資産クラスの全てについて投融資先の GHG 排出量を開示するよう求められている。ただし、利用可能なデータに制約があるなどの理由で開示ができない場合には、その理由を説明しなければならないとしている。

GHG 排出量の算定では、算定期間の会計年度の末日など、投融資ポートフォリオの残高を測定する基準日を選択し、アトリビューション・ファクターを計算する。ファイナンス・エミッションの算定期間は、財務会計期間と整合させる。ただし、開示時期の相違により、投融資先の GHG 排出量データにタイムラグがある場合、異なる年のデータを利用することは許容される。

PCAF に加盟している金融機関は、投融資先の Scope 1 及び Scope 2 の GHG 排出量の合計を開示しなければならない。金融機関の事業目標に資する場合は、Scope 1、Scope 2 を別々に開示することが望ましい。また、金融機関が炭素強度¹¹に基づき GHG 排出量目標を設定している場合には、炭素強度の開示も推奨している。

また、自動車やガスなど、投融資先企業の提供する商品・サービスのエンドユーザーが当該製品・サービスを実際に使用する段階における GHG 排出量に重要性がある場合、金融機関は投融資先企業の Scope 3 の GHG 排出量まで含めて算定することが求められる場合がある。このような場合には、Scope 1 及び

¹¹ 炭素強度（排出係数）は企業の炭素効率を示す指標であり、売上高 100 万円あたりの炭素強度である経済的炭素強度と、発電量（メガワット）などの活動量あたりの炭素強度である物理的炭素強度が挙げられる。

Scope 2 を基礎として算定した GHG 排出量とは区別し、Scope 3 排出量を別途開示しなければならないものとしている。

なお、2025 年 3 月にサステナビリティ基準委員会が公表した SSBJ 基準では、PCAF スタンダードとは異なりファイナンス・エミッションに関して Scope 1、2 及び Scope 3 に係る当該報告期間に排出した GHG の絶対総量を開示することが求められている。また、資産クラスについても PCAF スタンダードとは相違がある。PCAF スタンダードでは 10 種類の資産クラスが対象であるのに対し、SSBJ 基準では報告企業が商業銀行に関する活動を行う場合、融資、プロジェクトファイナンス、債券、株式投資、未実行のローン・コミットメントの計 5 種類¹²が開示の対象である¹³。

¹² SSBJ 基準に定められた資産クラス以外についてもファイナンス・エミッションを算定し開示する場合には、当該追加の資産クラスを含めることが主要な利用者の意思決定に関連性がある情報を提供することとなる理由について説明する必要がある。

¹³ サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」[20250305_03.pdf](#)

図表 1 – 5 資産クラス別の投融資先の GHG 排出量の計算方法¹⁴

資産クラス	投融資額（分子）	資金調達総額（分母）	排出量
上場株式・社債	上場株式：株式投資残高（時価） 社債：社債投資残高（簿価）	上場株式・社債：EVIC（注）、 株式時価総額 + 社債（簿価） + 借入金（簿価） + 非支配 配分（簿価）	企業の排出量
事業ローン・ 非上場株式	事業ローン：融資残高 非上場株式：金融機関の持分シェア ÷ 総持分 シェア × 総資産	事業ローン（上場）：EVIC 事業ローン・非上場株式（非上 場企業）：社債（簿価） + 借入金（簿価） + 株主資本 （簿価）	企業の排出量
プロジェクト ファイナンス	投融資額	株主資本 + 有利子負債（債 券 + 借入金）	プロジェクトの排出量
商業用不動産	投融資額	契約時の不動産価格	ビルの排出量（エネルギー消費量 × 排出係数）
住宅ローン	投融資額	契約時の不動産価格	住宅の排出量（エネルギー消費量 × 排出係数）
自動車ローン	投融資額	契約時の価格	自動車の排出量 走行距離 × 燃費 × 排出係数
資金用途特定型	投資家の投融資額	株主資本 + 資金用途特定型の 有利子負債（債券 + 借入 金）	資金用途特定型ファイナンスにおい て報告された排出量
証券化商品及び 仕組商品	担保資産プール：プール内における未償還残高 （簿価） トランシェ：未償還残高（簿価） 投資：トランシェ投資の未償還残高 （簿価）	担保資産プール：未償還残高 の総額（簿価） トランシェ：案件全体の未償還 残高（簿価） 投資：トランシェ全体の未償還 残高（簿価）	担保資産プール：ローンにおける ファイナンスド・エミッション トランシェ：担保資産プールに帰属 するファイナンスド・エミッション 投資：投資に帰属するファイナンス ド・エミッション
ソプリ債	投融資額	PPP（購買力平価）調整後 GDP	ソプリの排出量
準ソプリ債	投融資額	準ソプリのPPP（購買力平価） 調整後GDP	準ソプリの排出量

注：EVIC（Enterprise Value Including Cash）は、会計年度末時点における、普通株式と優先株式の時価総額、有利子負債（社債 + 借入金）と非支配株主持分の簿価の合計（現金または現金同等物を控除しない）。

開示情報から GHG 排出量、エネルギー利用量などのデータが取得可能な投融資先については、事業実態を反映した GHG 排出量の算定（以下、「ボトムアップ分析」という。）を実施し、GHG 排出量データが取得できない投融資先に対してはセクターの平均的な炭素強度を利用した GHG 排出量の推計（以下、「トップダウン分析」という。）を実施する。以下にボトムアップ分析とトップダウン分析の概要及びメリット・デメリットを示す。

¹⁴ The Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)「PCAF」

<https://www.carbonaccountingfinancials.com/en/>（閲覧日：2026年1月27日）を基に環境省作成

図表 1 – 6 ボトムアップ分析とトップダウン分析の概要及びメリット・デメリット

項目	ボトムアップ	トップダウン
概要	<ul style="list-style-type: none"> 各社の開示情報（排出量、エネルギー利用量など）から得られる事業実態を反映した排出量の算定 ⇒ PCAFデータ・クオリティ・スコア 1 - 3	<ul style="list-style-type: none"> セクターの平均的な排出係数を利用した排出量の推計 ⇒ PCAFデータ・クオリティ・スコア 4 - 5
データソース	<ul style="list-style-type: none"> 企業へのヒアリング、情報ベンダーのサービス 	<ul style="list-style-type: none"> PCAFが提供するデータベース、グリーン・バリューチェーンプラットフォーム
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 個社の排出削減努力を反映した実数を把握できる 企業による報告のためデータの質が高い 企業の排出削減努力を反映した経年比較などの分析が可能 企業とのエンゲージメントにつなげやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 排出量データを開示していない企業も分析可能なため、カバー率が高い ポートフォリオ全体の分析が可能なためにどのセクターの排出量が多いのか簡易的に傾向を把握することができる 業種分類、売上高データは一般に銀行が保有しているため追加のデータ取得、蓄積コストが少ない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 排出量を開示している企業に限られるため、ポートフォリオのカバー率が低い 排出量データの取得、蓄積にコストがかかる 	<ul style="list-style-type: none"> セクター平均の排出強度による排出量推計のためデータの質が低い 企業の排出削減努力がタイムリーに反映されない 企業とのエンゲージメントにおいて排出量の実態に合わない可能性がある

GHG 排出量データの質（データ・クオリティ・スコア）

PCAF スタンダードでは、ファイナンスド・エミッションの算定に際し、金融機関に利用可能な中で最も質の高いデータを利用することを要求している。投融資先の GHG 排出量データの質については、利用可能なデータの内容をもとに以下の「図表 1 – 7 データ・クオリティ・スコア」で示す、5 段階のスコアが付与されている。

図表 1 - 7 データ・クオリティ・スコア

データ クオリティ	排出量の推計手法		条件等
ボトム アップ 分析	スコア 1	企業による報告	1 a 企業の認証済排出量データが利用可能
	スコア 2		1 b 企業の未認証の排出量データが利用可能
		スコア 3	事業活動による 排出量
トップ ダウン 分析	スコア 4	経済活動による 排出量	3 a 企業の売上高とセクターの売上高当たりの炭素強度より推計
	スコア 5		3 b 企業への投資残高とセクターの資産単位当たりの炭素強度より推計
			3 c 企業への投資残高、セクターの売上高当たりの炭素強度、セクターの資産回転率より推計

上記のデータ・クオリティ・スコア表では、スコア 1 が最もデータの質が高く、スコア 5 が最も低い。スコア 1 ～ 3 が、各社の開示情報（排出量、エネルギー利用量など）から得られる事業実態を反映した排出量をもとに投融資ポートフォリオの排出量を算定する方法で、これはボトムアップ分析に該当する。また、スコア 4、5 がセクターの平均的な炭素強度を利用した排出量の推計値を用いる方法で、これはトップダウン分析に該当する。

金融機関は、資産クラス、セクターごとに、利用したデータのデータ・クオリティ・スコアを投融資額で加重平均した値（加重平均データ・クオリティ・スコア）を開示しなければならない。なお、金融機関が Scope 1、Scope 2 排出量の他に Scope 3 排出量について開示している場合には、加重平均データ・クオリティ・スコアについても、Scope 1、2 と Scope 3 を分けて開示しなければならないとされている。

1.1.2 分析対象資産クラスの決定/算定対象セクターの決定

算定手法の理解に続き、分析対象資産クラスの決定について検討する。

PCAF スタンドでは、データの利用可能性などに鑑みて可能な場合には、前述の 10 種類の資産クラスの全ての開示が求められている。一方、本プログラムでは、地域金融機関における投融資先企業の脱炭

素化を促進する観点から、個人向け貸出を除く、事業ローン（貸出金）を対象として分析を実施した。

また、分析対象資産クラスの決定後、算定対象とするセクターについて検討する。投融資ポートフォリオ全体の排出量を把握する観点として、全セクターを対象として算定を行うことが望まれる。他方、セクター別の脱炭素化に向けた取組の促進などを念頭に置いた対話（エンゲージメント）の実践やセクター別の排出削減目標の設定を検討する場合には、個別のセクターを分析することが考えられる。その際には、算定対象セクターにおける主要取引先の排出量や当該取引先との取引関係、物理的原単位などの指標を活用した詳細な分析を実施することが考えられる。

1.1.3 分析データの収集

分析対象資産クラス、算定対象セクターを決定した後は、分析データの収集を実施する。本プログラムでは、各支援対象機関が投融資先の財務データ、GHG 排出量データを収集した。

分析データの収集では、投融資先の GHG 排出量データの収集が大きなハードルとなる。投融資先が自社の GHG 排出量を算定していない場合は、GHG 排出量算定の支援を含めて対応を検討する必要がある。算定していても開示をしていない投融資先には、対話（エンゲージメント）を通じた情報収集を進める必要がある。

分析データの収集方法には、投融資先の開示データなどから収集する方法と、情報ベンダーのサービスを利用する方法がある。開示データなどからの個別の収集は、投融資先の開示情報を調査する過程で得られる情報が多い一方で、データ収集に係る労力が大きいことが課題となる。なお、GHG を一定量排出する事業者については、関連法令に基づき義務報告を行ったデータが環境省の「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」に格納されており、取引先の排出量把握に活用可能である（コラム参照）。情報ベンダーのサービスの利用に関しては、安定的かつ網羅的にデータが得られる一方で、推計値が含まれているケースでは投融資先の実態を表しているとは限らないこと、サービス利用のコストが発生することなどが課題となる。

コラム

～排出量データソース 「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」「EEGS」～

排出量算定データの収集に際しては、特に GHG 排出量データの収集が課題となる。そのため本コラムでは、報告情報、開示情報などをもとに GHG 排出量の情報を提供している情報源について取り上げる。

環境省、経済産業省によるグリーン・バリューチェーンプラットフォームは、企業の脱炭素経営に向けた取組を支援するために温室効果ガス排出に関し、①知る・②測る・③減らすの各ステップにおける取組方法や各種事例紹介、ガイドをまとめた「脱炭素経営」の総合情報プラットフォームである。

ファイナンス・エミッションの算定においては、グリーン・バリューチェーンプラットフォームで公表されている、排出原単位データベースの売上高あたりの排出原単位データを、排出量実績を開示していない企業の排出量推計に使用することが可能である。

グリーン・バリューチェーンプラットフォーム 排出原単位データベースのエクセル “5 産連表 DB ”

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate_05.html

上記の産連表 DB では、国内経済における一定期間の財・サービスの産業間取引を統計表としてまとめた、産業連関表をもとに、物量ベース、金額ベースの排出原単位を示している。物量ベースの排出原単位は公表しているセクターに限られるとともに、排出量の推計には、例えば鉄鋼の生産量などのデータが必要となる。一方、金額ベースの排出原単位は企業の売上高 1 万円あたりどの程度排出するかという指標であり、取引先の財務データを収集している金融機関にとって利用のハードルは高くない。なお、金額ベースの排出原単位には、生産者価格ベース、消費者価格ベースの 2 種類があるが、企業の売上高に掛け合わせるために、基本的には生産者価格ベースの値を使用し、対消費者ビジネスなど生産者価格ベースの値が公表されていないセクターでは、消費者価格ベースの排出原単位を使用する。

表5. 産業連関表ベースの排出原単位 (GLIO:2005年表)

No.	列コード	部門名	①物量ベースの 排出原単位	②金額ベースの排出原単位		(参考) 単価 (品目別生産額表2005より) 百万円/〇〇
			GHG 排出原単位(t-A)-1 t-CO2eq/〇〇	生産者価格ベース GHG排出原単位(t-A)-1 t-CO2eq/百万円	購入者価格ベース (内生産者価格+輸送除) GHG排出原単位(t-A)-1 t-CO2eq/百万円	
1	11101	米	-	6.26	5.37	-
2	11102	麦類	-	6.04	5.10	-
3	11201	いも類	-	3.80	2.85	-
4	11202	豆類	-	5.52	4.69	-
5	11301	野菜	-	4.48	3.28	-
6	11401	果実	-	3.64	2.66	-
7	11501	砂糖原料作物	-	4.36	3.98	-
8	11502	飲料用作物	-	12.76	9.47	-
9	11509	その他の食料作物	-	7.56	6.06	-

4積み上げDB 5産連表DB 6資本財 7電気・熱 8農産物【種類・処理方法別】 9農産物【産別】 10旅客 11交通費 12酒 ...

コラム

次に、環境省の省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム「EEGS（Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System）」（イーグス）について紹介する。EEGS は、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、GHG 排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムである。

EEGS では、GHG を一定量以上排出する事業者が関連法令に基づき義務として報告したデータが格納されている。取引先の排出量データの収集ニーズが高まりつつある中で、EEGS が取引先の排出量把握に有用なデータベースとして活用されることが期待される。

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）

<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/system.html>



The screenshot shows the homepage of the Ministry of the Environment's EECS system. At the top left is the Ministry of the Environment logo. The main title is '温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度' (Greenhouse Gas Emissions Calculation, Reporting, and Disclosure System). A navigation menu includes 'HOME', '制度概要', '算定・報告', '集計結果 開示請求', 'ツール・システム', and '説明会・検討会'. The main content area features the text '省エネ法・温対法・フロン法 電子報告システム(EECS)' over a background image of a laptop and a glass of orange juice. At the bottom left, there is a breadcrumb trail: 'HOME > 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EECS)'.

1.2 ファイナンス・エミッションの算定

1.2.1 業種の紐づけ

ファイナンス・エミッションの算定を行う前に、金融機関の業種コード及び業種別排出係数の紐づけが必要である。「ポートフォリオ・カーボン分析を起点とした金融機関向け移行戦略策定ガイダンス」¹⁵ の別添・Appendix 4にて、日本標準産業分類、日銀業種分類、産業連関表、GICS、TCFD18 分類における紐づけの一覧表を掲載している。

1.2.2 データの準備

事業ローンのファイナンス・エミッションの算定を実施するには、以下データの取得・準備が必要である。

図表1-8 ファイナンス・エミッションの算定に係るデータの準備

No	項目	データ区分	備考
①	顧客番号	社内	
②	上場区分	社内	▶ 上場・非上場で算定方法が異なるため必要
③	業種	社内	▶ 業種別排出係数を紐づけるため必要
④	融資残高(億円)	社内	▶ 本事業では個人向け貸出を除く数値で算定を実施
⑤	株式時価(億円)	外部	▶ 情報ベンダーのサービス等を参照
⑥	資本金等(億円)	社内	▶ 純資産の部合計及びその内訳（資本金、資本剰余金、利益剰余金、非支配株主持分） ▶ 内訳の取得が難しい場合は、純資産の部合計を用いて実施
⑦	社債(億円)	社内	
⑧	借入金(億円)	社内	
⑨	資金調達総額(億円)	—	▶ 上場：⑤+⑦+⑧で算出 ▶ 非上場：⑥+⑦+⑧で算出
⑩	アトリビューション・ファクター	—	▶ ④÷⑨で算出
⑪	売上高(億円)	社内	
⑫	決算月数	社内	
⑬	売上高(換算後)	—	▶ ⑪÷⑫×12で算出
⑭	業種別排出係数(t-CO ₂ /売上高)	外部	▶ グリーン・バリューチェーンプラットフォームやPCAFを参照
⑮	取引先の排出量(t-CO ₂)	外部（ボトムアップ分析の場合）	▶ ボトムアップ分析：公表データを使用 ▶ トップダウン分析：⑬×⑭で算出
⑯	ファイナンス・エミッション(t-CO ₂)	—	▶ ⑩×⑮で算出
⑰	炭素強度(t-CO ₂ /百万円)	—	▶ ⑯÷(⑩×⑬×100)で算出

¹⁵ 環境省「「ポートフォリオ・カーボン分析を起点とした金融機関向け移行戦略策定ガイダンス」の公表について」

https://www.env.go.jp/press/press_02982.html

1.2.3 計算手順

分析データの収集後は、ファイナンス・エミッションの算定を実施する。トップダウン分析に用いる排出量の推計では、企業の売上高などから排出量を算定するため、企業の実際の排出量と乖離した値となり得る。また、排出量の算定後に脱炭素化に向けたエンゲージメントを進めるためには、実際の排出量の把握が必要となる。そのため、排出量の算定に際して、ボトムアップ分析の対象となる企業の拡大が望まれる。しかしながら、中小企業などにおいては自社の排出量の算定が進んでいないケースも多く、よって投融資ポートフォリオ全体のファイナンス・エミッションの算定においては、ボトムアップ分析とトップダウン分析を併用する必要がある。

トップダウン分析では、業界平均の排出係数を用いるため、GHG 排出量を開示できていない企業を対象に含めて GHG 排出量を推計できる。一方で、PCAF スタンダードにおけるデータ・クオリティ・スコアの評価が低いことに加えて、業界平均を利用していることから企業の GHG 排出量の実態との乖離が大きい場合がある。

また、PCAF は地域、国、資産クラス、セクター毎の排出係数を公開しているが、提供する炭素強度のデータの利用に際しては、炭素強度がドル建て、ユーロ建ての売上高当たりの排出量で提示されるために、外貨建ての売上高を円建てに変換する際の為替レートの影響が炭素強度や排出量算定に及ぼす影響について検討する必要がある。この論点に関しては、算定期間の会計年度の末日ではなく炭素強度の基準時点の値を使用することにより、為替レートの大幅な変動の影響を排除できる。なお、今後、炭素強度の基準時点の変更があった際には、為替レートの影響に関する注記などが必要になると想定される。

ボトムアップ分析、トップダウン分析によるファイナンス・エミッションの計算手順

ボトムアップ分析では、アトリビューション・ファクターに、投融資先の GHG 排出量の値を掛け合わせることで、ファイナンス・エミッションを算定する。トップダウン分析では、投融資先の排出量を推計するため、排出量推計の手順が追加される。一方、それ以外の手順についてはボトムアップ分析と同様である。ボトムアップ分析およびトップダウン分析によるファイナンス・エミッションの計算手順は、以下の通り。

図表 1 - 9 ボトムアップ分析の計算手順

No	項目	計算内容
1	融資関連データの収集・算定	図表 1 - 8にある①～⑧、⑪、⑫、⑭、⑮（ボトムアップ分析の場合）のデータを収集
2	アトリビューション・ファクター（帰属計数）の計算	融資額が取引先の資金調達総額に占める割合（金融持分）を計算
3	ファイナンス・エミッションの計算	上記の金融持分を 各企業のCO ₂ 排出量に掛け合わせ、融資額に帰属する排出量を計算。その後、各社のファイナンス・エミッションを足し合わせ、金融機関としてのファイナンス・エミッションを算出
4	炭素強度の計算	各企業のCO ₂ 排出量をアトリビューション・ファクターを掛けた売上高（百万円）で割ることで、売上高当たりの炭素強度を計算

図表 1 - 10 トップダウン分析の計算手順

No	項目	計算内容
1	融資関連データの収集・算定	図表 1 - 8にある①～⑧、⑪、⑫、⑭のデータを収集
2	排出量推計	業種別排出係数（t-CO ₂ /売上高）に売上高を掛け合わせて排出量を推計
3	アトリビューション・ファクター（帰属計数）の計算	融資額が取引先の資金調達総額に占める割合（金融持分）を計算
4	ファイナンス・エミッションの計算	上記の金融持分を 各企業のCO ₂ 排出量に掛け合わせ、融資額に帰属する排出量を計算。その後、各社のファイナンス・エミッションを足し合わせ、金融機関としてのファイナンス・エミッションを算出
5	炭素強度の計算	各企業のCO ₂ 排出量をアトリビューション・ファクターを掛けた売上高（百万円）で割ることで、売上高当たりの炭素強度を計算

TCFD より公表された金融機関向け補助ガイダンスで示されている炭素強度の算出式を以下にて示す。

$$\text{炭素強度} = \frac{\sum_i^n \left(\frac{\text{投資の時価評価額}_i}{\text{発行者の時価評価額}_i} \times \text{発行者のScope1,2 排出量}_i \right)}{\sum_i^n \left(\frac{\text{投資の時価評価額}_i}{\text{発行者の時価評価額}_i} \times \text{発行者の収益}_i \right)}$$

1.2.4 算定の事例

ファイナンス・エミッションの算定式は、第1章2節3項で示した通りだが、本章では具体的な事例及び数値を用いて計算を行う。ある銀行がA社とB社の2社に融資をしている場合のファイナンス・エミッション算定方法を解説する。第1章2節3項で示した「図表1-8ファイナンス・エミッションの算定に係るデータの準備」は、以下「図表1-11ファイナンス・エミッションの算定事例（1/2）」の番号と対応している。なお、アトリビューション・ファクターを算定する際、株主資本がマイナスの場合は、株主資本をゼロとして算定することがPCAFより推奨されている。

A社は上場企業で、排出量を算定・公表しているため、HPより排出量を取得した。B社は非上場企業で、排出量を算定・公表しておらず、業種別の排出係数を用いて排出量を推計していると仮定する。

図表1-11 ファイナンス・エミッションの算定事例（1/2）

① 顧客名	② 上場区分	③ 業種	④ 融資残高 (億円)	⑤ 株式時価 (億円)	⑥ 資本金等 (億円)	⑦ 社債 (億円)	⑧ 借入金 (億円)	⑨ 資金調達 総額 (億円)	⑩ アトリビュー ション・ファ クター	⑪ 売上高 (億円)	⑫ 決算月数	⑬ 売上高(換 算後)	⑭ 業種別排 出係数(t- CO ₂ /売上 高)	⑮ 取引先の排 出量 (t-CO ₂)	⑯ ファイナンス ・エミッシ ョン(t-CO ₂)	⑰ 炭素強度 (t-CO ₂ / 百万円)
A	上場	石油	300	1,200	900	100	200	1,500	20%	1,000	12	1,000	70	60,000	12,000	0.60
B	非上場	電力	20	-	85	5	10	100	20%	25	6	50	50	2,500	500	0.50
合計			330												12,500	

上場：⑤+⑦+⑧
 非上場：⑥+⑦+⑧
 ④÷⑨
 ④÷⑨
 ⑪÷⑫×12
 ボトムアップ分析：公表データを使用
 トップダウン分析：⑬×⑭
 ⑯×⑮
 ⑯÷(⑩×⑰×100)

図表 1 - 12 ファイナンス・エミッションの算定事例 (2/2)

No	項目	算出方法	顧客番号 : A	顧客番号 : B
⑨	資金調達総額 (億円)	【上場】⑤株式時価+⑦社債+⑧借入金 【非上場】⑥資本金等+⑦社債+⑧借入金	⑤1,200+⑦100+⑧200 =1,500	⑥85+⑦5+⑧10 =100
⑩	アトリビューション・ファクター	④融資残高÷⑨資金調達総額	④300÷⑨1,500 =0.2(20%)	④20÷⑨100 =0.2(20%)
⑬	売上高 (換算後) (億円)	⑩売上高×⑫決算月数÷12	⑩1,000×⑫12÷12 =1,000	⑩25×⑫6÷12 =50
⑮	取引先の排出量(t-CO ₂)	【トップダウン分析】⑬売上高 (換算後) ×⑭業種別排出係数 【ボトムアップ分析】公表済みデータを使用	【ボトムアップ分析】 (公表済みデータを使用)	【トップダウン分析】 ⑬50×⑭6 =2,500
⑯	ファイナンス・エミッション (t-CO ₂)	⑩アトリビューション・ファクター×⑮取引先の排出量	⑩20%×⑮60,000 =12,000	⑩20%×⑮2,500 =500
⑰	炭素強度 (t-CO ₂ /百万円)	⑯FE÷(⑩アトリビューション・ファクター×⑬売上高 (換算後) (億円)×100)	⑯12,000÷(⑩20%×⑬100,000×100) =0.60	⑯500÷(⑩20%×⑬50×100) =0.50

ポートフォリオ全体におけるFE合計
= **12,500**

ポートフォリオ全体の炭素強度
=(12,000+500)÷(100,000×20%+5,000×20%)
= **0.60**

取引先各社の排出量は、⑯の計算より、A社：12,000(t-CO₂)、B社：500(t-CO₂)と求めることができる。⑯は以下ファイナンス・エミッションの算定式の1取引先あたりの「アトリビューション・ファクター×排出量」を計算している。これら取引先各社の排出量を合計することで、12,500(t-CO₂)が算出され、これが金融機関におけるファイナンス・エミッションとなる。

$$\text{ファイナンス・エミッション} = \sum_i \text{アトリビューション・ファクター}_i \times \text{排出量}_i$$

$$\text{アトリビューション・ファクター}_i = \frac{\text{投融資額}_i}{\text{資金調達総額}_i}$$

また、取引先各社の炭素強度は、⑰の計算より、A社：0.60(t-CO₂/百万円)、B社：0.50(t-CO₂/百万円)と求めることができる。この金融機関のポートフォリオ全体の炭素強度は、0.60(t-CO₂/百万円)と算出される。

$$\text{炭素強度} = \frac{\sum_i^n \left(\frac{\text{投資の時価評価額}_i}{\text{発行者の時価評価額}_i} \times \text{発行者のScope1,2 排出量}_i \right)}{\sum_i^n \left(\frac{\text{投資の時価評価額}_i}{\text{発行者の時価評価額}_i} \times \text{発行者の収益}_i \right)}$$

1.3 優先セクターの決定に向けた分析

脱炭素化の観点から金融機関における優先セクターを判断するにあたり、地域特性やエンゲージメントが進めやすい取引先などを加味するため、図表1-13に記載の通り、①算出したファイナンスド・エミッションの観点に加え、②～⑤にあるような他の要素を組み合わせたうえで、優先セクターの選定を実施することが望ましい（なお、②～⑤の4つの観点については、優先セクター決定に向けた観点を整理したものであり、順番に優劣はない）。

そこで、本プログラムでは、以下に示す5つの観点を基に、各支援対象機関が重要と考える観点を複数組み合わせ、ヒートマップを作成して分析することで優先セクターを選定した（各支援機関が優先セクター選定時に重要と考えた観点及び選定した優先セクターについては、事例集参照）。

図表1-13 優先セクター決定に向けた分析の観点

概要	
① FE算定 (ボトムアップ分析を含む)	▶ トップダウン分析でFE算定を行いつつ、取引先の開示情報（GHG排出量・エネルギー利用量）から得られる事業実態を反映したボトムアップ数値も反映して算定する。
② エリア別ファイナンスド・エミッションの規模	▶ FEの値が高い産業の集積エリアや営業店を可視化し、本部・営業店間連携に繋がられ、エンゲージメント戦略策定の際に活用可能。
③ 取引先との関係性	▶ 取引先との関係性（メイン・準メイン先等）、上場・非上場等を分析に反映する。より実効的な移行計画策定を検討するうえで重要。
④ 既存取組の展開状況	▶ 既に取り先へ実施している脱炭素化支援の内容を分析に反映する。実際の支援実績が多いセクターは詳細な移行計画の検討に繋がしやすい。
⑤ 移行リスクの大きさ	▶ 移行リスクが高いセクターは財務に与える影響が大きいため優先度を検討する上で重要。TCFD開示のシナリオ分析を利用。

1.3.1 ファイナンスド・エミッション算定（ボトムアップ分析を含む）

1つ目の観点は、ファイナンスド・エミッション算定結果である。トップダウン分析でファイナンスド・エミッション

算定を行いつつ、取引先の開示情報（GHG 排出量・エネルギー利用量）から得られる事業実態を反映したボトムアップ数値も反映する。GHG 排出量を算定、もしくは、算定予定の企業が多いセクターでは、より具体的な移行計画を検討できる可能性がある。

ボトムアップ分析の概要については、トップダウン分析の概要とともに図表 1 - 6 において既に示しているが、下記に再掲する。ボトムアップ分析は、排出量データの取得や蓄積に時間・コスト・労力がかかるものの、個社の実数を把握できる他、データ・クオリティ・スコアの向上に寄与する、個社とのエンゲージメントに繋げやすい、といったメリットがある。

図表 1 - 14 ボトムアップ分析とトップダウン分析の概要及びメリット・デメリット

項目	ボトムアップ	トップダウン
概要	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各社の開示情報（排出量、エネルギー利用量など）から得られる事業実態を反映した排出量の算定 ⇒PCAFデータ・クオリティ・スコア1～3 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ セクターの平均的な排出係数を利用した排出量の推計 ⇒PCAFデータ・クオリティ・スコア4～5
データソース	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業へのヒアリング、情報ベンダーのサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ PCAFが提供するデータベース、グリーン・バリューチェーンプラットフォーム
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個社の排出削減努力を反映した実数を把握できる ▶ 企業による報告のためデータの質が高い ▶ 企業の排出削減努力を反映した経年比較などの分析が可能 ▶ 企業とのエンゲージメントにつなげやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 排出量データを開示していない企業も分析可能なため、カバー率が高い ▶ ポートフォリオ全体の分析が可能なためにどのセクターの排出量が多いのか簡易的に傾向を把握することができる ▶ 業種分類、売上高データは一般に銀行が保有しているため追加のデータ取得、蓄積コストが少ない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 排出量を開示している企業が限られるため、ポートフォリオのカバー率が低い ▶ 排出量データの取得、蓄積にコストがかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ セクター平均の排出強度による排出量推計のためデータの質が低い ▶ 企業の排出削減努力がタイムリーに反映されない ▶ 企業とのエンゲージメントにおいて排出量が実態に合わない可能性がある

～分析データの収集に関する課題～

ファイナンス・エミッションの算定には投融資先の財務データや GHG 排出量データが必要である。本コラムでは、データ収集における主な課題を紹介する。

分析データの収集に係る課題は、①データの収集方法、②財務データの定義付け、③GHG 排出量データの Scope 等の収集範囲と粒度、④活動量データの収集、⑤連結・単体データの扱いの主に 5 つが挙げられる。

課題	主な論点
① データの収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融機関の投融資先の開示情報を調査する方法は、労力が大きいことが課題である ▶ 情報ベンダーのサービス利用による方法は、網羅的にデータが得られるが、推計値が含まれている場合、企業の実態を表しているとは限らない
② 財務データの定義付け	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 分子の融資残高は、事業ローン及び非上場株式の資産クラスについては、オンバランスの融資及び信用枠部分と整理 ▶ 分母の資金調達総額については、PCAFスタンダードでは、「total equity + total debt」と表現される
③ GHG 排出量データの Scope 等の収集範囲と粒度	<ul style="list-style-type: none"> ▶ PCAFスタンダードでは、ファイナンス・エミッションとして、金融機関は投融資先の Scope 1, 2 の排出量を対象とすることを求めている。一方で、投融資先の Scope 3 排出量については、投融資先の開示状況を踏まえて分析への取り込みを検討するフェーズインアプローチを採用している ※ファイナンス・エミッションについては、ISSB/SSBJでは気候関連基準において、Scope 1 及び 2 だけでなく、Scope 3 の排出量も含めて区分した排出量を開示することを求めている
④ 活動量データの収集	<ul style="list-style-type: none"> ▶ セクターごとに異なる指標を設定しているケースが多く、まずはどのセクターでどの活動量のデータを収集するかを決定する必要がある ▶ 例えば、電力セクターでは発電量、住宅・不動産では床面積、自動車などの運輸セクターでは走行距離、製造業では生産量である
⑤ 連結・単体データの扱い	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財務・GHG 排出量データの収集では、例えば海外企業の国内現地法人への融資において、財務・GHG 排出量データは親会社による連結ベースの値のみしか取得できないケースなど、どのようにして自らの金融持分に当たる帰属係数（アトリビュション・ファクター）を計算するかについて課題がある ▶ 連結・単体の算定式は、次項のコラムにて紹介する

～連結・単体の扱い～

本コラムでは、「コラム：分析データの収集に関する課題」で紹介し、金融機関の算定実務においても直面する課題である、連結・単体データの計算について紹介する。

「親会社、子会社双方に融資があるケース」と「親会社又は子会社のみ融資があるケース」で場合分けをした計算方法は、以下の通りである。

親会社、子会社双方に融資があるケース

- ① 連結対象となる親会社、子会社両社に融資があり、連結のGHG排出量、財務が取得できるケース

$$\text{(計算式)} = \frac{\text{エクスポージャー (親会社融資 + 子会社融資)}}{\text{資金調達総額 (連結)}} \times \text{GHG排出量 (連結)}$$

- ② 連結対象となる親会社、子会社両社に融資があり、連結のGHG排出量、財務が取得できないが、親会社、子会社単体のGHG排出量、財務データが取得できるケース（親会社、子会社をそれぞれ計算）

$$\text{(計算式)} = \frac{\text{エクスポージャー (単体向け融資)}}{\text{資金調達総額 (単体)}} \times \text{GHG排出量 (単体)}$$

※本来GHG排出量も連結すべきだが、連結されていないケースも実務上多い

親会社又は子会社のみ融資があるケース

- ③ 連結対象となる親会社（または子会社）のみ融資があり、連結/単体のGHG排出量、財務データが取得できるケース

$$\text{(計算式)} = \frac{\text{エクスポージャー (親会社 (子会社) 融資)}}{\text{資金調達総額 (親会社 (子会社) 単体)}} \times \text{GHG排出量 (親会社 (子会社) 単体)}$$

- ④ 連結対象となる親会社（または子会社）のみ融資があり、GHG排出量、財務データが連結のみしか取得できないケース

$$\text{(計算式)} = \frac{\text{エクスポージャー (親会社 (子会社) 融資)}}{\text{資金調達総額 (連結)}} \times \text{GHG排出量 (連結)}$$

1.3.2 エリア別ファイナンスド・エミッションの規模

2つ目の観点は、エリア別ファイナンスド・エミッションの規模である。ファイナンスド・エミッションの値が高い産業の集積エリアや営業店を可視化することが重要であり、高炭素集約型セクター（電力、石油・ガス、運輸など）に該当するような産業の集積地を抱える営業店が確認できれば、本部による積極的な支援に繋げることができる他、自治体やサプライチェーンとの連携を検討する際にも有効となる。優先的に対応すべき、エリア・営業店が明確化されることで、金融機関全体のエンゲージメント戦略の策定にも有効となる。

1.3.3 取引先との関係性

3つ目の観点は、取引先との関係性（取引先と営業店の親密度やメイン・準メイン先かどうか）である。取引先との関係性の考慮は、より実効的な移行計画を検討する上で重要な観点となるため、関係性を踏まえた働きかけやすさの視点から分析を実施する。例えば、メイン・準メイン先の比率が高いセクターや、取引先数は多くないものの特定のセクターに属するメイン先企業がファイナンスド・エミッション（もしくは融資ポートフォリオ）において高い割合を占めている場合、優先セクターの決定において重要な観点となる。

なお、分析にあたっての留意点として、メイン・準メインの基準を明確にする必要がある他、対象を非上場企業に限定した場合、ある特定のセクターの排出量の大半は上場企業が占めている可能性もあるため、これらについては詳細な検討が必要となる。

1.3.4 既存取組の展開状況

4つ目の観点は、既存取組の展開状況である。多くの金融機関においては、既に取引先へ脱炭素化支援（CO₂ 排出量算定サービス、脱炭素コンサルティング、SDGs 支援、サステナビリティ経営支援など）を実施していることから、それらの脱炭素化支援の内容を分析に反映する。

取引先の脱炭素化への取組は、省エネ設備の導入や GHG 低排出の技術の開発への資金提供、あるいは CO₂ 排出量の把握から、排出削減目標の策定まで段階に差があるケースが考えられる。自社の既存取組の展開状況を踏まえ、取引先の脱炭素化への関心が高いセクターを選定することで、詳細な移行計画の検討に繋がられる可能性が高い。

他方で、ファイナンスド・エミッションの大きさと脱炭素化支援の取組実績は必ずしも相関するとは限らない

点は、留意が必要である。

1.3.5 移行リスクの大きさ

5つ目の観点は、移行リスクの大きさである。移行リスクが高いセクターは、財務数値に与える影響が大きいが予想されるため、移行計画の策定やエンゲージメントに優先的に取り組むセクターを選別する指標になる。既にTCFD開示においてシナリオ分析などを用いて各セクターの移行リスクを評価している場合、その評価を活用することが可能である。

1.3.6 ヒートマップを活用した優先セクターの検討

本プログラムでは、上記5つの観点についてヒートマップを作成し、各支援対象機関における優先セクターの検討に活用した。ヒートマップは、各項目について影響度が大きいセクター順にハイライトしたものである。例えば、「GHG排出量の実測値を踏まえたボトムアップ分析」では、ファイナンス・エミッション（総量）が大きいセクター順にハイライトした。ヒートマップを作成することで、各セクターにおける取組の優先順位について全体観を把握することができる。

一般的に、複数の検討項目においてハイライトされているセクターが金融機関にとって重要なセクターとなる可能性が高く、セクター決定の際の社内の関係部署や経営層とのディスカッションにおいて有効に活用することが可能である。図表1-15はヒートマップ作成の一例であるが、以下の項目以外にも金融機関の個別事情に応じて、項目を追加して検討することもできる。各支援対象機関が作成したヒートマップについては、事例集を参照されたい。

図表 1 – 15 ヒートマップの作成例

セクター	ファイナンス・エミッション 算定 (ボトムアップ分析を 含む)	エリア別ファイナンス・ エミッションの規模	取引先との関係性	既存取組の展開状況	移行リスクの大きさ
農業					
金属・鉱業	第1位	第3位	第1位	第2位	第2位
建設業	第2位	第1位			
電気					第3位
石油・ガス					第1位
情報通信業					
運輸業	第3位	第2位		第1位	
小売業			第2位	第3位	
金融業、保険業					
不動産業					
宿泊業					
飲食サービス業					
・					
・					
・					

第1位
 第2位
 第3位

2. 移行計画の策定

移行計画の各種ガイダンスは公表されているものの、実際にどのように移行計画を策定していくかは各金融機関の判断に委ねられている。そのような中で、本プログラムでは移行計画に関する各種ガイダンスを参照しつつ、地域金融機関において移行計画に含めるべき内容を整理した。そのうえで、現状の取組や今後の取組を整理するワークを行い、検討結果を踏まえて、移行計画の内容を開示案として取りまとめた。

2.1 移行計画とは

本プログラムにおいて策定を行う移行計画の定義について概説する。また、移行計画の策定に関する近年の動向についてコラムに示す。

【移行計画の定義と位置づけ】

移行計画については、これまでに国内外の様々な機関からガイダンスが公表されている。国外において公表されている代表的なガイダンスとしては、TCFDによる「指標、目標、移行計画に関するガイダンス」（2021年10月公表）や Glasgow Financial Alliance for Net Zero（GFANZ）による「金融機関のネットゼロ移行計画に関する提言とガイダンス」（2022年11月最終版公表）、TPTによる「TPT 開示フレームワーク」（2023年10月最終版公表）などが挙げられる。加えて、日本では、2024年4月にTCFDコンソーシアムが「移行計画ガイドブック」を公表した。

これらのガイダンスは、移行計画の策定や開示に関する考え方を示すものであるが、近年では、移行計画はこうした任意のガイダンスにとどまらず、サステナビリティ関連情報の開示基準においても位置付けられている。具体的には、2023年6月にISSBがIFRS S1及びS2（以下、「ISSB基準」という。）を公表し、これを受けて2025年3月にSSBJがSSBJ基準を公表した。ISSB基準ではS2、SSBJ基準では気候関連開示基準（以下、「SSBJ気候基準」という。）において、移行計画の定義や開示に関する言及がなされている。

各機関のガイダンスや基準において、移行計画の定義に細かな表現の違いはあるものの、その基本的な

考え方に大きな差異は見られない。そこで、SSBJ 気候基準¹⁶の定義を引用すると、移行計画とは「温室効果ガス排出の削減などの活動を含む、低炭素経済に向けた移行のための企業の目標、活動又は資源を示した企業の全体的な戦略の一側面」とされている。

この定義を金融機関に当てはめて考えると、金融機関は GHG 排出量の大部分をファイナンス・エミッションが占めることから、金融機関における移行計画は、主としてファイナンス・エミッションの削減に向けた取組を中心に構成されることになる。もっとも、ファイナンス・エミッションの削減は、金融機関単独の取組によって達成できるものではない。金融機関が投融資を行う地域企業や関連する自治体など、様々なステークホルダーにおける脱炭素の取組が必要である。したがって、金融機関における移行計画とは、自らの事業活動を通じて、地域企業や自治体などと連携しながら、地域全体の脱炭素化にどのように貢献していくのかを整理・明示する計画であると位置づけられる。

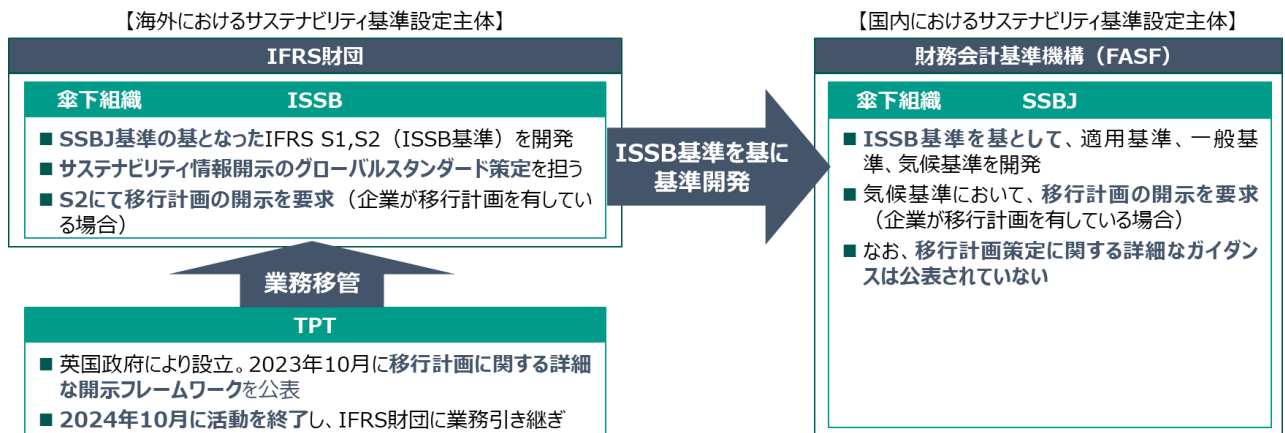
なお、従来の気候関連情報開示では、多くの企業が「気候変動に伴うリスクと機会の評価」及び「それらへの対応策」を中心に開示してきた。これに対し、移行計画は、脱炭素社会への移行に伴うリスクと機会を踏まえつつ、自社が目指す将来像と、その実現に向けた戦略を通じて、いかに持続的な企業価値の創造を図るのかを示すものである。すなわち、移行計画は、脱炭素への対応と企業価値の創造をいかに両立させるかを明確に示すものであり、これまでの開示と比較して、より将来志向かつ戦略的な性格を有すると考えられる。

本プログラムでは、移行計画の策定に向けた検討を行ったが、その際には前述の複数ある移行計画に関するガイダンスのうち、TPT による「TPT 開示フレームワーク」を参照した。TPT 開示フレームワークは GFANZ や TCFD などの既存の開示フレームワークをベースに作成されており、その中での開示推奨項目には金融機関・投資家などの意見が反映されている。TPT は 2025 年 10 月にその活動を終了しているものの、TPT がこれまでに公表してきたガイダンスは IFRS 財団が引き継ぎ、管理・公表を継続している。IFRS 財団傘下の ISSB がサステナビリティ開示基準のグローバルスタンダードの策定を担っている点や、日本国内におけるサステナビリティ開示基準である SSBJ 基準が ISSB 基準を基に開発されたという経緯、SSBJ が移行計画策定に関する独自のガイダンスを公表していない点などを踏まえると、TPT の活動終了後も TPT 開示フレームワークを参照した移行計画の策定実務の重要性は引き続き高いと考えられる。

¹⁶ サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250305_03.pdf

なお、金融機関が移行計画を策定するに当たってこれらのガイダンスを活用するか否かは、あくまで各金融機関の判断に委ねられている点について留意が必要である。

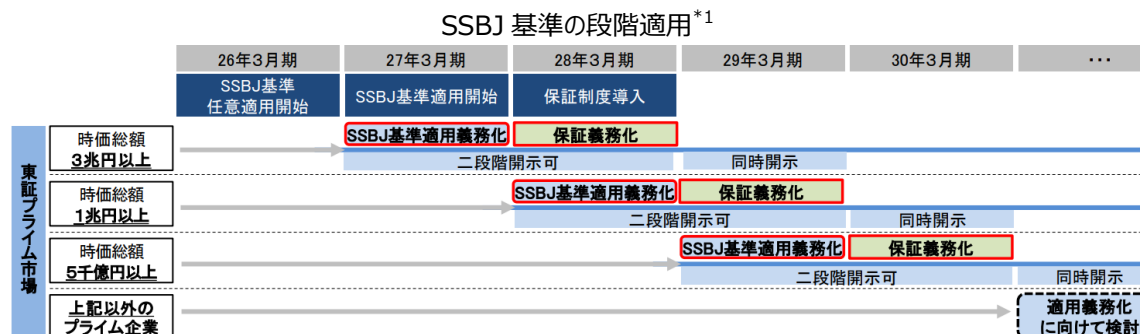
図表 2 - 1 : サステナビリティ開示基準の開発と TPT 開示フレームワークの関係



～移行計画の策定に関する近年の動向～

i) SSBJ 基準の導入

2023年6月にISSB基準が公表されたことを受け、日本国内では、SSBJが2024年3月にサステナビリティ開示基準の公開草案を公表し、2度のパブリックコメントを経た後、2025年3月に確定基準（SSBJ基準）を公表した。SSBJ気候基準では、移行計画の開示に言及されており、「戦略」の開示項目である同基準の第29項(3)にて、企業が移行計画を有している場合においては、その内容を開示することを要求している。SSBJ基準については、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」の議論にて、プライム市場上場企業の中から時価総額の規模に応じて段階的に適用を義務化する方針（下図参照）が示された後^{*1}、2026年2月20日の企業内容等の開示に関する内閣府令の改正をもって、プライム市場に上場する時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期、3兆円未満1兆円以上の企業は2028年3月期から適用を義務化することが決定されている。^{*2}



SSBJ基準においては、前述の通り、移行計画の策定そのものを要求しているのではなく、企業が移行計画を有している場合において、その内容を開示することを要求するに留まっている。他方、SSBJ基準が最初に適用される見込みである時価総額3兆円以上の企業を中心に、既に移行計画の策定及び任意での開示に取り組む動きが進んでいる。例えば、三菱UFJフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友トラストグループや第一生命ホールディングス

コラム

などの大手金融機関においては、既に移行計画を策定し、統合報告書やサステナビリティレポート、企業HPなどの任意媒体を通じて開示を行っている。今後、SSBJ基準での開示要求により、有価証券報告書内で移行計画の内容を開示するにあたって、これらの企業は移行計画の高度化を図っていくことが想定される。一方で、地域金融機関においては、株式時価総額の規模などを勘案すると、SSBJ基準の適用義務化及びそれに伴う移行計画の開示が要求される時期は相対的に先になると考えられるものの、国内の金融機関における移行計画の策定・開示の動向を背景として、移行計画の策定・開示に向けた機運は徐々に高まっていくと考えられる。

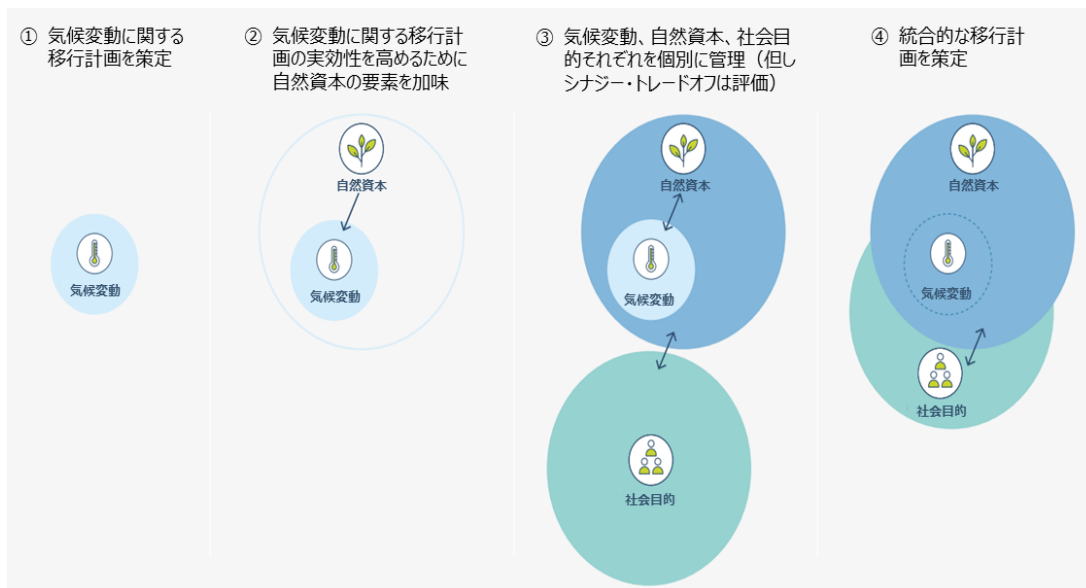
ii) TNFDによるネイチャーポジティブ実現に向けた自然資本に関する移行計画ガイダンス

移行計画の策定・開示の機運が高まる中で、気候変動への対応に加え、自然資本への対応についても、あわせて整理・開示していくことの重要性に関する議論が広がりつつある。2025年11月に自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）より公表された「Guidance on Nature in transition plans」^{*4}では、ネイチャーポジティブ実現に向けた自然資本に関する移行計画の策定及びその開示に関する考え方について言及されている。同ガイダンスは、自然資本に関する企業の取組を体系的に整理し、開示していくために、前述のTPT開示フレームワークとの整合性を意識した内容が取り込まれている。

なお、同ガイダンスはあくまでもネイチャーポジティブを念頭に置いた企業の移行計画策定・開示に用いられることが想定されるが、一部記載の中で、気候変動に関する移行計画との関係性について言及している。具体的には、気候変動に関する移行計画の実効性を確保するうえで、自然資本に関する取組が重要な要素であることが示されている。また、将来的には、気候変動に関する移行計画に自然資本の観点を組み込んでいくアプローチや、気候変動・自然資本を統合した移行計画の策定を目指すといった方向性が示されている。

コラム

気候変動に関する移行計画から、気候・自然資本を含む統合的な移行計画への展開^{*4}



今後、移行計画の策定・開示を行う地域金融機関は、まず SSBJ 気候基準における移行計画の開示要求への対応として、気候変動対応にフォーカスを当てて対応していくことが重要である。一方、中長期的には、自然資本への対応も含めた統合的な開示の重要性が高まっていくことが想定される。なお、自然資本を踏まえた移行計画の検討アプローチについては、本ガイダンス内の Appendix 2 を参照頂きたい。

出典)

*1 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する ワーキング・グループ 報告 概要 2026 年 1 月 8 日」https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20260108/02.pdf

*2 金融庁「「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260220/20260220.html>

*3 TNFD「Guidance on nature in transition plans」
https://tnfd.global/wp-content/uploads/2025/11/Guidance-on-nature-in-transition-plans_DIGITAL-

*4 上記*3 を基に仮訳、作成

2.2 TPT の各種ガイダンス

上述のとおり TPT はその活動を終了しているが、これまでに TPT が策定した、移行計画に関する開示推奨事項に関連するガイダンスについては、IFRS 財団に引き継がれ、公表を継続している。TPT より公表された3つのガイダンス「Transition Planning Cycle」¹⁷「Disclosure Framework（以下、TPT 開示フレームワーク）」¹⁸「Explore the Disclosure Recommendations」¹⁹について概要を説明する。

【Transition Planning Cycle】

TPT が 2024 年 4 月に公表した「Transition Planning Cycle」は、「移行計画サイクル（“The Transition Cycle”）」の基本的な考え方が整理されている。

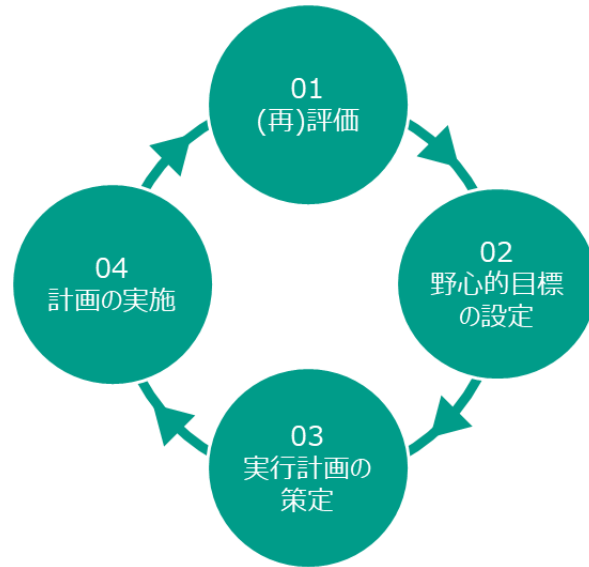
移行計画サイクルにおいては、移行計画を定期的に見直し、更新することを見据え、4 段階の策定プロセスを繰り返し実施する考え方が強調されている。これは、移行計画は柔軟に外部環境の変化に適応すべきものであるという考えに基づいている。以下に記載の 4 段階の策定プロセスの概要のとおり、移行計画を策定するうえでは、現状の（再）評価を行い、野心的な目標を設定したうえで、ネットゼロに向けた実行計画の策定を行い、策定した計画を実施するサイクルが推奨されている。

¹⁷ TPT「Transition Planning Cycle」<https://itpn.global/wp-content/uploads/2024/12/TransitionPlanning-Cycle.pdf>

¹⁸ TPT「Disclosure Framework」<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/knowledge-hub/resources/tpt/disclosure-framework-oct-2023.pdf>

¹⁹ TPT「Explore the Disclosure Recommendations」<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/knowledge-hub/resources/tpt/explore-disclosure-recs-apr-2024.pdf>

図表 2 - 2 : 移行計画サイクル



図表 2 - 3 : 移行計画の4段階の策定プロセスの概要

<p>01 (再)評価</p>	<p>ISSB基準やTCFDの推奨事項に沿って、現在の自社の状況を把握することや、企業戦略や開示を広範にサポートするために実施している気候関連のリスクと機会の分析を活用することで、現状の立ち位置を理解し、移行計画策定のための基礎とすることが推奨される</p> <ul style="list-style-type: none"> • 取締役会の関与(*) • 組織横断的なオーナーシップの確保(*) • 主要なステークホルダーの把握 • 気候関連のリスク・機会の評価 • 現在のGHG排出量の算定 • 脱炭素への移行手段の特定 • 影響と依存関係の評価 <p>(*) 4段階の移行計画サイクルを開始する前の推奨事項</p>
<p>02 野心的目標の設定</p>	<p>脱炭素経済への移行に対応、貢献するための野心的な戦略的目標を設定することが推奨される</p> <ul style="list-style-type: none"> • 目的及び優先順位の設定 • 計画が依存する重要な仮定と外部要因の特定 • ビジネスモデルとバリューチェーンにおける戦略上の変更点の特定
<p>03 実行計画の策定</p>	<p>野心的な戦略を、脱炭素に効果的な実行戦略およびエンゲージメント戦略に短・中・長期の時間軸を考慮の上反映することで、ネットゼロを達成していくことを目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実行ステップの策定 • ポリシー・条件の見直し • 実行戦略のレジリエンス評価 • ガバナンス構造等の見直し • エンゲージメント戦略の策定 • 財務計画への統合 • 指標と目標の設定
<p>04 計画の実施</p>	<p>移行計画を策定した後は、計画を実行するための体制を構築することが重要となる</p> <ul style="list-style-type: none"> • 移行計画の実施・継続 • TPT開示フレームワークに沿った移行計画の開示 • 進捗状況のモニタリング・報告

【TPT 開示フレームワーク】

TPT が 2023 年 10 月に公表した「TPT 開示フレームワーク」は、図表 2 - 4 が示す通り、3 つの原則（野心性（Ambition）、行動（Action）、説明責任（Accountability））、5 つの開示要素（基礎、実行戦略、エンゲージメント戦略、指標と目標、ガバナンス）で構成されており、5 つの開示要素はさらに 19 の開示サブ要素から構成される。

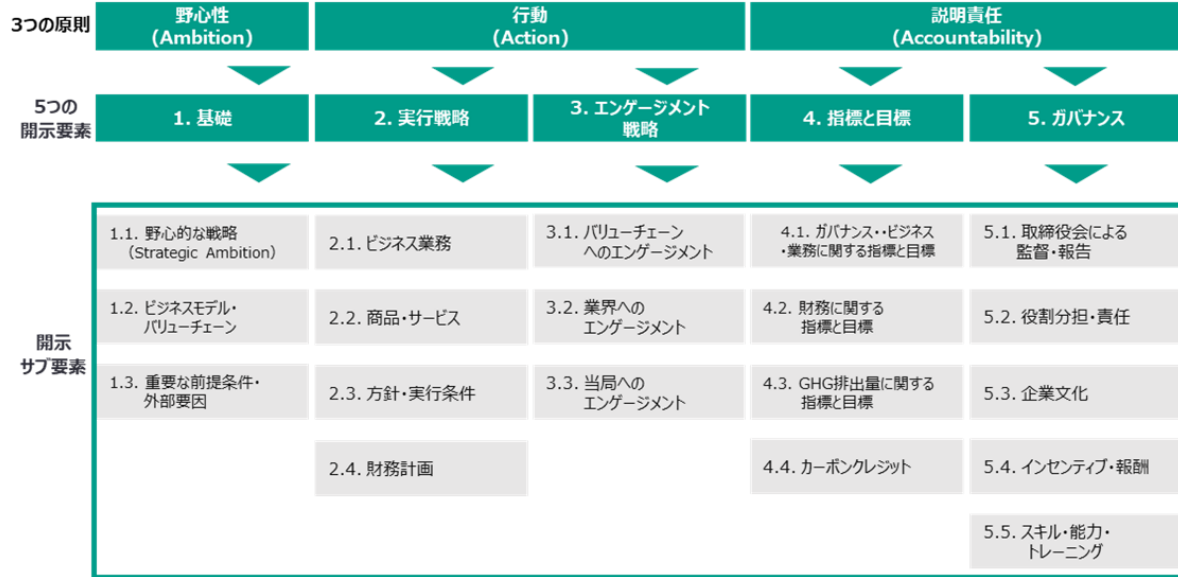
【Explore the Disclosure Recommendations】

TPT が 2024 年 4 月に公表した「Explore the Disclosure Recommendations」は、TPT 開示フレームワークに挙げられている開示要素がなぜ情報利用者にとって重要なのかを説明することを目的としている。加えて、報告主体が開示を作成する際に考慮すべき追加的な観点を説明しているため、TPT 開示フレームワークをもとに移行計画の開示内容を検討する際に活用することが有用である。

TPT 開示フレームワークは 19 の開示サブ要素ごとに、開示推奨事項を設定し、詳細なガイダンスを提供することで、他社との比較可能性の高い移行計画を策定・開示することを促している。また、SSBJ が 2025 年 8 月に公表した「補足文書「ガイダンス文書『IFRS S2 号に従った企業の気候関連の移行についての情報（移行計画に関する情報を含む）の開示』」」において、IFRS S2 号における開示要求事項と TPT 開示フレームワーク の該当項目がマッピング表で示されている。詳細は Appendix 1 に記載している。

図表 2 - 4 TPT 開示フレームワークの全体像

(3つの原則、5つの開示要素、19の開示サブ要素)



【3つの原則】

TPT 開示フレームワークでは、企業における移行計画を、戦略的かつバランスの良いアプローチとするための枠組みとして、3つの原則を提示している。

図表 2 - 5 3つの原則の概要

<p>野心性 (Ambition)</p> <p>行動の緊急性を反映する</p>	<p>▶ 最新の科学的知見に基づき、行動の緊急性を反映した移行計画を策定する。特に以下について野心的な戦略 (Strategic Ambition) を反映する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業自身のビジネスやバリューチェーンにおける脱炭素化 2. 気候変動に伴うリスク・機会への対応 3. 経済全体の脱炭素化社会への移行における貢献
<p>行動 (Action)</p> <p>野心的な戦略を短期・中期・長期の具体的なステップに落とし込む</p>	<p>▶ 移行計画では、野心的な目標や優先事項を短期・中期・長期の具体的なステップに落とし込む</p> <p>▶ 移行計画はGHG排出量 (Scope1,2,3) 全ての考慮を推奨。また、カーボンクレジットの購入よりも直接的な削減を優先することを推奨</p> <p>▶ 企業は実行計画が適切なリソース計画に基づいたものであることを確保し、計画が依存する仮定・外的要因の変化に対する感応度を評価し、可能な限りリスクを軽減することを推奨</p>
<p>説明責任 (Accountability)</p> <p>明確なガバナンスと開示を通じて移行計画を実施する</p>	<p>▶ 移行計画の実施と監視のための明確な役割と責任を定義し、組織文化や報酬体系も移行計画の目標に沿うようにガバナンスを構築する</p> <p>▶ 移行計画に関する重要な情報や、具体的な目標と進捗を定期的に財務報告として公表することで、新たな情報や外部環境の変化に柔軟に対応できるようにする</p> <p>▶ 移行計画を定期的に見直し、更新することを推奨</p>

【5つの開示要素】

TPT 開示フレームワークの5つの開示要素及び19の開示サブ要素の概要は下記のとおりである。

図表2-6：5つの開示要素の概要

1	基礎	▶ 企業の目的と優先事項を含む移行計画の野心的な戦略（Strategic Ambition）（企業の目的と優先事項を含む）を開示
2	実行戦略	▶ 野心的な戦略を達成するためのビジネス、商品・サービス、方針等とそれによる財務影響を開示
3	エンゲージメント戦略	▶ 野心的な戦略を達成するためのエンゲージメントについて開示
4	指標と目標	▶ 野心的な戦略に向けた進捗を推進・監督するために使用している指標と目標を開示
5	ガバナンス	▶ 野心的な戦略を達成するためのガバナンス構造・組織体制を開示

図表 2 - 7 19の開示サブ要素の概要

要素	サブ項目 (概要)				
基礎	1.1.野心的な戦略	1.2.ビジネスモデル・バリューチェーン	1.3. 重要な前提条件・外部要因		
	移行計画の野心的な戦略 (GHG低排出、脱炭素経済への移行の目的及び優先事項)	野心的な戦略が自社のビジネスモデルとバリューチェーンにどのような影響を及ぼすかについての説明	移行計画の野心的な戦略を達成するために設定した、重要な前提条件と外部要因		
実行戦略	2.1. ビジネス業務	2.2. 商品・サービス	2.3. 方針・実行条件	2.4. 財務計画	
	野心的な戦略を達成するために、ビジネス業務上、短・中・長期で取り組む情報	野心的な戦略の達成のために商品・サービスを変更について短・中・長期で取り組んでいる情報	野心的な戦略を達成するために、使用または使用予定の方針と条件に関する情報	短・中・長期にわたって自社の財政状態、経営成績、およびキャッシュフローに及ぼす影響	
エンゲージメント戦略	3.1. バリューチェーンへのエンゲージメント	3.2. 業界へのエンゲージメント	3.3. 当局へのエンゲージメント		
	野心的な戦略を達成するための自社のバリューチェーンにおけるエンゲージメント活動	野心的な戦略を達成するための業界内の他の企業や団体とのエンゲージメントや協働活動	野心的な戦略を達成するための政府、規制機関、コミュニティ等とのエンゲージメント活動		
指標と目標	4.1. ガバナンス・ビジネス・業務に関する指標と目標	4.2. 財務に関する指標と目標	4.3. GHG排出量に関する指標と目標	4.4. カーボンプレジット	
	野心的な戦略に向けた進捗を推進し、モニタリングするためのガバナンス等に関する指標と目標	自社のビジネス、セクターや戦略に関する財務指標と目標	GHG排出量・削減量の指標と目標	野心的な戦略を達成するためのカーボンプレジットの使用や使用計画	
ガバナンス	5.1. 取締役会による監督・報告	5.2. 役割分担・責任	5.3. 企業文化	5.4. インセンティブ・報酬	5.5. スキル・能力・トレーニング
	移行計画の監督に責任を持つガバナンス機関 (取締役会、委員会等) に関する情報	移行計画のガバナンスプロセス、コントロールや手続きにおける経営陣の役割	野心的な戦略と企業文化をどのように一致させるかについての情報	野心的な戦略とインセンティブや報酬体系をどのように一致させるかについての情報	野心的な戦略を達成するための組織全体で適切なスキルを評価し、構築するための施策

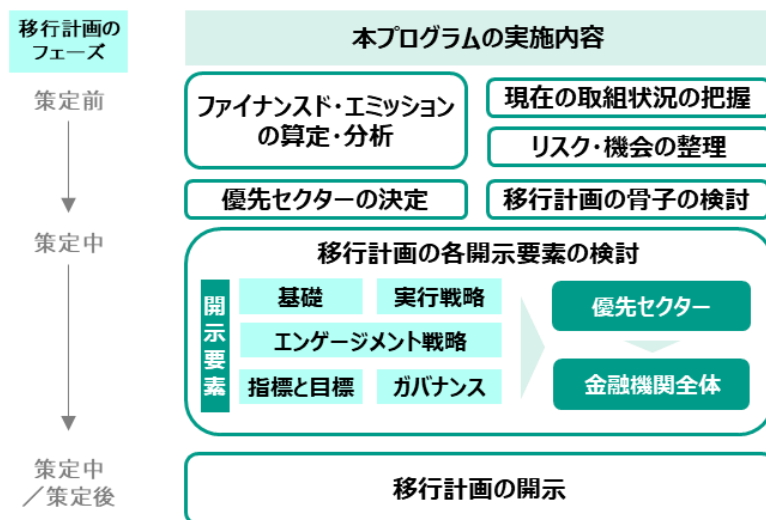
2.3 移行計画の検討

本節では、前節で述べた移行計画サイクルの4段階の策定プロセスを踏まえ、本プログラムにおいてどのようにTPT開示フレームワークに沿って移行計画の検討を進めていったのか、また検討の過程でどのような課題が見えてきたかについて解説する。

なお、移行計画の検討においては、まず第1章3節で記載の通り、優先セクターを選定した。本プログラムの最終的な目的は金融機関全体としての移行計画を策定することにあるが、当初から全体を対象として検討した場合、抽象的な整理にとどまるおそれがある。そこで、具体的な計画像をイメージしやすくするため、まずは優先セクターを起点として移行計画の検討を進めるアプローチを採用した。特に、実行戦略やエンゲージメント戦略については、優先セクターに属する企業や地域の主力産業などを具体的に想定しながら検討することで、より解像度の高い、具体性をもった戦略の検討が可能になると考えられる。また、TPTにおいても自社の脱炭素、リスク・機会への対応、および経済全体にわたる移行への貢献のための目的および優先順位を検討することが求められている。

こうした背景のもと、優先セクターにおける検討の後に、その検討結果を踏まえて、金融機関全体の移行計画の整理・具体化を図った。概要は図表2-8に記載している。

図表2-8 移行計画の策定に向けたフロー



2.3.1 現在の取組状況の把握

移行計画策定の第1段階では、金融機関が自社と取引先双方の脱炭素化に向けてどのような姿を目指すべきか、目指す姿に向けて想定される課題が何かを理解するために、現状を把握することが推奨される。

【本プログラムにおける対応】

下記の図表2-9に記載の移行計画サイクルにおける4段階のプロセスに関連する観点に対して、自社で既に行っている取組・今後検討していきたい取組を洗い出すワークを行った。本ワークを行うことで、脱炭素化に向けた金融機関における現状の取組や、移行計画策定に関して検討すべき論点を網羅的に把握し、金融機関自身と取引先双方の脱炭素化に向けた目指すべき姿を検討することができる。

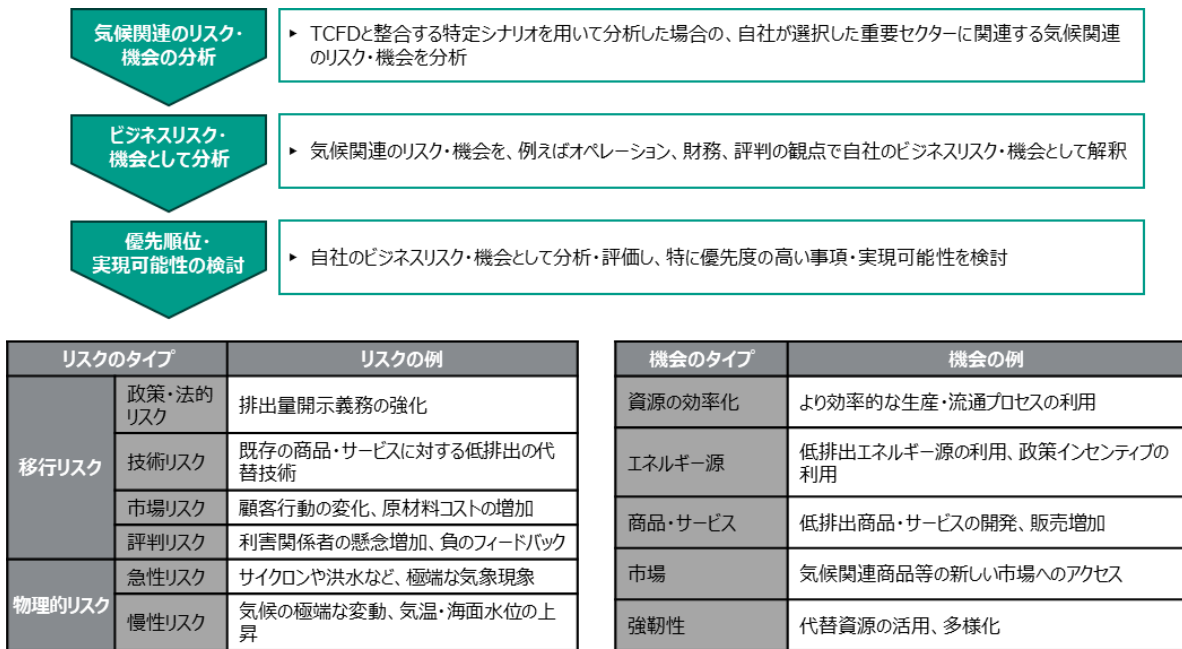
図表2-9 移行計画策定に向けて検討した観点

(再) 評価	<ul style="list-style-type: none"> ▶役割と責任 ▶気候関連のリスク・機会 ▶金融機関の現時点での取組 ▶ステークホルダーや社会への影響の確認 ▶GHG Scope1,2,3の排出量
野心的な戦略の設定	<ul style="list-style-type: none"> ▶目的の確認 ▶優先順位の設定 ▶外部要因の特定 ▶戦略の変更有無の確認
実行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ▶新規/既存の商品・サービスの開発/変更 ▶投融資方針の設定、見直し ▶顧客へのアプローチ方法 ▶ガバナンス構造等の見直し（従業員研修等）
計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> ▶指標の設定とモニタリング ▶目標自体の見直し 進捗状況のモニタリング

2.3.2 リスク・機会の整理

移行計画策定の第2段階では、TCFDが例示する気候関連のリスク・機会のうち、自社が選択した優先セクターに関連する項目について分析を行い、リスク・機会が自社のビジネスに与える影響を分析した上で、優先順位が高く、かつ発生可能性や影響の大きいリスク及び機会を抽出することが推奨される。

図表 2 - 10 気候関連のリスク・機会の整理・評価のプロセス²⁰



【リスク・機会の時間軸による検討】

気候関連のリスク・機会の整理・分析を通して特定した優先順位の高いリスク・機会について、どのような対応策を取りうるか、どのような影響が見込まれるかを、短期・中期・長期の時間軸ごとに特定することが推奨される。なお、時間軸の設定にあたっては、図表 2 - 11 の例のように、自社の事業計画の期間と合わせた期間を設定することが推奨される。

図表 2 - 11 時間軸設定の例

時間軸	時間軸設定の例
短期	3年または現在進行中の中期経営計画と整合する時間軸
中期	2030年中間目標または次期中期経営計画と整合する時間軸
長期	2050年ネットゼロ目標と整合する時間軸

²⁰ TCFD「気候関連財務情報開示タスクフォースの提言の実施(日本語)」https://tcfd-consortium.jp/pdf/about/2021_TCFD_Implementing_Guidance_2110_jp.pdf を基に環境省作成

【本プログラムにおける対応】

第1章において設定した優先セクターについて、一般的に想定されるリスク・機会や、既に自社内で把握しているリスク・機会を参考にしながら、シートを用いてリスク・機会を整理した。その後、整理したリスク・機会の影響度の評価と発生すると想定される時間軸の設定を行った。

なお、ここで設定した時間軸は、リスク・機会の分析における時間軸としてのみならず、移行計画全体を検討する際の時間軸としても活用した。そのため、自社の事業計画の期間との整合を意識し、移行計画と事業計画を同一の時間軸で捉えることを目指した。移行計画と事業計画の時間軸を揃えることで、両者を一体的に検討・議論することができ、移行計画の社内浸透にも資することが期待される。SSBJハンドブック「サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会の影響が生じると合理的に見込み得る「時間軸」に関する開示」²¹によると、企業は多くの場合、長期のビジョンを設定し、中期経営計画などにより戦略及び資本計画を策定し、それに基づき短期的な操業及び財務計画を策定していると考えられる。移行計画についても、こうした既存の事業計画の枠組みと整合的に検討することで、より実効性の高い計画とすることを目指した。なお、支援対象機関における具体的な検討内容については、事例集を参照されたい。

2.3.3 移行計画の骨子の検討

【本プログラムにおける対応】

脱炭素化に向けた金融機関における現状の取組の把握及び優先セクターにおけるリスク・機会の整理をした後、TPT開示フレームワークの5つの開示要素と付随した開示サブ要素に従って、優先セクターにおける移行計画の骨子を検討した。具体的には、以下の手順で実施した。

- ① 5つの開示要素（基礎、実行戦略、エンゲージメント戦略、指標と目標、ガバナンス）に基づき、以下の観点を踏まえて、優先セクターへの取組に着目し、移行計画の骨子を検討した。

²¹ SSBJハンドブック「サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会の影響が生じると合理的に見込み得る「時間軸」に関する開示」https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250530_05.pdf

- (ア) 基礎：優先セクターにおける移行計画の目的として、野心的な戦略及び金融機関を取り巻く環境（地域金融機関の役割、社会的要請/地域の要請、脱炭素に向けた枠組みの一員・メンバー）の観点
- (イ) 実行戦略：（ア）基礎の野心的な戦略を達成する手段として、優先セクターに対応する業務、商品・サービス、方針・実行条件の観点
- (ウ) エンゲージメント戦略：（ア）基礎の野心的な戦略を達成する手段として、優先セクターに関連するバリューチェーンへのエンゲージメント、業界へのエンゲージメント、当局へのエンゲージメントの観点
- (エ) 指標と目標：（イ）実行戦略や（ウ）エンゲージメント戦略の進捗を測るために企業が設定した優先セクターの指標と目標について、（イ）実行戦略や（ウ）エンゲージメント戦略の個々の内容との紐づけ
- (オ) ガバナンス：優先セクターに関連する金融機関における監督・執行、説明責任、従業員教育、組織文化の観点

② ①の内容を1枚にまとめた概要資料として、図表2-12のとおり「移行計画の骨子」を作成した。

移行計画の骨子は、現状把握・整理した自社の取組に基づいて作成するため、現時点の自社の状況を可視化することができる。そのため、作成過程で、現状不足している施策などについて協議を行うことや、既存の気候関連の取組と企業の中期経営計画やマテリアリティとの関連性について検討することが可能となる。また、移行計画の骨子完成後は、移行計画を実行へと移す際に、関連するステークホルダーとのエンゲージメントや社内での取組浸透に活用することもできる。企業のサステナビリティ部門や経営企画部門等の移行計画の策定担当部署が、移行計画の策定の発起人となることが考えられ、移行計画の骨子を用いて、他の部署や経営層と会話を始めることも有用である。また、投資家に対しても同様に、移行計画の骨子を手元に準備し、自社の移行計画に関する会話を始めることが考えられる。

図表 2 - 12 移行計画の骨子のサンプル

基礎	移行計画の目的 ○○セクターの特性：地域の主要産業であり、脱炭素化への円滑な移行への対応が求められているセクター		中期経営計画との関係性 ○○セクターは、自社におけるサステナビリティ・マテリアリティのうち「地域経済の活性化」「気候変動対応・環境配慮」が関連	
	金融支援 ○○設備の導入融資 太陽光発電設備の導入融資	非金融支援 GHG排出量計測・○○設備導入に関するコンサルティングサービスの拡充 ○○に関するマッチング支援	融資方針の策定 生物多様性への配慮が十分でない融資に対する融資を禁止する方針の策定	
実行戦略	川下企業との連携 ○○会社と連携した脱炭素に向けた取り組み支援の検討	サプライチェーンでの対応 ○○セクターの脱炭素化に向けたエンゲージメントの取組	自治体との連携 GX推進に向けた○○の補助金政策立案の実施	
エンゲージメント戦略	環境関連投融資目標 2030年度：××××億円	GHG排出削減目標 スコープ1、2：2030年度までにネットゼロ スコープ3：2050年度までにネットゼロ	○○へのエンゲージメント件数 2024年度：●件 2030年度：●件	
指標と目標	監督・執行 取締役会によるネットゼロへの移行状況の監督	役割・責任・説明責任 サステナビリティ統括室の設置	社内浸透/人材育成 カーボンニュートラルの取組が“自分事化”されるよう啓発活動の実施、脱炭素アドバイザー資格の取得推進	企業文化、インセンティブ・報酬 グループSDGs活動特別表彰、サステナビリティ経営支援取組表彰の実施
ガバナンス				

なお、移行計画の骨子の作成においても、第2章3項で説明の通り具体的な計画像をイメージしやすくするため、まずは優先セクターにおける移行計画の骨子を作成した。作成した優先セクターの移行計画の骨子を基に、TPT 開示フレームワークの5つの開示要素それぞれについて、優先セクター及び金融機関全体の双方の観点から移行計画の内容の検討を進めた（第2章3節4項を参照）。その検討内容を踏まえて、改めて金融機関全体の移行計画の骨子として整理した。

他方で、優先セクターの移行計画の骨子を作成しようとした際、既に全社的な取組が進められている金融機関においては、金融機関全体の取組をイメージして検討したほうが骨子を作成しやすいことも考えられる。必ずしも優先セクターと金融機関全体の取組を分けて移行計画の骨子を検討する必要はなく、自社の現状を考慮して作成することが有用である。

2.3.4 移行計画の各開示要素の検討

移行計画策定前の自社の取組状況の把握及び優先セクターのリスク・機会を整理し、それらを踏まえて移行計画に含める要素を移行計画の骨子として整理した。移行計画策定の次のステップとして、移行計画の骨子を土台に、移行計画の開示要素である「基礎」「実行戦略」「エンゲージメント戦略」「指標と目標」「ガバナンス」それぞれの要素について、自社がアピールしたい事項や、TPT 及び SSBJ 気候基準の観点から特に開示することが有用な項目を整理する。そのうえで、各開示要素のサブ要素ごとに、優先セクター及び金融機関全体における自社内及び取引先の脱炭素化に向けた取組を検討する。

基礎

【基礎の開示推奨項目】

TPT の開示フレームワークにおける、「基礎」に関する開示要素は図表 2-13 の通りである。より具体的な開示項目については、Appendix 1 に記載している。移行計画の目的と自社の事業戦略などの戦略的意思決定に用いる計画との関係性を検討することは、移行計画に関連する取組と既存の事業を一体となって検討するうえで有用と考えられる。

図表 2-13 移行計画〈基礎〉の開示推奨項目

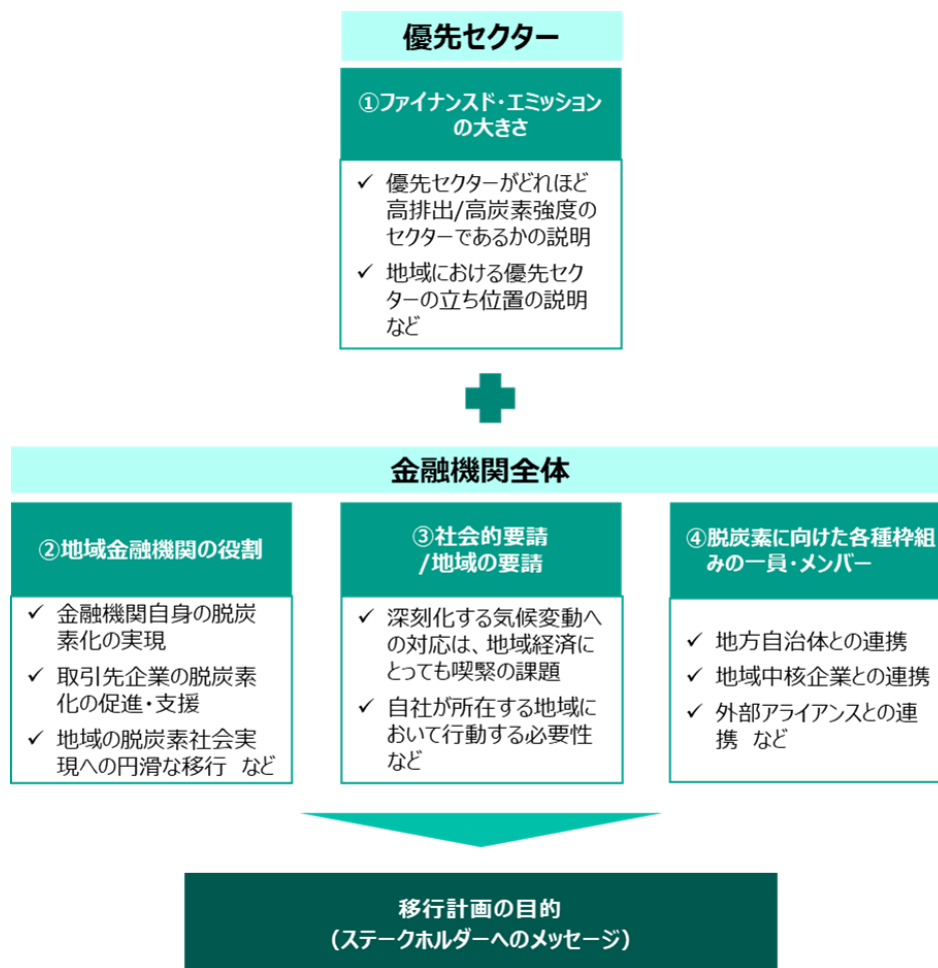
開示推奨事項	具体的な内容
野心的な戦略	▶ 移行計画の野心的な戦略（低炭素経済と気候レジリエンス経済への移行に貢献するための目的及び優先事項を含む）を開示
ビジネスモデル・バリューチェーン	▶ 野心的な戦略が自社のビジネスモデルとバリューチェーンに現在及び将来的にどのような影響を及ぼすかについての説明を開示
重要な前提条件・外部要因	▶ 移行計画の野心的な戦略を達成するために設定した重要な前提条件と、それに依存する外部要因を開示

【本プログラムにおける対応】

本プログラムでは、〈基礎〉において、移行計画の目的及び優先順位の検討を目的として、①選定した優先セクターのファイナンス・エミッションの大きさ、②地域金融機関の役割、③社会的要請／地域の要請、④脱炭素に向けた各種枠組みの一員・メンバー、の4つの観点から整理した（以下の図表 2-14 を参

照)。4つの観点は、移行計画サイクルに明記はされていないものの、地域金融機関において一般的に想定される脱炭素に向けた役割の観点から抽出したものである。これらの観点から移行計画の目的及び優先順位、金融機関として脱炭素に取り組む目的を言語化することが、金融機関として移行計画策定に取り組む際の指針となる。

図表 2 - 14 移行計画の目的の検討上の観点



4つの観点を検討する際のポイントは以下の通りである。

① 選定した優先セクターのファイナンスド・エミッションの大きさ

優先セクターのファイナンスド・エミッションの大きさの視点からの整理を行う。自社の所在する地域の産業について、優先セクターの取り巻く環境やそれを踏まえた金融機関の対応などを具体的に検討することで、取組

のイメージがつかみやすくなると考えられる。最終的には、金融機関全体の移行計画の中で優先セクターへの取組の要素を含めた移行計画の目的を整理する。

② 地域金融機関の役割

地域金融機関としてこれまで果たしてきた役割の観点からの整理を行う。また、移行計画サイクルでは特に謳われていないものの、金融機関の企業理念やパーパス（存在意義）と関連付けて検討することも考えられる。銀行であれば、金融・非金融支援による経済・産業発展への貢献について、金融機関として何ができるか、何を求められているかについては、企業理念やパーパスに含まれていることが多く、参考にしながら脱炭素の文脈で捉え直すことが考えられる。

③ 社会的要請/地域の要請

社会的要請/地域の要請の観点からの整理を行う。検討の例として、例えば、深刻化する気候変動への対応は、地域経済や地域住民の生活にとっても喫緊の課題であることを踏まえて、自社が所在する地域において金融機関としてとるべき行動を検討することなどが考えられる。

④ 脱炭素に向けた各種枠組みの一員・メンバー

地方自治体や学術機関、地域中核企業、外部団体などの、金融機関が新規に、または既に参画する枠組みの一員として果たすべき役割を検討することが考えられる。

～移行計画＜基礎＞の検討事例～

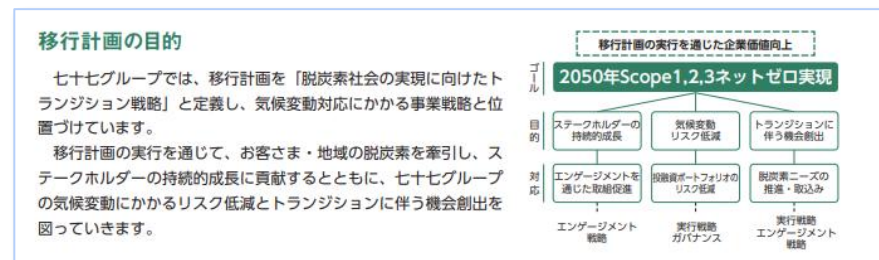
移行計画＜基礎＞の開示例

七十七銀行では移行計画の「基礎」の開示の中で、移行計画の目的について、「GHG排出量削減目標」や「取引先・地域の脱炭素を牽引」といった点に言及しており、上述①～④の視点に関連していると見受けられる。

1. 基礎

移行計画の概要

	項目	主な内容
基礎	野心的目標	GHG排出量削減目標「2050年Scope1,2,3ネットゼロ実現」
	背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> 取引先・地域の脱炭素を牽引し、ステークホルダーの持続的成長に貢献 七十七グループの気候変動にかかるリスク低減とトランジションに伴う機会創出



出典) 七十七銀行

「https://www.77bank.co.jp/pdf/77bank/disclosure/2025/ir_all.pdf」

本プログラムにおいて、移行計画＜基礎＞を検討するにあたり、支援対象機関からは、以下のような課題感や気づきがあった。

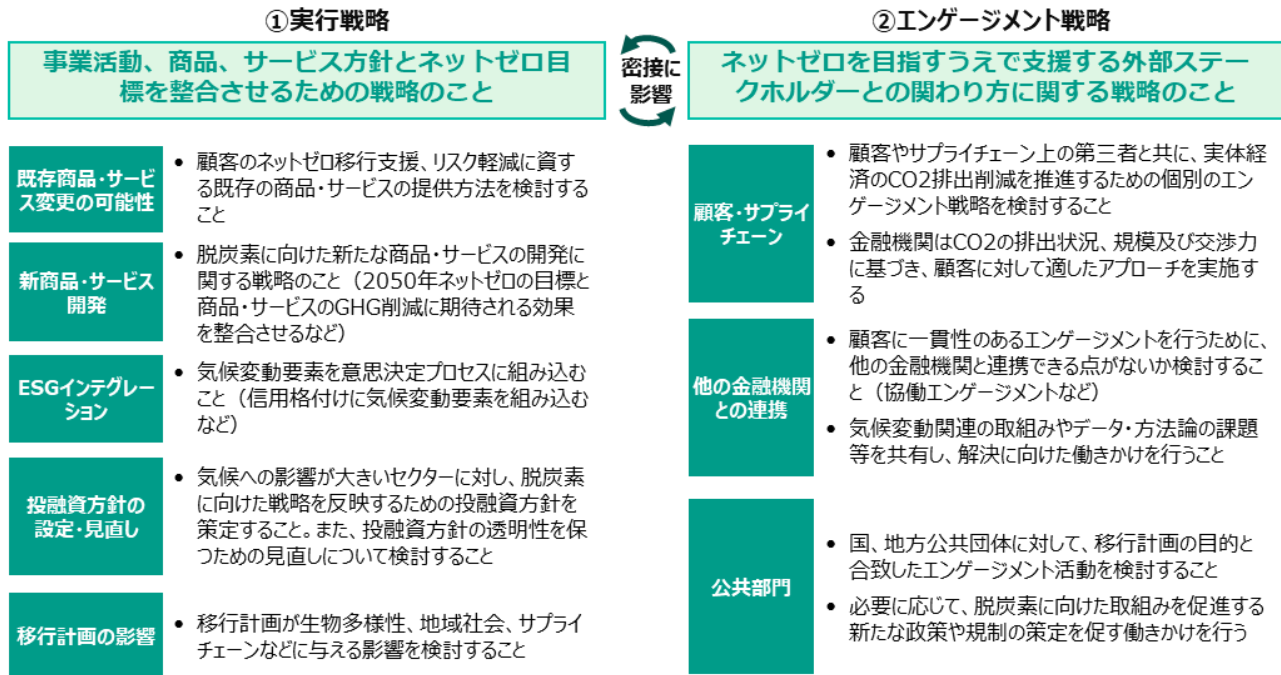
- 「基礎」は既存では開示していない内容であり、新たに検討が必要であった。
- 各地域金融機関の金融・非金融支援などの取組は大きな差異がないと考えられるため、基礎では自社らしさや自社が拠点とする地域らしさが出せるよう意識した。
- 移行計画と事業戦略の整合性を検討する過程では、社内外の関係者にとって納得感のあるストーリーとして表現することに苦労した。そのため、既存の長期ビジョン、中期経営計画、マテリアリティなどと、移行計画の位置づけを整理し、地域金融機関と移行計画の役割が伝わるように意識して取り組んだ。

実行戦略／エンゲージメント戦略

【実行戦略とエンゲージメント戦略の概要】

実行戦略とエンゲージメント戦略の概要は図表 2 – 15 の通りであるが、両戦略は密接に関連しており、互いに影響しているため、併せて検討することが重要である。

図表 2 – 15 実行戦略とエンゲージメント戦略の概要



【実行戦略とエンゲージメント戦略の開示推奨項目】

① 実行戦略

TPT の開示フレームワークにおける、「実行戦略」に関する開示要素は、図表 2 – 16 の通りである。より具体的な開示項目については、Appendix 1 に記載している。商品・サービスの検討に関して、既に優先セクターに関連する取組を行っている場合も考えられるが、さらに新たな取組を検討することも有用と考えられる。また優先セクターへの取組について具体的に検討し、次に金融機関全体の取組として自社の取組や取引先全体への取組を検討し、整理することが考えられる。なお、検討に際しては、自社のリソースや収益性の観点から取組の取捨選択が必要となる場合がある。

図表 2 - 16 移行計画<実行戦略>の開示推奨項目

開示推奨事項	具体的な内容
ビジネス業務	▶ 野心的な戦略を達成するために、ビジネス上、短期・中期・長期にわたって取り組む情報を開示
商品・サービス	▶ 野心的な戦略を達成するために、商品・サービスを変更するために短期・中期・長期にわたり取り組んでいる情報を開示
方針・実行条件	▶ 野心的な戦略を達成するために使用している、又は、使用予定の、方針と実行条件に関する情報の開示
財務計画	▶ 財務的影響を短期・中期・長期にわたって自社の財政状態、経営成績、及びキャッシュフローに及ぼす影響についての情報を開示 ▶ 野心的な戦略を達成するために実施予定の活動に資源をどのように割り当てるかに関する財務計画を含む

② エンゲージメント戦略

TPT の開示フレームワークにおける、「エンゲージメント戦略」に関する開示要素は、図表 2 - 17 の通りである。より具体的な開示項目については、Appendix 1 に記載している。自社において、組織を挙げてエンゲージメントを推進していくためには、様々な外部ステークホルダーとの協働が有用である。また金融機関は地域や社会に高いインパクトを創出するために、戦略的にエンゲージメントの優先順位を決定することが求められる。

図表 2 - 17 移行計画<エンゲージメント戦略>の開示推奨項目

開示推奨事項	具体的な内容
バリューチェーンへのエンゲージメント	▶ 野心的な戦略を達成するために、自社のバリューチェーンにおける他の企業とのエンゲージメント活動に関する情報を開示
業界へのエンゲージメント	▶ 野心的な戦略を達成するために、業界内の他の企業や団体とのエンゲージメント及び協働活動に関する情報を開示
当局へのエンゲージメント	▶ 野心的な戦略を達成するために政府、規制機関、公共部門の組織、コミュニティ、及び市民社会との直接的・間接的なエンゲージメント活動に関する情報を開示

【3種類のエンゲージメント】

開示推奨項目において示されている「バリューチェーンへのエンゲージメント」「業界へのエンゲージメント」「当局へのエンゲージメント」の3種類のエンゲージメントについて、地域金融機関において考えられる対応を以下にまとめる。必要に応じて、各エンゲージメント先と日常的にコミュニケーションをとっている部署と協力しながら検討することが考えられる。

バリューチェーンへのエンゲージメント

バリューチェーンへのエンゲージメントについては、取引先とのエンゲージメントを実施することが推奨される。優先セクターのみならず、金融機関の全社的な取引先へのエンゲージメントを合わせて検討する必要がある。エンゲージメント内容の検討・実施については、第3章に記載している。

業界へのエンゲージメント

業界へのエンゲージメントについては、自社が加盟する団体（例：地域連合会など）や、優先セクターなどの業界団体（例：●●業協同組合など）へのエンゲージメントを実施することが推奨される。脱炭素化に向けた取引先への取組支援は金融機関単独で成し遂げることは難しく、業界団体など様々なチャネルを活用していくことが有用である。既に金融機関は様々な団体に加盟していると考えられるため、加盟団体との既存の関係性を有効に活用し、移行計画において検討した取組を進めるためのエンゲージメントを実施することが考えられる。あわせて、優先セクターに属する企業が加盟している団体とのエンゲージメントも、優先セクターの業界動向を把握し、取引先と情報交換をする上で有用である。

当局へのエンゲージメント

当局へのエンゲージメントについては、地域金融機関においては、自社が所在する地域の自治体（都道府県・市町村）とのエンゲージメントが比較的容易であると考えられる。地域の自治体においては、既に移行計画に関連する脱炭素の取組などが率先して行われており、金融機関と自治体との間で地域の移行計画関連の情報（例：脱炭素にかかる取組の推進や補助金の創設など）を共有している場合がある。また、既存の関係性を有効に活用し、移行計画関連の取組を進めるためのエンゲージメントを実施することも考えられる。

【脱炭素化に向けた優先順位の設定】

脱炭素及び気候関連のリスクの緩和に向けて、各種施策の優先順位を決定する必要がある。金融機関においては、GHG 排出量全体に占めるファイナンス・エミッションの割合が大きいことから、投融資先の脱炭素化に向けた施策を中心に、優先順位付けを行っていくことが望ましいと考えられる。

施策の優先順位は、企業が所属するセクターや企業規模、営業エリアといった要因により大きく異なり、ビジネスモデルから得られる示唆も考慮する必要がある。金融機関が投融資先企業に対する施策の優先順位を検討する際も、こうした観点を踏まえることが望ましいと考えられる。

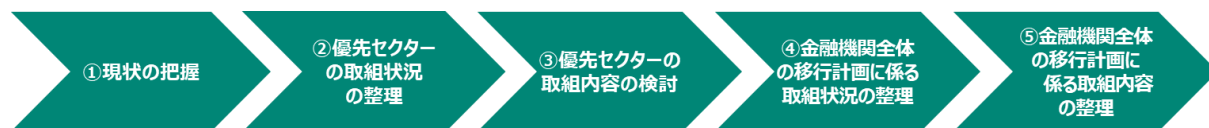
なお、脱炭素化に向けた取組では、カーボンプレジットの購入による GHG 排出量のオフセット（相殺）ではなく、企業による GHG 排出量削減に向けた直接的な取組を優先することが推奨されている。

【本プログラムにおける対応】

本プログラムでは、図表 2 - 18 のように、第 2 章 3 節 1 項「現状の取組の把握」を行った後に、実行戦略およびエンゲージメント戦略について優先セクター及び金融機関全体の取組内容の整理・検討を行った。

取組内容の検討では、各支援対象機関が実施する、もしくは今後実施しようとする取組について列挙した。例えば金融支援では、「サステナブルファイナンスの実行」、非金融支援では、「GHG 排出量算定ツールの導入」などを挙げた。列挙した取組は図表 2 - 19 に記載の項目を分類し、整理した。また、後続の「指標と目標」において、列挙した取組について、短期・中期・長期の具体的な目標を設定し、それに紐づく指標と目標も検討した。

図表 2 - 18 実行戦略・エンゲージメント戦略の検討の流れ



図表 2 - 19 取組内容の整理項目

項目	分類
カテゴリー	▶ 「実行戦略」又は「エンゲージメント戦略」に分類
取組種類	▶ 「既存の取組の変更」又は「新規の取組」に分類
対象セクター	▶ 「全セクターを対象とする活動」又は「特定セクターを対象とする活動」に分類
対象エリア	▶ 「全地域を対象とする活動」又は「特定の地域を対象とする活動」に分類
担当部署	▶ 担当する部署を列挙

～移行計画〈実行戦略〉の検討事例～

「実行戦略」の開示例

ひろぎんホールディングスでは、温室効果ガス排出量（スコープ1・2・3）削減の中長期目標を設定し、「実行戦略」の構成要素としてオペレーション、商品・サービス、方針、財務計画を記載していることが見受けられる。実行戦略の開示推奨項目のうち、「ビジネス業務」については、オペレーション上で行われている省エネや再エネ電力の活用の取組を記載し、「商品・サービス」はサステナブルファイナンスの推進等、「方針・実行条件」は投融资ポリシー、「財務計画」でシナリオ分析に関する内容を記載していることが見受けられる。

温室効果ガス排出量（スコープ1・2・3）削減の中長期目標		
2050年度までに投融资ポートフォリオを含めたサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量（スコープ1・2・3）のカーボンニュートラルの達成を目指す		
2.実行戦略	オペレーション	省エネの更なる推進、動力源の電動化、再エネ電力の活用、カーボンクレジットの購入
	商品・サービス	サステナビリティ関連の金融・非金融ソリューションの拡充、サステナブルファイナンスの推進
	方針	投融资ポリシー（石炭火力発電所建設向けプロジェクトファイナンスの融資残高の2035年を目処とした残高ゼロ方針等）
	財務計画	シナリオ分析を通じた気候変動リスクの財務影響把握

出典) ひろぎんホールディングス「<https://www.hirogin-hd.co.jp/csr/pdf/tcfd.pdf>」

本プログラムにおいて、移行計画〈実行戦略〉を検討するにあたり、支援対象機関からは、以下のような課題感や気づきがあった。

- 移行計画を全社的な取組として進めていくうえで、関連部署間の連携が重要であると感じた。
- 自社の GHG 排出量の削減に向けては、オフセットに頼ることなく、まずは省エネや再エネの取組を検討した。
- 財務計画については、シナリオ分析は実施しているものの、自社にとってどのような財務影響があり、その対応の必要性があるかについて、今後検討が必要と感じた。

～移行計画〈エンゲージメント戦略〉の検討事例～

「エンゲージメント戦略」の開示例

ひろぎんホールディングスでは、開示推奨項目の「バリューチェーンへのエンゲージメント」に関連して、「エンゲージメント方針」を掲げ、取引先企業とのエンゲージメントについて対象先を分けて取り組んでいることが見受けられる。対象先を「ニーズ未把握先」「ニーズ非顕在化先」「ファイナンス・エミッション上位業種（一定規模以上）＋ニーズ顕在化先」に分けて、それぞれ対応方針を掲げていると見受けられる。

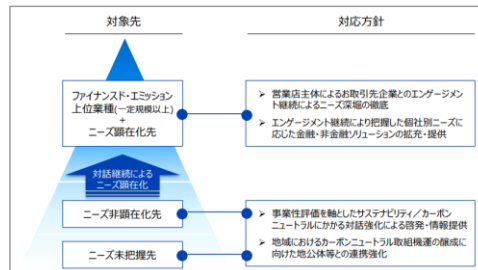
3.エンゲージメント戦略	お取引先企業(全般)	事業性評価を軸とした啓発・対話、サステナビリティ/SDGsを切り口としたアプローチ	p.20～21
	自動車セクター	省エネ・再エネ・CN燃料の取組みに応じたソリューション提供	p.25
	船舶セクター	ボセイドン原則に基づく対話	p.26
	地域	地域中核企業・自治体等との連携強化	p.27

4. お取引先企業のカーボンニュートラル

当社グループでは、主要子会社である広島銀行の融資業務等を通じて、お取引先企業の気候変動リスクを間接的に負っているため、投資ポートフォリオを經由した気候変動リスクが当社グループの気候変動リスクの大きさを認識しています。そうした中で、地域中小企業のカーボンニュートラルに向けた機運は広がりを見せていることを踏まえて、地域金融機関としての地元中小企業のエンゲージメントにこそ注力していくという観点から、事業性融資における温室効果ガス排出量（ファイナンス・エミッション）の算定・削減に向けた取組みを優先的に進めています。

温室効果ガス排出量（スコープ1・2・3）削減の中長期目標
2050年度までに投資ポートフォリオを含めたサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量（スコープ1・2・3）のカーボンニュートラルの達成を目指す

■エンゲージメント方針



ファイナンス・エミッションの実績値は、p.38をご参照

■お取引先企業の自社のCO2排出量把握状況

対応状況	1回目(2021年度)		2回目(2023年度)		3回目(2024年度)	
	先数	割合	先数	割合	先数	割合
①既に実施している	211	12.2%	232	14.6%	147	13.8%
②対応検討中	78	4.5%	63	4.0%	112	10.5%
③今後検討したい	328	19.0%	252	15.8%	266	25.0%
④対応予定なし	1,112	64.3%	1,042	65.6%	540	50.7%
総計	1,729	100.0%	1,589	100.0%	1,065	100.0%

出所：広島銀行集計（お取引先企業へのヒアリング結果より一部抜粋）

出典) ひろぎんホールディングス「<https://www.hirogin-hd.co.jp/csr/pdf/tcfd.pdf>」

本プログラムにおいて、移行計画〈エンゲージメント戦略〉を検討するにあたり、支援対象機関からは、以下のような課題感や気づきがあった。

- エンゲージメント戦略の中で取り組みたい事項を洗い出せたものの、リソースの観点から全てを実行に移すことは難しいという課題に直面した。そのため、対応が想定される時間軸等から、取組の優先順位を検討した。
- エンゲージメントの優先順位については、まずは取引先へのエンゲージメントを行い、どのようなニーズがあるかを把握した上で、業界や自治体へのエンゲージメントに繋げていきたい。
- 自治体や自社が加盟している様々な団体と、日頃から脱炭素に関する意見交換を行っている。今回策定した移行計画を、より具体的なアクションプランについて意見交換するきっかけとし、自治体や関連団体とともに、地域の脱炭素化を推進していきたい。

指標と目標

【指標と目標の開示推奨項目】

TPT の開示フレームワークにおける、「指標と目標」に関する開示要素は図表 2 – 20 の通りである。より具体的な開示項目については、Appendix 1 に記載している。実行戦略やエンゲージメント戦略で検討した内容について、進捗評価のための指標や目標、KPI を明確化することが推奨されている。

図表 2 – 20 移行計画<指標と目標>の開示推奨項目

開示推奨事項	具体的な内容
ガバナンス・ビジネス・業務に関する指標と目標	野心的な戦略に向けた進捗を推進し、モニタリングするために使用するガバナンス、エンゲージメント、ビジネス及び業務に関する指標と目標を開示 指標と目標について少なくとも年に一度報告
財務に関する指標と目標	自社のビジネス、セクター及び戦略に関連する財務指標と目標を開示 野心的な戦略に向けた進捗を推進し、モニタリングするために使用され、少なくとも年に一度報告
GHG排出量に関する指標と目標	野心的な戦略に向かう進捗を推進しモニタリングするために使用しているGHG排出量・除去量の指標と目標を開示 指標と目標について少なくとも年に一度報告
カーボクレジット	野心的な戦略を達成するためにカーボクレジットの使用や使用計画を開示 カーボクレジットの使用状況について少なくとも年に一度報告

GHG 排出量の削減目標

GHG 排出量の削減目標の設定方法については、各金融機関の判断のもと、Scope 別に野心的な目標を設定することが考えられる。実際、国内の金融機関では、GHG 排出量削減に金融機関自身が直接取り組むことができる Scope1、Scope2 について、ネットゼロ目標を掲げる金融機関が大半を占めている。また、Scope3 のネットゼロ目標についても設定する金融機関が増加している。金融機関にとって最も排出量が大きいとされる Scope3 のファイナンスド・エミッションを含め、脱炭素技術の進展やトランジション・ファイナンスの普及などの状況変化を踏まえて、定期的または重大な変化に応じて、目標を検討することが推奨されている。

また、GHG 排出量の削減目標については、2050 年などの長期目標に加えて、向こう 5～10 年の中間目標の設定も推奨されている。ファイナンスド・エミッションの中間目標については、国内のメガバンクにおいては、主要なセクター別の目標を設定している。

目標の種類

TPTの「Transition Planning Cycle」では、設定した目標に対する進捗をモニタリングする際、内部目標と外部目標の両方を活用することを推奨しており、概要は図表2-21のとおりである。外部目標については開示することを前提とする一方で、内部目標については外部目標のベースとなる目標であり、必ずしも開示を前提とはしていない。ただし、移行計画の進捗を外部に示すために、必要に応じて開示を検討する。また、指標と目標の定量情報の開示が難しい場合には、定性情報を代替として開示することも有用と考えられる。

図表2-21 内部目標と外部目標

内部目標	外部目標
内部目標は、移行計画の進捗を社内で管理・監視するために使用される。 例：特定の事業部門や商品・サービスごとに設定された目標	外部目標は、一般的に内部目標よりも高水準に設定されるもので、少なくとも年1回は進捗を報告し、外部のステークホルダーに移行計画の進捗状況を伝えるために使用される。 例：GHG排出量ネットゼロ目標

指標と目標を設定する上では、金融機関の貴重な経営資源を有効に活用し、適切に配分するため、取組の優先度が高い施策については、図表2-22の通り、目標とマイルストーンを具体的に設定することが必要である。そうすることで、金融機関が脱炭素に向けて実効的な取組を行っていることをステークホルダーに示すことができる。

図表2-22 期限付きの目標とマイルストーンの設定例【成果のモニタリング】

設定例	優先度の高い施策	期限付きの目標とマイルストーン
	再生可能エネルギーの導入拡大	2025年までに再生可能エネルギー100%導入

【本プログラムにおける対応】

本プログラムでは、「実行戦略／エンゲージメント戦略」で整理した取組内容について、指標・目標の検討を行った。定性的目標又は定量的目標を検討し、短期・中期・長期の具体的な目標を設定した。さらに目標設定に向けた行動として、翌年度1年間の行動と、翌々年度以降の行動に分けて検討した。取

組の実効性を確保する観点から、翌年度については比較的执行が可能な行動を、翌々年度以降については取組の発展・高度化を見据えた中長期的な方向性を、それぞれ検討した。図表 2 - 23 では定量的目標を設定した場合の例を記載している。

図表 2 - 23 指標と目標に関する検討のイメージ

(例：定量的目標：優先セクター内の GHG 排出量算定ツールの導入割合の場合)

目標の概要	▶ 優先セクター内の取引先企業へのGHG排出量算定ツールの導入割合
モニタリング指標/KPI	▶ 優先セクター内の取引先企業へのGHG排出量算定ツールの導入の全件数
2027年目標値（短期目標）	▶ 優先セクター内のメイン先への導入割合●%
2030年目標値（中期目標）	▶ 優先セクター内の準メイン先への導入割合●%
2050年目標値（長期目標）	▶ 優先セクター内の導入割合●%
足元の実績値（25/3末時点）	▶ 優先セクター内の導入割合●%
目標達成に向けた行動（2026年度）	▶ メイン先の中でも親密先且つGHG排出量が多い先をリストアップしコンタクト ▶ まずは10件程度の実績獲得を目指して導入を行う
目標達成に向けた行動（2027年度以降）	▶ 前年の実績を基に、メイン先全般にコンタクト範囲を拡大

～移行計画＜指標と目標＞の検討事例～

「指標と目標」の開示例

みずほフィナンシャルグループでは、GHG 排出削減や移行計画における各取組に関連する指標と目標を設定している。サステナブルファイナンス額や与信残高削減目標等ではそれぞれ期限を設定した目標も見受けられる。

指標・目標	(指標・目標の位置付け) 上記の「戦略」に記載の取り組みの進捗状況、および取り組みの結果としての実体経済の移行への貢献状況を知るため、以下の指標・目標を設定
ビジネス機会獲得	
- サステナブルファイナンス/環境・気候変動対応ファイナンス目標	p.22
リスク管理	
- 石炭火力発電所向け与信残高削減目標	p.52
- 移行リスクセクターにおける高リスク領域エクスポージャー	p.46
エンゲージメント	
- 取引先の移行リスクへの対応状況	p.47
ケイパビリティ・ビルディング	
- SX 人材 KPI (サステナビリティ経営エキスパート、環境・エネルギー分野コンサルタント)	p.27
GHG 排出削減	
- 自社排出(Scope1,2) 削減目標	p.53
- 投融資を通じた排出(Scope3) 削減目標	p.58

1. 指標・目標一覧

移行計画	モニタリング指標	目標	直近実績
GHG 排出削減	Scope1,2 排出量 ¹³⁾	2030 年度 カーボンニュートラル (以降もカーボンニュートラルを継続)	2023 年度 64,643 tCO ₂
	Scope1,2 エネルギー使用量 ¹³⁾		2023 年度 416,832 MWh
	Scope3 (投融資を通じた排出)	2050 年ネットゼロ	(セクター別に目標・実績を開示)
	- 電力セクター	2030 年度 138-232 kgCO ₂ e/MWh	2023 年度 317 kgCO ₂ e/MWh
	- 石油・ガスセクター	2030 年度 Scope1,2: 4.1 gCO ₂ e/MJ Scope1,2・Scope3: ▲12-▲29% (2019 年度比)	2023 年度 Scope1,2: 5.4 gCO ₂ e/MJ Scope1,2・Scope3: ▲53% (31.8 MtCO ₂ e)
	- 石炭採掘(一般炭)セクター	2030 年度 OECD 諸国 ゼロ 2040 年度 非 OECD 諸国 ゼロ	2023 年度 0.5 MtCO ₂ e
	- 鉄鋼セクター	2030 年度 ▲17-▲23% (2021 年度比)	2023 年度 ▲28% (12.5MtCO ₂ e)
	- 自動車セクター	2030 年度 Scope1,2: ▲38% (2021 年度比) Scope3: ▲31-▲43% (2021 年度比)	2023 年度 Scope1,2: ▲23% (719 ktCO ₂ e) Scope3: ▲10% (178gCO ₂ e/vkm)
	- 海運セクター	2030 年度 気候変動整合度 ≦ 0%	2023 年度 -7.0%
	- 不動産セクター	2030 年度 33-42 kgCO ₂ e/m ²	2023 年度 55 kgCO ₂ e/m ²
ビジネス機会獲得	サステナブルファイナンス額	2019-30 年度累計 100 兆円 うち環境・気候変動対応 50 兆円	2019-24 年度累計 40.3 兆円 うち環境・気候変動対応 20.5 兆円
リスク管理	石炭火力発電所向け与信残高削減目標 ¹⁴⁾	2030 年度までに 2019 年度比 50% 2040 年度までに残高ゼロ	2025/3 末 2,205 億円 (2019 年度末比 ▲26.4%)
	移行リスクセクターにおける高リスク領域エクスポージャー ¹⁵⁾	中長期的に削減	2025/3 末 1.4 兆円 (2020 年度末比 ▲0.4 兆円)
エンゲージメント	取引先の移行リスクへの対応状況	—	2025/3 末時点 対象セクターにおいて着実に進展
ケイパビリティ・ビルディング	SX 人材 KPI - サステナビリティ経営エキスパート - 環境・エネルギー分野コンサルタント	2025 年度 - 1,600 名 - 150 名	2025/3 末時点 - 約 1,850 名 - 約 140 名

出典) みずほフィナンシャルグループ「https://www.mizuho-fg.co.jp/sustainability/report/pdf/climate_nature_report_2025.pdf」

コラム

本プログラムにおいて、移行計画〈指標と目標〉を検討するにあたり、支援対象機関からは、以下のような課題感や気づきがあった。

- 本プログラムで優先セクターを選定したものの、取引先のニーズを把握しきれていないなかで優先セクターに対する具体的な目標を設定することが困難であり、今後の進捗を見て検討が必要と考えた。
- 優先セクターの目標設定において、メガバンク等の大手金融機関を参考に目標設定を試みたが、地域金融機関は大手金融機関とは取引先の規模感や事業内容が異なり、大手金融機関を参考に目標設定することが困難であるため、自社で独自に設定することが有用と考えた。
- 妥当と考えられる定量目標を検討したものの、外部に公表するまでに社内の関係者と協議する必要があり、移行計画の社内浸透の必要性を感じた。

ガバナンス

【ガバナンスの開示推奨項目】

TPT の開示フレームワークにおける、「ガバナンス」に関する開示要素は、図表 2 - 24 の通りである。より具体的な開示項目については、Appendix 1 に記載している。移行計画を実施していく上では、適切なガバナンス構造を有していることが重要となる。

図表 2 - 24 ガバナンスの開示推奨項目

開示推奨事項	具体的な内容
取締役会による監督・報告	▶ 移行計画の監督に責任を持つガバナンス機関（取締役会、委員会、又はガバナンスを担う同等の機関）又は個人に関する情報を開示
役割分担・責任	▶ 移行計画をモニタリング、管理、及び監督するために使用されるガバナンスプロセス、コントロール、及び手続きにおける経営の役割を開示 ▶ 組織のより広い統制、レビュー、及び説明責任メカニズム内にどのように組み込まれているかについても開示
企業文化	▶ 野心的な戦略と企業文化をどのように一致させるかについて情報を開示
インセンティブ・報酬	▶ 野心的な戦略とインセンティブや報酬体系をどのように一致させるかについて情報を開示
スキル・能力・トレーニング	▶ 野心的な戦略を達成するために、組織全体で適切なスキル、能力、及び知識を評価し、維持し、構築するための施策についての情報を開示

【本プログラムでの対応】

本プログラムでは、ガバナンスについて、第 2 章 3 節 1 項「現状の取組の把握」で整理した「役割と責任」や「ガバナンス構造等の見直し」などの内容をもとに、開示推奨項目に当てはまる内容を検討した。優先セクターと金融機関全体とで差異がある内容ではないため、併せて検討を行った。

移行計画関連の監督に責任を負うガバナンス機関に関する具体的な内容については、移行計画の策定にあたり新たに検討するのではなく、社内からの理解も得られやすい、既存のリスク管理体制（例：統合的リスク管理の枠組み）やサステナビリティ関連の体制を活用して検討した。

5 つの開示推奨項目のうち「取締役会による監督・報告」については、移行計画を監督するガバナンス機

関に関する取組を検討し、その他の「役割分担・責任」「企業文化」「インセンティブ・報酬」「スキル・能力・トレーニング」については、ガバナンス機関のみならず、移行計画を実行する執行や事業部門レベルの組織・担当者に関する取組を併せて検討した。移行計画を全社一体となって推進していくためには、金融機関の構成員それぞれにあった体制や教育を検討することが重要である。例えば、「スキル・能力・トレーニング」に関しては、取締役会へは移行計画に関連する動向の定期的なインプット、営業を担当する従業員へは移行計画に関連する商品・サービスの研修などが考えられる。

～移行計画〈ガバナンス〉の検討事例～

「ガバナンス」の開示例

ひろぎんホールディングスでは、移行計画に関連するスキル・能力・トレーニングの取組として、社内浸透と人財育成に関する施策を実施し、人財育成に関しては、役員・営業店職員向けのそれぞれの取組が記載されていると見受けられる。

5.ガバナンス	監督と執行	取締役会による監督、執行における専門委員会・専担部署の設置	p.8～10
	企業文化・インセンティブ	役員報酬へのESG要素の反映	p.11
		各種表彰制度の整備（グループSDGs活動表彰、サステナビリティ経営支援取組表彰）	p.29
	スキル・能力・トレーニング	社内浸透・人財育成施策の展開（環境省認定制度「脱炭素アドバイザー」資格の取得推進等）	p.28

6. ケイバビリティ・ビルディング ① 社内浸透・人財育成

当社グループでは、カーボンニュートラルへの取組機運醸成に向けた社内浸透施策を継続的に実施するとともに、お取引先企業への実効的なエンゲージメントの実践に向けた人財育成施策を強化しています。
2024年4月以降、広島銀行の法人関連業務担当者を主な対象として、環境省認定制度「脱炭素アドバイザー」資格の取得を推進しています。

社内浸透	人財育成	環境省認定制度 「脱炭素アドバイザー」資格取得者
<ul style="list-style-type: none"> ▶ トップメッセージ <ul style="list-style-type: none"> ・ 動画配信・社内イントラでのメッセージ配信 ・ 全社会議等での所属長等への周知徹底 ▶ 社内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 階層別研修（新任管理職、新任監督職、新入職員向け） ▶ 社内セミナー／勉強会 <ul style="list-style-type: none"> ・ e-ラーニング形式の一斉勉強会 ・ 各支店単位等での自発的な勉強会 ・ 外部有識者と営業店職員のWeb座談会 ▶ 社内イントラでの定期的な情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社グループの取組紹介 ・ 統合報告書・TCFDレポートの周知・解説等 ▶ 表彰 <ul style="list-style-type: none"> ・ グループSDGs活動表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 役員トレーニングセミナー <ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティをテーマとした役員勉強会 ▶ 社内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務別研修（法人責任者・担当者向け等） ▶ 社内インターン制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業店職員等のサステナビリティ担当部門へのインターン受入 ▶ 資格取得推奨 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省認定制度「脱炭素アドバイザー」資格 ▶ 外部出向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門人財育成に向けた外部機関への出向者派遣 ▶ 社内イントラでの定期的な情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ ソリューション紹介、取組好事例共有 ・ カーボンニュートラル関連の業種別・テーマ別レポートの配信 ▶ 表彰 <ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティ経営支援取組表彰 	<p>目標： 1,000名 (2024～2026年度)</p> <p>実績： 923名 (2024年度末)</p>

出典) ひろぎんホールディングス「<https://www.hirogin-hd.co.jp/csr/pdf/tcfd.pdf>」

コラム

本プログラムにおいて、移行計画〈ガバナンス〉を検討するにあたり、支援対象機関からは、以下のような課題感や気づきがあった。

- 取締役会においては報酬体系の中に脱炭素関連の要素を組み込んでいる一方で、営業店に向けたインセンティブ・報酬については業績表彰等の取組を実施しているものの、移行計画の社内浸透の観点から新たな取組についても検討したい。
- 取締役会向けの勉強会は定期的実施されているが、その内容を開示していなかった。営業店に向けた勉強会や研修会については、取組を進めていく中で、適切なものを検討したい。
- 脱炭素アドバイザー等の資格取得の義務化については、資格取得に対して社員間で温度差があり、慎重に進めたいと感じた。

2.3.5 移行計画の開示

移行計画の「基礎」「実行戦略」「エンゲージメント戦略」「指標と目標」「ガバナンス」の5つの開示要素と各開示要素のサブ要素ごとに、優先セクター及び金融機関全体における自社内及び取引先の脱炭素化に向けた取組を検討した後は、検討結果を統合し、移行計画の開示案の検討を行う。TPTの「Transition Planning Cycle」においても、移行計画を策定した後のステップとして、「TPT開示フレームワークに沿った移行計画の開示」が示されている。

【TPT開示フレームワークに沿った移行計画の開示】

TPTは、移行計画に関する重要な情報を開示し、定期的に関示を更新することを推奨している。開示にあたっては、自社内で十分に検討が必要である。移行計画に関連する部署（サステナビリティ、財務、リスクなど）間で協議を行い、移行計画に関するどの情報に重要性があるのか判断し、開示に含める必要があるかについて共通認識を持つことや、取締役が直接関与し、移行計画の目的および内容について十分に理解していることが必要となる。

なお、移行計画を策定した企業が、どの媒体で開示するかについては企業ごとに判断が必要となる。SSBJ開示については、金融庁でプライム市場に上場する企業への有価証券報告書などにおける法定開示の議論が進んでいる。企業に気候関連の移行計画がある場合には、SSBJ開示において、移行計画の内容を開示することが要求されているが、SSBJ基準の要求事項を満たすことで、自社が公表した別の報告書（例えば、正式な移行計画書）を相互参照することが許容されている。移行計画を策定した企業においては、企業の既存の各開示媒体の性質や、プライム市場に上場する企業のSSBJ開示の動向を踏まえて、どの開示媒体で移行計画を開示するのかについても検討が必要となる。

【本プログラムにおける対応】

本プログラムでは移行計画の開示を見据えて、第2章3節4項までの検討内容を踏まえ、開示案を作成した。開示案の作成にあたっては、試行的に移行計画の骨子を表紙とし、後続に骨子に記載している各開示要素について、検討結果をもとに説明する資料を配置する構成として、移行計画全体のストーリー性を意識しながら移行計画の開示案を作成した。

図表 2 – 25 移行計画の開示案の構成

開示案	本ガイダンスの関連する章
移行計画の骨子	第 2 章 3 節 3 項
基礎	第 2 章 3 節 4 項
実行戦略	
エンゲージメント戦略	
指標と目標	
ガバナンス	

移行計画の「基礎」「実行戦略」「エンゲージメント戦略」「指標と目標」「ガバナンス」の 5 つの開示要素のそれぞれの開示案を作成する際には、第 2 章 3 節 3 項で作成した移行計画の骨子を参照しながら、第 2 章 3 節 4 項での検討内容をもとに、織り込める要素を幅広く検討した。併せて、特に開示することが有用な項目の特定や、SSBJ 基準を意識した開示内容の検討を目的に、移行計画の各種ガイダンスを参照した。詳細は Appendix 1 に記載している。

なお、本プログラムでは、第 2 章 3 節 3 項で作成した移行計画の骨子については、5 つの開示要素の開示案を作成した後に、全体のストーリーと整合するよう、確認・見直しを実施した。

2.3.6 移行計画の実施

脱炭素社会の実現に向けては、移行計画の策定そのものがゴールではなく、移行計画に基づいて、各金融機関において具体的な取組を進めていくことが重要である。したがって、策定した移行計画が形骸化しないように、翌年度や翌々年度以降に取り組むべき事項を具体化することが重要となる。また、事業環境は随時

変化することが想定されるため、継続的にリスク・機会を見直し・更新し、移行計画に反映することが重要である。

TPT の移行計画サイクルでは、移行計画を策定・開示だけでなく、計画を実施するために、「進捗状況のモニタリング・報告」「プロセスからの学び・振り返り」を実施するための体制を構築することが推奨されている。

【進捗状況のモニタリング・報告】

TPT は第 2 章 3 節 4 項「指標と目標」で説明した内部指標と外部指標について、年に 1 回は報告し、進捗状況をモニタリングすることを推奨している。関連する部署（内部監査、リスク管理など）と連携し、指標の集計方法の文書化や内部統制手順の適切性を検討することも重要である。

また、移行計画を開示することで外部ステークホルダーと移行計画に関する対話を行い、今後の計画の更新に役立てることが考えられる。特に機関投資家は様々な企業の開示資料を確認していると考えられ、他社との比較をもとに移行計画に対するフィードバックの提供を受ける可能性がある。自社では発想できなかった取組のアイデアを享受できる可能性もあるため、積極的に移行計画を開示し、投資家との対話を行うことが有用と考えられる。

【プロセスからの学び・振り返り】

TPT は移行計画においては、柔軟性、反復性、適応性を持って取り組むことが有用としている。移行計画から得られた知見をもとに定期的な見直しを検討し、例えば、以下のような事項を把握し、移行計画を修正することが示されている。

- ✓ 気候関連のリスクと機会を継続的に把握しモニタリングすることで得られた知識
- ✓ 関連するステークホルダーから得られた知識
- ✓ 移行計画の検討段階や実際の実行段階で直面した課題や問題（例：データ、分析、意思決定）
- ✓ 外部情勢や動向の変化（例：気象現象の変化、科学の進歩、政策や規制の変更、技術開発の進展、市場動向の変化など）への対応（例：外部要因の発生確率の修正、自社の戦略の変更など）

上記のような事項が発生した場合には、内部管理表や社内報告資料などに記載しておき、定期的に社内で議論を行うことを検討すべきである。また、移行計画を策定した後に取組が滞らないよう、移行計画の開示はレポーティングのタイミング（例：統合報告書などの年次更新）で更新することが考えられる。開示の更新を意識しながら社内の検討を進めることで、移行計画の取組を進展させる一助となると考えられる。

3. 優先セクターの投融資先への実効的なエンゲージメント内容の検討・実施

第2章3節4項「実行戦略／エンゲージメント戦略」において、「エンゲージメント戦略」について解説した。金融機関の移行計画の実行においては、GHG 排出量の大部分を占めるファイナンス・エミッションを削減するため、取引先の GHG 排出量削減に向けたエンゲージメントの実施が重要となる。エンゲージメントに関しては、「令和6年度移行戦略策定・エンゲージメント実践プログラム（金融機関向け）」において、その第一歩として、優先セクターの投融資先への実効的なエンゲージメントを検討・実施した。「地域金融機関における移行計画策定・エンゲージメント²²実践ガイドンス²³」（以下、令和6年度ガイドンス）の中で、その内容を公表しているため、本ガイドンスでは以下に概要をまとめる。

3.1 エンゲージメントの役割

第2章まででは、地域金融機関のファイナンス・エミッションの算定・分析結果に基づいて優先セクターを決定し、移行計画を策定するまでの流れを解説した。本章では、策定した移行計画に沿って、優先セクターの取引先の脱炭素化対応を促すエンゲージメントに係る検討・実施事項を整理する。第1章3節のとおり、優先セクターはファイナンス・エミッションや取引先との関係性などを踏まえて選定するため、優先セクターに属する取引先に対しては比較的エンゲージメントを実施しやすいことが想定される。そのため、まずはエンゲージメントの第一歩として優先セクターに属する取引先に対してエンゲージメントを行い、その経験を踏まえて優先セクター以外の取引先へエンゲージメントを波及させていくことが有効と考えられる。以降では、エンゲージメントの役割を意識した上で、エンゲージメントの実施体制を整備し、エンゲージメント実施戦略を策定する際のポイントをまとめる。また、実際のエンゲージメントにおいて直面することが予想される課題やその対応策の一部を紹介する。

具体的な検討を始める前に、地域金融機関が取引先や地域全体の脱炭素化に向けてエンゲージメント

²² 令和6年度ガイドンスにおいては、エンゲージメントとは、「金融機関と取引先が脱炭素を始めとした ESG 諸課題への対応等に向けた建設的な対話を行い、金融機関が取引先の企業価値向上に資するような提案・提言を行うこと。」と定義されている。

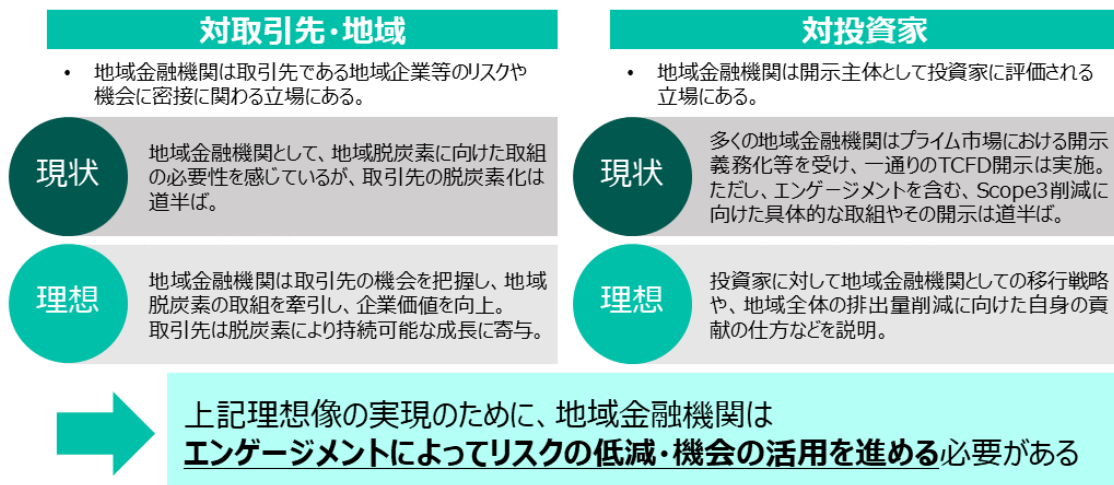
²³ 環境省「地域金融機関における移行計画策定・エンゲージメント実践ガイドンス 令和6年度移行戦略策定・エンゲージメント実践プログラム（金融機関向け）」<https://www.env.go.jp/content/000302471.pdf>

を実施すべき理由について解説する。地域金融機関は以下の2つの理由からエンゲージメントを推進する必要があると考えられる。

1点目は、投融資ポートフォリオのリスク管理と取引先の機会創出・価値向上を通じた経営基盤強化である。多くの地域金融機関ではTCFDに基づくシナリオ分析などを通じて、自らの投融資ポートフォリオに内在する気候変動に伴う信用リスクの大小の確認がなされているものの、その顕現化を抑制するための取組は検討段階にある。また、脱炭素化を含むESG課題と企業価値向上を兼ね備えた取引先の事業組成や、それを通じた地域経済、即ち地域金融機関にとっての経営基盤の強化に向けた取組が必要である。これらの取組を推進する上では、図表3-1のとおりエンゲージメントの考え方を起点とした取引先とのコミュニケーションが有効と考えられる。

2点目は、移行計画に則った脱炭素対応の実効的な推進と、それに対する投資家からの評価の獲得である。地域金融機関においては、機関投資家から、取引先全体のGHG排出量の把握状況や、その削減目標を含めたポートフォリオ全体の移行計画の開示が求められる機会が増加している。地域金融機関は移行計画で設定した目標を達成するため、実効的なエンゲージメントを行うことで、投資家からの期待に応えていくことが望ましいと考えられる。

図表3-1 脱炭素に向けた地域金融機関の役割²⁴



²⁴ 環境省「金融機関におけるTCFD開示に基づくエンゲージメント実践ガイドンス」

<https://www.env.go.jp/content/000213254.pdf>

3.2 エンゲージメントの実施体制の整備

まず、取引先へのエンゲージメントに向けた準備として、自社におけるエンゲージメントの実施体制を整備する必要がある。多くの金融機関では、エンゲージメント推進担当部署である本部の営業を統括する部署（法人営業部門、ソリューション部門など）が、営業店担当者の脱炭素に係るエンゲージメントの司令塔や推進役となることが考えられる。また、自社のエンゲージメント戦略の策定・推進や情報開示に関する業務との連携の観点から、サステナビリティ関連の対応事項を統括している部署（経営企画部署やサステナビリティ関連部署など）が十分に関与する体制を構築することが望ましい。既存のサステナビリティの推進体制や個別の金融機関の組織体制や職掌分担に応じた体制整備の検討が有用である。

3.3 優先セクターへのエンゲージメント実施戦略策定

次に、優先セクターのエンゲージメント実施戦略として、具体的なエンゲージメント候補先や頻度、自治体・金融機関との連携などについて検討する。

また優先セクターのみならず取引先全般に関連する事項として、個社単位ではなく複数社をターゲットにした面的エンゲージメントの実施やエンゲージメントすべきタイミングの把握、新たなエンゲージメントツールの導入などは有効な手法であると考えられる。図表3-2において、エンゲージメント実施にあたって検討すべき事項をまとめている。「具体的なエンゲージメント候補先の選定」と「エンゲージメントに用いる新たなツールの導入」についてポイントを解説する。

図表3-2 エンゲージメント実施戦略として検討すべき事項

対象	主な検討事項
優先セクターの取引先	具体的なエンゲージメント候補先の選定
	エンゲージメントの頻度
	戦略や計画を見直す頻度
	自治体・金融機関などとの連携
優先セクター以外を含む取引先	エンゲージメントに用いる新たなツールの導入
	エンゲージメントすべきタイミングの把握

	面的エンゲージメント
--	------------

【優先セクターのエンゲージメント候補先の選定】

優先セクターの具体的なエンゲージメント候補先を選定する際には、それぞれの金融機関の状況や目的に沿った効果的なエンゲージメントに向けて、複合的な観点で検討する必要がある。図表 3 - 3 は候補先を選定する際の観点を 6 つ挙げており、それぞれの金融機関にとって優先度が高い観点からエンゲージメント候補先を選定することが可能である。

図表 3 - 3 優先セクターのエンゲージメント候補先の選定の観点

	観点	概要
①	GHG 排出量が多い先	GHG 排出量が大きく、とりわけボトムアップで算定している先は、脱炭素化の必要性を感じている可能性が高い他、金融機関としてファイナンス・エミッション削減への寄与が大きい可能性も高く、エンゲージメントの効果が期待できる。
②	プライム上場企業（又はそれらの企業と直接取引している取引先）	法規制の動向が直接的な影響を及ぼす可能性が高く、脱炭素化の必要性を感じているプライム上場企業、もしくはそのような企業と取引しており、プライム上場企業から脱炭素化の要請を受ける可能性が想定される先である。
③	大口先やメイン先/準メイン先	融資残高が大きい取引先の中で、自行の融資シェアが大きい／取引の関係性が深い先については、エンゲージメントにあたっての自行の影響力を行使しやすく、スムーズにエンゲージメントを行うことが可能と考えられる。
④	ファイナンスのニーズがある先	ファイナンスのニーズがある取引先は、より有利な資金調達に関心があると考えられ、サステナブルファイナンスなど、脱炭素に結びつく提案に繋げやすい。
⑤	脱炭素・SDGs 宣言などを実施している先	脱炭素・SDGs 宣言などを実施している先は、具体的な脱炭素化に向けた取組の実施に積極的で、エンゲージメントを行いやすいと考えられる。

⑥ 気候変動対応への関 心が高い先（アンケー トなどを通じて把握）	サステナビリティや SDGs などの幅広い概念ではなく、気候変動対応の必 要性を感じている先は、より有効なエンゲージメントを行いやすいと考えら れる。気候変動への関心度合いについては、アンケートなどを通じてエンゲ ージメント前に把握する必要がある。
---	---

【エンゲージメントに用いる新たなツールの導入】

取引先向けのエンゲージメントを行うためのパンフレットなどを作成していない場合は、「金融機関におけるTCFD開示に基づくエンゲージメント実践ガイドンス²⁵」（以下令和5年度ガイドンス）とともに公表されたドアノックツールや汎用提案書などを活用し、まずは取引先とのエンゲージメントで用いるツールを作成することが有用である。既存のパンフレットなどがある場合においても、取引先の潜在的なニーズに合わせて、基本的・汎用的な内容に留まらず、業界動向に関する情報提供や具体的なサービス・商品の提案など、その他のツールや資料を活用し取引先とコミュニケーションを取ることも考えられる。他方で、取引先の気候変動への関心度合いが把握できない場合には、ドアノックを行うフェーズとして幅広いサステナビリティのテーマなどでコミュニケーションを始めることも有効である。

3.4 エンゲージメントの実施

優先セクターへのエンゲージメント実施戦略を検討した後、実際にエンゲージメントを実施する。まずは、取引先の気候変動に対する関心を把握する必要があるため、作成したツールなどを用いて取引先へのドアノックを実施する。主な流れとしては、次の3つのステップが想定されるが、必ずしもこの流れに沿う必要はなく、自社の方針や実施体制に沿って効果的に進めていくことが重要である。

²⁵ 環境省「金融機関におけるTCFD開示に基づくエンゲージメント実践ガイドンス」の公表について
https://www.env.go.jp/press/press_03004.html

図表 3 - 4 エンゲージメントの進め方の全体像

Step1	Step2	Step3
エンゲージメント推進担当部署が 営業店へドアノック方法を説明	営業店が取引先へ ドアノックを実践	ドアノック後の対応に向けた準備
エンゲージメント推進担当部署は営業店にドアノックツールを配布し、 概要 やエンゲージメントの趣旨を説明する。	営業店は取引先へ訪問する際、 ドアノックツールを持参し脱炭素への関心度合い等をヒアリング する。	ドアノック後の個別先対応に向け、より踏み込んだ内容の提案書を作成する。 ※「汎用提案書」の活用を推奨。

Step 1： 営業店担当者への説明

エンゲージメント推進担当部署は、営業店担当者に対してエンゲージメントの趣旨やドアノックツールの使い方などを説明する。より実効的なエンゲージメントを行うために、営業店やエリアなどの単位で勉強会・説明会やロールプレイング研修を行うことが有用である。また、エンゲージメント推進担当部署の担当者が取引先へ訪問してエンゲージメントを実施する際に、営業店担当者が同席し、実際のエンゲージメント実施の場面を見てもらうと、営業店担当者による今後のエンゲージメントの実施により効果的である。エンゲージメント開始当初は、全ての営業店でエンゲージメントに取り組むのではなく、エンゲージメント推進担当部署が一部の主要な営業店や取引先にて試行的にドアノックを実施し、先行事例を作り、自社内で共有することも有用である。

Step 2： 営業店担当者によるドアノックの実施

営業店担当者は、取引先にドアノックツールを持参し、脱炭素への関心度合いや取組状況などをヒアリングする。ドアノックのフェーズにおいては脱炭素への関心度合いを把握することに主眼を置き、ドアノック後も継続的に対話を実施できるよう、取引先の反応に合わせて対話内容を調整する。一方、取引先が関心を示しても、具体的な取組の実行には至らないことも多い。対話の際には、リスクのみならず機会も併せて説明するなど、脱炭素に向けた取組への機運が高まるように説明し、取引先で取り得る具体的な取組ステップを示すことが重要である。

また、主要な取引先へアンケートを配布して、気候変動対応の状況を一挙に確認することも考えられる。

Step 3： ドアノック後の対応に向けた準備

ドアノックで脱炭素対応に関心のある取引先を把握した後は、さらなる議論に向けた準備が必要である。

その際には汎用提案書を用いることが考えられ、優先セクターとして決定したセクター特有の情報を当該汎用提案書に盛り込むことも有用である。汎用提案書は、自社の方針・目的に合わせて作り込むことが重要であり、日々の営業活動の内容や経験から気候変動の文脈以外を記載することも考えられる。

3.5 エンゲージメントの結果を踏まえた対応と改善

エンゲージメントを実施した結果、取引先の脱炭素対応に関する関心が高い場合にも、「サプライチェーンから脱炭素関連の要請を受けていない」、「コンサルティングやシステムの導入負担が大きく、人的リソースに余裕がない」などの理由で、脱炭素への対応に至らない場合もある。図表3-5に、地域金融機関がエンゲージメントにおいて直面する課題やその対応策をまとめた。状況に応じてPDCAサイクルを回しながら継続的な改善を図る必要がある。

図表3-5 エンゲージメントで直面する課題と対応策の例

分類	課題	対応策
金融機関の推進体制	営業店担当者が脱炭素に精通している人員が不足又はエンゲージメントの必要性をあまり感じていない	スキルアップ研修や人事評価への組み込み
	取引先によっては脱炭素支援に高い専門性が求められる	営業店と本部の棲み分け・連携
	取引先の関心が低く、継続的にアプローチするにはコストが高い	
取引先の関心	脱炭素対応の必要性を感じていない	提案書の充実
		エンゲージメントのタイミングの改善
	サプライチェーンから脱炭素要請を受けていない	面的エンゲージメント

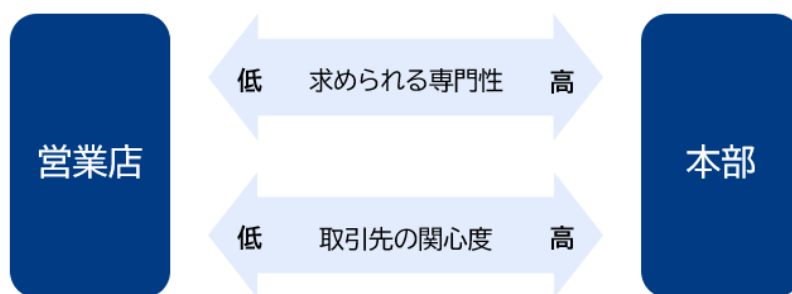
エンゲージメントの結果やエンゲージメントによって明らかとなった課題などに基づき、エンゲージメント戦略や移行計画を見直すことも必要である。

3.5.1 金融機関の推進体制に係る課題と対応策

営業店において脱炭素に精通している人員が不足している、あるいはエンゲージメントに対するモチベーションが低いなどの課題がある場合は、研修などを実施して営業店担当者のスキルアップを図るとともに、人事評価や表彰制度を見直して、営業店担当者のモチベーション向上を図ることが有用である。取引先とのエンゲージメントには、営業店担当者が意欲を持って自立的に取り組むことが重要であり、必ずしも人事評価に組み込む必要はない。地域金融機関がエンゲージメントを進めるためのステップの詳細については、令和5年度ガイダンスに記載されており、同ガイダンスは、営業店担当者がエンゲージメントの全体像を把握した上で取引先とのエンゲージメントに臨む上で有用と考えられる。

また、営業店担当者単独によるエンゲージメントが難しい場合は、エンゲージメント実施体制や、営業店と本部との棲み分けなどを見直す必要がある。例えば、脱炭素に向けた議論を業界の動向などの専門知識が必要なセクターや取引先と行う場合、より高い専門性を持ったエンゲージメント推進担当部署の担当者が帯同しサポートするなどの対応も考えられる。一方、脱炭素への関心度が低い取引先に対して、エンゲージメント推進担当部署の担当者が継続的にアプローチし続けることは非効率である可能性もある。そのため、営業店担当者が既存の取引の延長線上で定期的に訪問する際に、脱炭素に対する意向や方針を適宜確認し、意向などに変化があった場合には、エンゲージメント推進担当部署の担当者に共有するなどの分担も考えられる。

図表3-6 営業店と本部との棲み分け（例）



【取引先の関心に係る課題と対応策】

取引先に脱炭素に対応できるような人的リソースや経済的余裕がない、又は取引先が脱炭素対応や気候変動に対して関心がない、あるいは必要性を感じていない場合には、取引先の状況を踏まえて提案書を作成し、ニーズを確認することも有用と考えられる。その際には図表3-7に示す2つのポイントがある。

図表 3 - 7 提案書を作成する際に検討すべきポイント

ポイント	詳細
取引先にとって直接的なメリットを示す	脱炭素のための GHG 排出量の把握・削減を訴求するのではなく、エネルギー価格高騰への打ち手（コスト対策）という切り口から、エネルギー使用量の把握・削減をメリットとして提示する。
	太陽光などの環境負荷の低い自家発電設備を導入することで、BCP 体制構築にも寄与することを訴求する。
取引先の関心が高い情報を提供する	中小企業などの経営者も関心が高い業界トップの企業の動向（今後業界がどうなっていくか）に関する情報を提供する。
	環境対応をブランド価値化し、他社との差別化戦略として取り組み、成功している企業の事例を紹介することで機運を醸成する。

また、取引先に対して脱炭素対応の必要性を説明しても、取引先の事業状況によっては、脱炭素対応に向けた新たな設備投資などが難しい場合も多い。そのため、エンゲージメントを実施するにあたり、日々の営業活動の中で事業承継や設備更新、リース契約の見直しなどのタイミングを把握することも重要であり、これらのタイミングに合わせて、気候変動や脱炭素の観点を含めた商品・サービスの提案を実施することも効果的である。

図表 3 - 8 エンゲージメントを実施すべきタイミング

タイミング	エンゲージメントすべき理由
事業承継	事業承継に際しては、経営方針が変化する可能性がある。新たな経営者の気候変動・脱炭素に関する考え方を把握し、新たな設備投資のタイミングに合わせて提案することも有効である。
設備更新	中小企業などにおいては設備の老朽化や陳腐化が経営課題となっていることが多い。既存設備の経過年数を把握することで、適切なエンゲージメントを実施することができる。

リース契約の見直し	一部のセクターでは設備導入にリース契約が活用されるケースも多い。リース契約を更新するタイミングでは、脱炭素対応を促進するリース設備を提案することが可能である。
-----------	---

さらには、個別取引先に対するエンゲージメントだけでなく、サプライチェーン上の企業や業界、自治体などと協働し、面的にエンゲージメントを行うことも有効と考えられる。サプライチェーン上の脱炭素化をサポートすることに加えて、自治体と協働して脱炭素化や事業転換が必要な取引先に対する補助金を検討することなども考えられる。

4. 課題と今後の展開

本ガイドスでは、ファイナンス・エミッションの算定から金融機関全体における移行計画の開示案の検討、エンゲージメントの実施までの一連の流れについて、各種検討・取組の方法論を、事例を交えて解説した。本章では、移行計画を策定、実行していくうえでの課題や今後の展開についてまとめる。

4.1 地域金融機関における移行計画の策定・実行に係る課題

地域金融機関における移行計画の策定、実行に係る主要な課題として、「GHG 排出量の算定」、「実効的なエンゲージメント」、「社内浸透」の3点が挙げられる。

【GHG 排出量の算定】

移行計画で検討した取引先の GHG 排出量の削減に向けた取組を実行し、進捗を確認していくには、まずは取引先の GHG 排出量を正確に算定する必要がある。既に多くの地域金融機関で Scope 3 カテゴリ 15にあたるファイナンス・エミッションの算定が進んでいるが、現状は多くが推計値による算定（トップダウン分析）となっている。これは、地域金融機関の投融資ポートフォリオの多くを占める中小企業などにおいて、排出量実測値の算定が進んでいないことが原因である。トップダウン分析では、削減目標を立てる際、取引先企業の実際の排出量と乖離した値となり得ることを前提とする必要がある。より実効的な削減目標を立て、実行に移していくためには、一次データの取得が必要である。

一次データ取得に向け考えられる施策として、投融資先への GHG 排出量可視化サービスの展開が挙げられるが、中小企業などにおいては、排出量算定に関する知識やリソースの不足、諸負担の増加など、算定に対する課題があるのが現状である。そのため、負担の軽減の観点から無料の算定ツールの導入提案や、営業店担当者が取引先におけるデータ収集の社内浸透に積極的に関わるなど、継続的・積極的なコミュニケーションが求められる。また、自治体によって中小企業向けの GHG 排出量の算定に関する支援事業・補助金・相談窓口の設置などの施策が行われているため、負担増を懸念する取引先へ案内し、活用を検討してもらうことも有用である²⁶。上場企業の取引先については、公表情報から実測値を集計することや、データバ

²⁶ 経済産業省「中小企業のGX推進に向けて」

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/pamphlet/gx_gaiyou.pdf

ンダーが提供している GHG 排出量データの利用が可能である一方で、金融機関においては中小企業に対する実測値集計（ボトムアップ分析）の体制構築が重要となる。

取引先へ GHG 排出量算定の働きかけを行う上では、金融機関として 2050 年ネットゼロの GHG 排出削減目標を設定することで、対外的に積極性をアピールすることが考えられる。実際、Scope 3 排出量を含めた 2050 年ネットゼロを掲げる地域金融機関が一定数見られるようになっている。

【実効的なエンゲージメント】

移行計画の効果的な実行やファイナンス・エミッションの削減を進めるためには、実効的なエンゲージメント戦略の策定・実行が重要となる。しかし、地域金融機関、取引先企業、それぞれの側で課題が存在する。

まず、エンゲージメントを実施する地域金融機関においては、営業店の人的リソースの観点から脱炭素化支援にかけられる時間が限られるため、本部や管理部門からの支援体制の構築が課題となる。取引先とともに脱炭素への移行を進めていくためには、金融面・非金融面双方において効果的な支援を行う必要がある。脱炭素化支援に関する技術・ソリューションは多岐にわたり、かつ日々進歩していることから、地域金融機関においては、取引先と個別に対話し課題感を把握したうえで、本部や営業店が一体となって関心度合いやニーズに対応したソリューションを検討し提示することで、取引先を伴走支援していくことが可能となる。

次に、地域金融機関の主要取引先企業である中小企業においては、種々のハードルによりエンゲージメントが進まず、実際のアクションに繋げることができないケースが多いという課題が挙げられる。加えて、脱炭素に対する関心度には企業ごとに差があるのが現状である。こうした状況を踏まえて、地域金融機関としては、経営者の脱炭素に対する意識が高い企業からコンタクトをとることが考えられる。

【社内浸透】

移行計画で検討した施策を実現していくうえで、移行計画の内容を担当者一人一人に自分事として捉えてもらうことができるか、即ち社内に浸透できるかは、重要な課題である。サステナビリティ部門などの社内の一部の部署だけで、策定した移行計画の取組を推進するのは困難である。そのため、全社的に取組を推進できるよう、サステナビリティ部門などの担当者に限らず、営業店担当者や取締役を含めて、本業と同様に移行計画の内容に取り組めるよう工夫することが求められる。一例として、策定した移行計画を統合報告書や経営会議資料などの社内外の資料において示すことで、社内への訴求を図ることが考えられる。

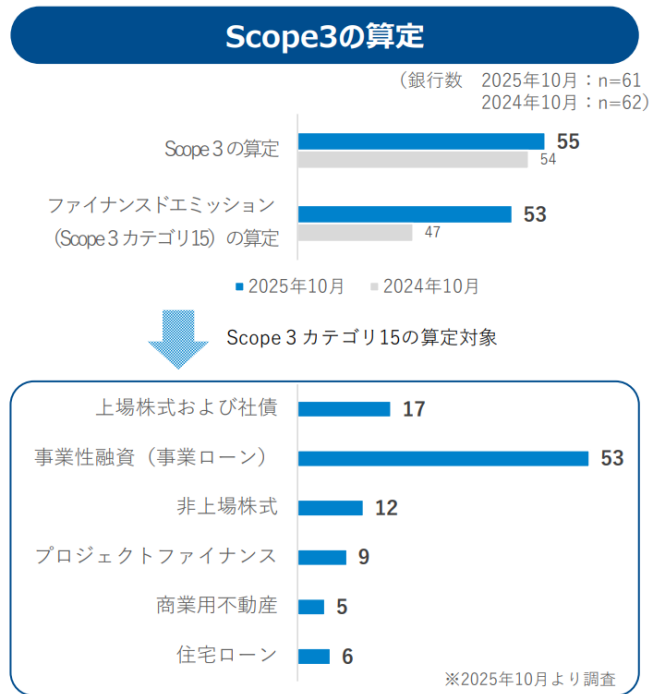
また、移行計画を社内に浸透させ、担当者一人一人に自分事として捉えてもらうためには、計画を不変なものとして一方的に示すのではなく、実行状況を踏まえながらサステナビリティ部門など他部門や営業店担当者とが双方向に意見を出し合い、柔軟に運用していく姿勢も欠かせない。その一環として、計画の実行状況については定期的に確認することが重要である。仮に実行が難しい場合であっても、全ての取組を断念するのではなく、実行できる部分と実行できない部分を分けて検討し、実行できない部分については、何ができないのか（What）、なぜ難しいのか（Why）、どのようにすれば実行できるのか（How）を整理した上で、取り組める事項から実施していくことが望ましい。さらに、ある時点では取り組めなかった事項についても、状況の変化などを踏まえて改めて検討に立ち戻ることが重要である。

4.2 今後の展開

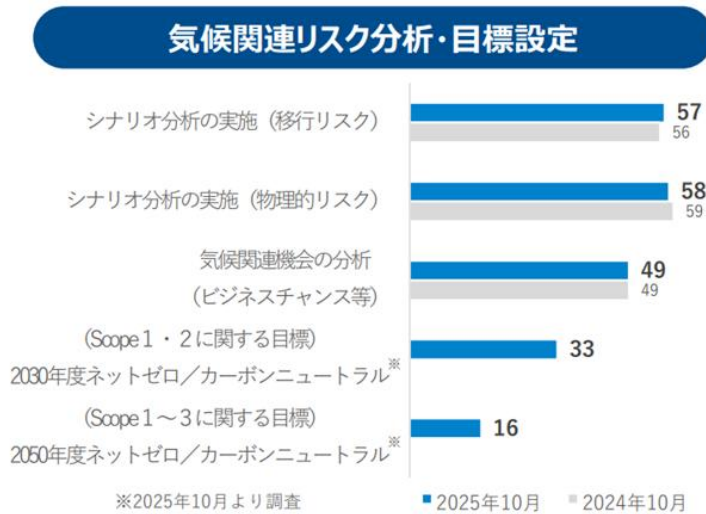
ファイナンス・エミッションの算定については、2025年10月時点で、全国地方銀行協会の会員行のうち過半数の銀行が取組済（図表4-1）である他、気候関連リスク分析・目標設定（図4-2）や脱炭素推進の取組に関する取引先との対話（エンゲージメント）や脱炭素関連ソリューションなどの提供（図4-3）についても、既に多くの地域金融機関で取組がなされている。

一方で、本ガイダンスの第2章で触れたTPT開示フレームワークなどのフレームワークに則った移行計画の策定・開示を行っている地域金融機関はごく少数に留まっている。本ガイダンスや事例集が、地域金融機関による移行計画の策定の機運を高めるものとなることを期待する。

図表 4 – 1 地方銀行の Scope3 の算定状況²⁷



図表 4 – 2 地方銀行の気候関連リスク分析・目標設定の取組状況²⁸

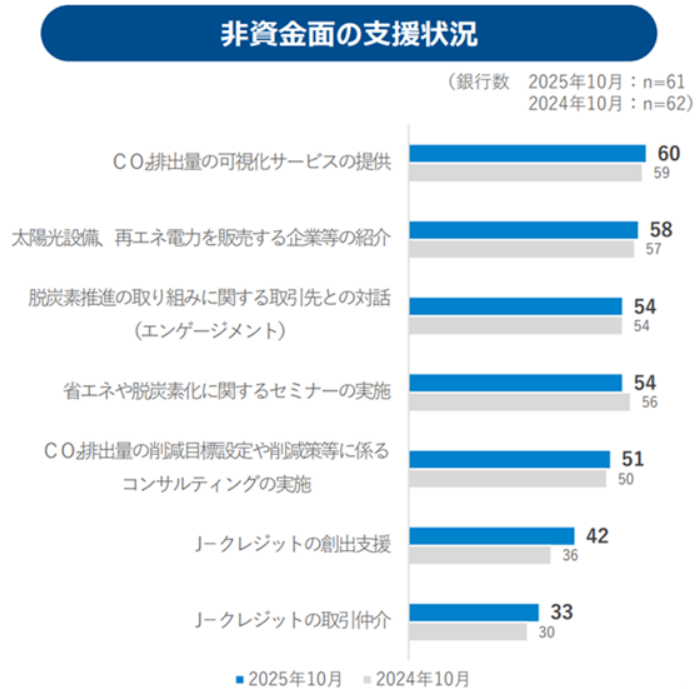


²⁷ 全国地方銀行協会「地方銀行におけるサステナビリティ推進に関する取り組み」

<https://www.env.go.jp/content/000382790.pdf>

²⁸ 同上

図表 4 - 3 地方銀行の非金融支援の状況²⁹



²⁹ 全国地方銀行協会「地方銀行におけるサステナビリティ推進に関する取り組み」
<https://www.env.go.jp/content/000382790.pdf>

Appendix 1. 移行計画に関するガイダンスの参考情報

① 「補足文書 ガイダンス文書「IFRS S2 号に従った企業の気候関連の移行についての情報（移行計画に関する情報を含む）の開示」」について

IFRS 財団は 2025 年 6 月に、TPT 開示フレームワークを用いて IFRS S2 号に準拠した開示を行うためのガイダンスとして、「Disclosing information about an entity's climate-related transition, including information about transition plans, in accordance with IFRS S2」³⁰を公表した。また 2025 年 8 月には、SSBJ が当該文書を和訳して、SSBJ 基準の利用者が、SSBJ 基準の適用にあたり参考にできるよう、「補足文書 ガイダンス文書「IFRS S2 号に従った企業の気候関連の移行についての情報（移行計画に関する情報を含む）の開示」」³¹（以下、補足文書）を公表した。補足文書は、SSBJ 基準そのものではないものの、移行計画の策定について、SSBJ 基準を見据えて検討する際には有用なガイダンスと考えられる。以下では補足文書の有用と考えられる点を中心にまとめている。

【補足文書の目的】

IFRS S2 号や TPT 開示フレームワークを参照するだけでは、企業にとっては何を開示すべきかが分かりづらい場合があるが、補足文書は、TPT が作成したガイダンスに基づいて作成されており、移行計画を策定中であるか、又はすでに正式な移行計画を作成済みの企業にとって、有用な情報を示している。補足文書の目的は以下の通り示されている。

- 企業の気候関連の移行に関する IFRS S2 号の開示要求を識別する。
- 企業が気候関連の移行に関する関連性がある情報を開示するのに役立つガイダンスを提供する。

移行計画の開示にあたり本補足文書を活用することで、企業は TPT 開示フレームワークの開示推奨項

³⁰ IFRS 財団「Disclosing information about an entity's climate-related transition, including information about transition plans, in accordance with IFRS S2」

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/ifrs-s2/transition-plan-disclosure-s2.pdf>

³¹ SSBJ「補足文書 ガイダンス文書「IFRS S2 号に従った企業の気候関連の移行についての情報（移行計画に関する情報を含む）の開示」」https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250820_02.pdf

目を参照しながら、より高品質な情報を提供することができるようになる。

図表 A 1 – 1 移行計画に関する 3 つの文書の関連性³²



図表 A 1 – 2 補足文書における移行計画作成のプロセス³³



【SSBJ 気候基準への読み替え表】

補足文書においては、IFRS S2 号における移行計画に関連する開示要求事項（例：IFRS S2 号第●項）と、SSBJ 気候基準の開示要求事項（例：気候基準第●項）との対応関係を示した読み替え表が示されている。詳細は補足文書の記載を参照のこと。

② 特に有用と考えられる移行計画の開示推奨項目について

補足文書において TPT 開示フレームワーク³⁴ での開示推奨項目と IFRS S2 号の開示要求事項とのマッピング表が示されている。上述の「SSBJ 気候基準への読み替え表」を利用することで、TPT 開示フレームワ

³² 補足文書を基に環境省作成

³³ 同上

³⁴ TPT 「Disclosure Framework」<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/knowledge-hub/resources/tpt/disclosure-framework-oct-2023.pdf>

ークの開示推奨項目³⁵のうち、SSBJ 気候基準の開示要求事項に該当する項目を確認することができる。

また、TPT から 2024 年 4 月に公表された「Banks Sector Guidance」³⁶は、銀行セクターが TPT 開示フレームワークに沿って開示を行う際の追加的な開示ガイダンスであり、銀行セクターに開示が推奨される項目を示している。以下では、TPT 開示フレームワークの開示推奨項目のうち、SSBJ 気候基準に該当する項目や、銀行セクターガイダンスで示されている開示項目の中で特に有用と考えられる開示推奨項目を抜粋のうえ、特に有用な開示項目としてまとめている。開示項目の詳細については各ガイダンスを参照のこと。

³⁵ TPT「Explore the Disclosure Recommendations」

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/knowledge-hub/resources/tpt/explore-disclosure-recs-apr-2024.pdf>

³⁶ TPT「Banks Sector Guidance」 <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs.org/knowledge-hub/resources/tpt/banks-sector-guidance-apr-2024.pdf>

図表 A1 - 3 特に有用な開示項目

開示要素	概要	特に有用な開示項目
【基礎】		
1.1 野心的な戦略	移行計画の野心的な戦略（低炭素経済と気候レジリエンス経済への移行に貢献するための目的及び優先事項を含む）を開示	<ul style="list-style-type: none"> Scope1,2,3 GHG排出量削減の目的と優先事項 ステークホルダー、地域社会、経済、自然環境に対する移行計画の影響と依存関係を、バリューチェーン全体で特定し、評価し、地域や社会全体のリスク・機会をどのように考えているか 外部要件（法律、規制）、政府による国内/国際的なコミットメント、ロードマップとの整合性を考慮した程度 短期・中期・長期の時間軸の定義とそれぞれの時間軸で設定している目標 オンバランス・オフバランス活動に関するファイナンスドエミッション(FE)及びFacilitated Emissions(FaE)を削減するための目的と優先事項、気候関連のリスク管理・機会を把握するための目的と優先事項、適用される範囲等
1.2 ビジネスモデル・バリューチェーン	野心的な戦略が自社のビジネスモデルとバリューチェーンに現在及び将来的にどのような影響を及ぼすかについての説明を開示	<ul style="list-style-type: none"> 実行戦略やエンゲージメント戦略を策定した結果、自社のビジネスモデルとバリューチェーンにおいて現在及び将来的に及ぼされる影響の概要 上述の変更が発生すると予想される時間軸
1.3 重要な前提条件・外部要因	移行計画の野心的な戦略を達成するために設定した重要な前提条件と、それに依存する外部要因を開示	<ul style="list-style-type: none"> 企業が使用する重要な前提条件と依存する外部要因の性質、及び、それらが移行計画の野心的な戦略の達成に及ぼす影響（例：方針や規制の変更、マクロ経済・ミクロ経済の動向、データの信頼性、温度や環境の変化等） 上述の重要な前提条件及び外部要因が発生すると予想される時間軸 上述の重要な前提条件を自社の財務諸表への反映方法
【実行戦略】		
2.1 ビジネス業務	野心的な戦略を達成するために、ビジネス上、短期・中期・長期にわたって取り組む情報を開示	<ul style="list-style-type: none"> 自社のビジネスにおいて現在取り組んでいる及び取り組む予定の情報 自社の物理的資産に関する現在及び予想される変更に関する情報 野心的な戦略の達成に向けて当該取組内容により期待される主な貢献内容 移行計画の野心的な戦略を達成するために銀行の中核業務と業務プロセス(貸付、セールス・トレーディング、キャピタルマーケット、アドバイザー活動など)において、短期・中期・長期の取組、取組予定に関する情報 金融機関の意思決定において取引先の移行計画や移行経路をどのように考慮しているか
2.2 商品・サービス	野心的な戦略を達成するために、商品・サービスを変更するために短期・中期・長期にわたって取り組んでいる情報を開示	<ul style="list-style-type: none"> 融資、または引受業務等を通じて提供している商品・サービスを変更するために、現在取り組んでいる、または、取り組む予定の行動（時間軸を含む） 商品・サービスを分類するために使用される基礎となる分類方法、ツール、方法論、又は定義 野心的な戦略の達成に向けて当該取組内容により期待される主な貢献内容 気候変動やサステナビリティに関連する金融商品を提供しているか、また、提供予定があるか（分類方法や定義の説明等を含む） 自社が商品・サービスを変更する際に、カーボンロックイン（例：長期間にわたり使用するインフラや設備）をどの程度考慮したか 提供した気候変動・サステナビリティ関連のファイナンスが適切に使用されていることをモニタリングするために実施している取組や評価

■ 銀行セクターガイダンスで示されている内容

要素	概要	特に有用な開示項目
【実行戦略】		
2.3 方針・実行条件	野心的な戦略を達成するために使用している、又は、使用予定の方針と実行条件に関する情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> 野心的な戦略を達成するために使用している、又は、使用予定の方針や条件の簡潔な説明（例：エネルギー使用、気候変動への対応とレジリエンスの構築、サプライヤーやポートフォリオのエンゲージメント） 野心的な戦略の達成に向けて、方針や実行条件によって期待される主な貢献内容 排出集約型セクター（石油・ガス、石炭等）や気候変動に脆弱な（災害が発生しやすい等）セクターや活動等を管理するために使用している、又は、使用予定の方針（除の方針や段階的移行を含む）やその適用される範囲
2.4 財務計画	<p>財務的影響を短期・中期・長期にわたって自社の財政状態、経営成績、及びキャッシュフローに及ぼす影響についての情報を開示</p> <p>野心的な戦略を達成するために実施予定の活動に資源をどのように割り当てるかに関する財務計画を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在及び今後実施予定の移行計画の活動に必要な資源をどのように割り当てているか、又は割り当てる予定であるかに関する情報 短期・中期・長期にわたり、移行計画の実施が財政状態にどのような影響を及ぼすと見込んでいるかに関する定性・定量的情報 短期・中期・長期にわたって、移行計画の実施が経営成績とキャッシュフローにどのような影響を及ぼすと見込んでいるかに関する定性・定量的情報
【エンゲージメント戦略】		
3.1 バリューチェーンへのエンゲージメント	野心的な戦略を達成するために、自社のバリューチェーンにおける他の企業とのエンゲージメント活動に関する情報を開示	<ul style="list-style-type: none"> 企業の移行計画の野心的な戦略の達成へ最大限に取り組むために、エンゲージメント活動をどのように優先順位付けしているかについての説明 現在及び計画されているエンゲージメント活動の説明。金融機関の場合、投資先企業、取引先や関連する金融仲業者とのエンゲージメントやスチュワードシップ活動が含まれる場合がある
3.2 業界へのエンゲージメント	野心的な戦略を達成するために、業界内の他の企業や団体とのエンゲージメント及び協働活動に関する情報を開示	<ul style="list-style-type: none"> エンゲージメント活動が望ましい変化をもたらさない場合に備えて設定しているエスカレーションプロセス又は判断基準の説明 会員団体や業界団体への加盟に関する情報 会員団体、業界団体、業界内の他の企業や団体との現在及び計画されているエンゲージメント・協働活動の説明
3.3 当局へのエンゲージメント	野心的な戦略を達成するために政府、規制機関、公共部門の組織、コミュニティ、及び市民社会との直接的・間接的なエンゲージメント活動に関する情報を開示	<ul style="list-style-type: none"> 会員団体や業界団体の活動をモニタリングし、野心的な戦略と矛盾する可能性のある行動を最小限に抑えるために講じている措置 野心的な戦略の達成に向けた取組により期待される主な貢献内容 GHG高排出セクターや脆弱なセクターの取引先とのエンゲージメント活動 GHG高排出又はエネルギー集約型のセクターの資産を保有し、その資産への対処に賛同する取引先とのエンゲージメント活動

■ 銀行セクターガイダンスで示されている内容

要素	概要	特に有用な開示項目
【指標と目標】		
4.1 ガバナンス・ビジネス・業務に関する指標と目標	<p>野心的な戦略に向けた進捗を推進し、モニタリングするために使用するガバナンス、エンゲージメント、ビジネス及び業務に関する指標と目標を開示</p> <p>指標と目標について少なくとも年に一度報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自社が設定した目標および法律または規制により達成が義務付けられている目標 • 開示した目標が野心的な戦略をどのように反映しているか、実行戦略やエンゲージメント戦略とどのように関連しているか • 指標に関する主な情報 • 目標の設定や見直し、進捗状況のモニタリング方法 • 目標に対する進捗状況を評価する指標について、少なくとも年に1回、関連情報を報告する ■ ガバナンス、エンゲージメント、事業、オペレーションに関する各指標と目標が、銀行のどの中核業務やセクターに適用されるか ■ ポートフォリオやセクターのカバー範囲・整合性の状況をモニタリングし、推進するために使用する指標と目標 ■ 指標と目標が依拠する基本となる分類法、ツール、方法論、または定義の制限に関する情報 ■ エンゲージメント活動の対象となるFEやFaEの割合を増やすために設定した目標、エンゲージメント活動の優先順位付けに使用されるベースとなる方法論の詳細
4.2 財務に関する指標と目標	<p>自社のビジネス、セクター及び戦略に関連する財務指標と目標を開示</p> <p>野心的な戦略に向けた進捗を推進し、モニタリングするために使用され、少なくとも年に一度報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自社が設定した目標及び法律又は規制により達成が義務付けられている目標（金融機関の場合、投融資活動に基づく目標） • 各目標に関する主な情報 • 目標の設定や見直し、進捗状況のモニタリング方法 • 目標に対する進捗状況を評価する指標について、少なくとも年に1回、関連情報を報告 • 企業が投資決定等の意思決定において、内部炭素価格をどのように使用しているか。また、企業が排出量を評価するために使用するGHG排出量の換算トンの価格についての説明 • 上述に基づいて定量的な情報を提供する際に、単一の数値又は数値の範囲を開示 ■ 各財務指標と目標が移行計画の野心的な戦略をどの程度反映しているか、その指標と目標が実体経済の移行をどのように支援しているかに関する情報 ■ 各指標と目標がどのオンバランス・オフバランス活動とセクターに適用されるか（除外の理由、適用範囲を拡大するための措置、又は措置予定の程度を含む） ■ 指標と目標が依拠するベースとなる分類法、ツール、方法論、または定義の制限に関する情報

■ 銀行セクターガイダンスで示されている内容

要素	概要	特に有用な開示項目
【指標と目標】		
4.3 GHG排出量に関する指標と目標	<p>野心的な戦略に向かう進捗を推進しモニタリングするために使用しているGHG排出量・除去量の指標と目標を開示</p> <p>指標と目標について少なくとも年に一度報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Scope1,2,3のGHG総排出量を削減するために設定した絶対排出量の目標 • 追加で設定したGHG排出量の目標 • 設定した目標が、移行計画の野心的な戦略をどのように反映し、実行戦略やエンゲージメント戦略とどのように関連しているか • Scope1,2,3において、GHG排出原単位目標に関する情報 • GHG排出量に関する情報を開示 • 土地利用・土地転換、バイオエネルギー、炭素除去技術等の取組により、GHGの除去を増やす目標 • Scope3のGHG排出量について、削減目標を設定したカテゴリ、目標設定から除いたカテゴリの理由や、モニタリング・報告システムの改善に向けて講じている措置 • 各目標に関する主な情報 • 目標の設定や見直し、進捗状況のモニタリング方法 • 目標に対する進捗状況を評価するために使用する指標について、少なくとも年に一回、関連情報を報告 ■ ポートフォリオレベル及びセクターレベルのFEとFaEの絶対排出量と原単位の目標 ■ 各GHG排出量に関する指標と目標が、オンバランス・オフバランス活動・セクターのいずれに適用されるか（除外の理由、適用範囲を拡大するための措置、又は措置予定の程度を含む） ■ モニタリングするGHGの指標に関する情報（使用するデータの情報を含む）
4.4 カーボンクレジット	<p>野心的な戦略を達成するためにカーボンクレジットの使用や使用計画を開示</p> <p>カーボンクレジットの使用状況について少なくとも年に一度報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> • カーボンクレジットを検証又は認証する第三者スキーム、方法に関する情報 • カーボンクレジットの種類 • カーボンクレジットの信頼性と一貫性を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにするために必要なその他の要素

■ 銀行セクターガイダンスで示されている内容

要素	概要	特に有用な開示項目
【ガバナンス】		
5.1 取締役会による監督・報告	移行計画の監督に責任を持つガバナンス機関（取締役会、委員会、又はガバナンスを担う同等の機関）又は個人に関する情報を開示	<ul style="list-style-type: none"> 移行計画と野心的な戦略について、変更・更新・報告のモニタリングを含めたレビューと承認の体制 移行計画に関する責任が、機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか 機関または個人が、移行計画を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうかまたは開発する予定であるかどうかについて、どのように判断しているか 機関または個人が移行計画についてどのように、また、どの頻度で情報を入手しているか 機関または個人が、企業の戦略、主要な取引に関する意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、移行計画をどのように考慮しているか。また、機関又は個人が、移行計画に関連するトレードオフを考慮しているか 機関または個人が、移行計画に関連する目標設定と、移行計画の野心的な戦略をどのように監督し、目標の達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか
5.2 役割分担・責任	移行計画をモニタリング、管理、及び監督するために使用されるガバナンスプロセス、コントロール、及び手続きにおける経営の役割を開示 組織のより広い統制、レビュー、及び説明責任メカニズム内にどのように組み込まれているかについても開示	<ul style="list-style-type: none"> 移行計画に対する執行上の監督および実施に責任を持つ経営機関または個人 移行計画の野心的な戦略の定義、目標の設定、および進捗のモニタリングにおける機関または個人の役割 その機関または個人に対する監督方法 機関または個人が移行計画を監視し、開示情報の信頼性を確保するために統制と手続を使用しているか。使用している場合、統制と手続のその他の内部機能とどのように統合されているか、また、移行計画における外部検証の対象となる部分や検証の性質 移行計画が株主の承認（株主投票を含む）の対象になっているか
5.3 企業文化	野心的な戦略と企業文化をどのように一致させるかについて情報を開示	<ul style="list-style-type: none"> 企業の価値観とパーパス コミュニケーション、システム、プロセス 人事方針と手続き（エスカレーションプロセス、報酬、福利厚生を含む） 従業員バリュープロポジション リーダーシップと管理職向けの研修プログラム 従業員へのエンゲージメント戦略
5.4 インセンティブ・報酬	野心的な戦略とインセンティブや報酬体系をどのように一致させるかについて情報を開示	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣のインセンティブと報酬体系を移行計画の野心的な戦略とどのように一致させるかについての説明 組織全体の従業員のインセンティブと報酬体系が移行計画の野心的な戦略とどのように一致させるかについての説明。経営陣と一貫したアプローチを適用したかどうか、また、特定のチームや役職に対して別のアプローチを使用したかの説明を含む
5.5 スキル・能力・トレーニング	野心的な戦略を達成するために、組織全体で適切なスキル、能力、及び知識を評価し、維持し、構築するための施策についての情報を開示	<ul style="list-style-type: none"> 組織が移行計画を野心的な戦略に従って効果的に設計、開発、提供、管理するために必要な適切なスキル、能力、知識を組織全体で保持しているかを評価する方法 スキルのギャップが特定された場合、必要なスキルを獲得または開発するために行われている行動や計画 移行計画を効果的に監督するために必要な適切なスキル、能力、知識を取締役会と経営陣に提供するための施策

Appendix 2. 自然資本に関連する移行計画

本プログラムでは、主には気候変動への対応として、カーボンニュートラル実現に向けた移行計画の策定を検討した。他方、近年は自然資本への対応として、自然再興（ネイチャーポジティブ）実現に向けた移行計画の策定にも関心が集まっている。加えて、カーボンニュートラル実現に自然資本が重要な役割を担うとともに、気候変動と自然資本は、互いに密接に影響しあう相互関係（ネクサス）であるという認識も広がりつつある。

上述の内容を受けて、金融機関においても「ネイチャーポジティブ実現に向けた移行計画の開示」や「気候変動と自然資本の統合開示」が将来的に重要となることが想定される。本プログラムではこれらの初期的な検討を行った。Appendix 2にて、関連するガイダンスなどを紹介するとともに、実際の検討アプローチやその結果について紹介する。

① ネイチャーポジティブ実現に向けた移行計画

人類の活動は、自然資本に依存しており、自然資本の劣化が社会経済の持続可能性に対する明確なリスクとなっている。また、人類の活動は自然資本にインパクトを与えており、自然資本の劣化を助長する可能性がある。こうした認識を背景に、2022年12月、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モンリオール生物多様性枠組（KM-GBF）」が採択された。KM-GBFでは、2050年のビジョンとして「自然と共生する世界」を掲げ、その中間目標である2030年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」ことが宣言された。これは所謂「ネイチャーポジティブ」を2030年までに実現することを志向しているものと考えられる。日本では、KM-GBFに呼応する形で、日本として取り組むべき事項を示した「生物多様性国家戦略2023-2030」が2023年3月に閣議決定され、KM-GBF同様に、2030年までにネイチャーポジティブ経済への移行を目指すという方向性が示されている。

企業においても、ネイチャーポジティブ実現に向けた取組への貢献の期待は高まっている。自然資本に関連する取組を企業に促す観点からは、2023年9月、自然関連財務情報開示タスクフォース（以下、「TNFD」という。）が「Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial

Disclosures」³⁷（以下、「TNFD 提言」という。）を公表した。これは、企業における自然関連のリスク・機会を報告するためのフレームワークであり、公表以降、金融機関を含め、多くの日本企業での導入が進んでいる。加えて、気候変動に関する取組が、気候関連のリスク・機会の分析及び開示から、カーボンニュートラル実現に向け企業としてどのような貢献が出来るかといった志向性を伴った取組の検討へと発展したことと同様に、自然関連の取組についても、ネイチャーポジティブ実現といった志向性を伴った取組の検討へとステージを進めつつある。

こうした中、2024年10月、TNFDがネイチャーポジティブ実現に向けた移行計画を策定するためのガイダンスの素案として「Discussion paper on Nature transition plans」を公表した。また、2025年11月にはそれを最終化する形で「Guidance on nature in transition plans」³⁸（以下、「自然移行計画ガイダンス」という。）を公表した。自然移行計画ガイダンスでは、企業がネイチャーポジティブ実現に向けた取組を体系的に整理し、取組内容を開示することを目的に、GFANZやTPTが公表しているカーボンニュートラル実現に向けた移行計画の策定ガイダンスの要素が取り込まれている。具体的には、TPTが公表した移行計画開示における5つの開示要素と開示サブ要素の概念を活用しつつ、自然資本の取組の特徴を踏まえ、一部要素を追加（もしくは削除）している。

³⁷ 自然関連財務情報開示タスクフォース「Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures」、<https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/08/Recommendations-of-the-Taskforce-on-Nature-related-Financial-Disclosures.pdf?v=1734112245>

³⁸ 自然関連財務情報開示タスクフォース「Guidance on nature in transition plans」https://tnfd.global/wp-content/uploads/2025/11/Guidance-on-nature-in-transition-plans_DIGITAL-1.pdf?v=1771005050

図表 A 2 – 1 : TNFD 移行計画ガイダンスにおける開示要素

					TPT開示フレームワークとの 差異		
					廃止	踏襲	新規
基盤	実行戦略	エンゲージメント戦略	指標・目標	ガバナンス			
戦略的野心	事業計画とオペレーション	景観・流域・海景	依存・インパクト	取締役会の監督・報告			
フレームングとスコープ	商品・サービス	バリューチェーン	ガバナンス、ビジネス、オペレーション	マネジメントの責任、アカウンタビリティ			
ビジネスモデル等	方針・条件	産業	財務	文化			
計画の優先順位	財務計画	政府・公的機関・市民社会	GHG	インセンティブ・報酬			
重要な前提条件・外部要因			カーボクレジット	スキル・コンピテンシー・トレーニング			

例えば、エンゲージメント戦略においては、TPT 開示フレームワークの開示サブ要素に、「景観・流域・海景」が追加されている。これは、自然資本の状態は具体的なロケーションに応じて異なるため、ネイチャーポジティブ実現に向けて企業が取るべきエンゲージメントのアプローチもロケーションごとに異なることに起因する。また、指標・目標においては、GHG 排出量やカーボクレジットといった気候関連の指標の開示は要求されず、一方で自然への依存・インパクトに関する指標を開示することが求められている。

本プログラム実施時点では、国内の金融機関において自然移行計画ガイダンスを用いた開示も見受けられる。ただし、取組自体も黎明期であることから、初期的な開示が中心である。

自然資本に関する取組はロケーション固有の情報重要であり、地域に根差した地域金融機関のビジネスとの親和性は高いと考えられる。地域金融機関がハブとなり、地域企業とともにネイチャーポジティブ実現を志向した取組を行っていくことは今後期待される重要な役割であり、そのためのアプローチとして自然移行計画ガイダンスの内容についても概要を把握することが推奨される。

② 自然資本を踏まえたカーボンニュートラル実現に向けた移行計画

自然資本に関連する移行計画のもう一つのアプローチとして、カーボンニュートラル実現に向けた移行計画に自然資本の役割を加味するという考え方が挙げられる。①にて述べた自然移行計画ガイダンスに沿ったア

アプローチは、ネイチャーポジティブ実現をゴールとしたものであった。他方、もう一つのアプローチは、カーボンニュートラル実現をゴールとしつつ、自然資本の GHG 吸収源としての貢献を評価し、自然資本を保全することによって、効果的にカーボンニュートラル実現を達成しようとするものである。

このような考え方に則ったガイダンスとして、2024 年 10 月に GFANZ が「Nature in Net-zero Transition Plans」³⁹を公表している（なお、2026 年 3 月現在、本ガイダンスは最終化されていない）。本ガイダンスでは、金融機関がカーボンニュートラル実現を目指すにあたり、自然資本の役割を評価するとともに、自然資本の保護・保全・回復・再生に繋がる活動に資金を振り向けるためのアプローチについて詳述している。

自然資本が GHG 吸収源としてカーボンニュートラルに貢献し得るといった点は広く認識されているところである。他方、GHG 吸収源としての役割以外においても、自然資本への取組は気候変動とさまざまな形で関連している。例えば、気候変動によって気象条件が変化し、水資源が枯渇するような状況では、水資源の利用を適切に管理している企業ほど、気候変動によるリスクを抑えることが出来る。自然資本に関する取組は気候変動という社会課題の解決に貢献するだけでなく、企業のリスク低減（もしくは機会の獲得）といった取組ベースにおいても相互に影響を及ぼすため、両者を統合的に捉えたアプローチが有効と考えられる。

なお、気候変動と自然資本をはじめとした環境課題に対する企業としての取組を対外的に開示するにあたっての手引きとして、環境省では 2025 年 6 月に「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」⁴⁰を公表している。今後、環境課題に対して統合的に取組を進めるにあたっての参考資料として活用頂きたい。

③ 本プログラムにおける検討アプローチ

①や②の内容を踏まえ、本プログラムの支援対象機関である横浜フィナンシャルグループ（以下、「横浜 FG」という。）が自然資本に関連する移行計画の初期的な検討を行った。主な検討のアプローチは以下の通りである。

³⁹ GFANZ「Nature in Net-zero Transition Plans」

<https://assets.bbhub.io/company/sites/63/2024/10/Nature-in-NZTP-October-2024.pdf>

⁴⁰ 環境省「環境課題の統合的取組と情報開示に係る手引き」<https://www.env.go.jp/content/000323683.pdf>

図表 A 2 - 2 : 本プログラムにおける検討アプローチ

Step1	優先セクターの決定
Step2	自然資本に関する現状の取組状況及び 今後の方針の整理
Step3	自然資本に関する取組のうち、 気候変動と関連する取組の特定
Step4	カーボンニュートラル実現に向けた移行計画への 自然資本に関する取組の反映

【Step1】優先セクターの決定

自然資本に関する取組を検討する上では、自然資本への依存とインパクトの状況を把握することが重要と考えられる。自然資本への依存とインパクトは、取引先のセクターによって大きく異なるため、本検討プロセスの対象となる優先セクターの選定を行った。選定にあたっては、ENCORE を用いてセクター毎の自然資本への依存とインパクトを可視化し、依存とインパクトが大きいと考えられるセクターを中心に検討を行った。その結果、水資源の利用や有害物質・固形廃棄物の排出の観点で自然資本への依存とインパクトが相対的に大きく、かつ、気候変動に関する取組との親和性が高い（※）と考えられることから、「自動車・部品セクター」を本検討プロセスにおける優先セクターとして決定した。

※本プログラムでは、カーボンニュートラル実現に向けた移行計画を検討する上でも、GHG 排出量や移行リスクの大きさ、取引先との関係性などを踏まえ、優先セクターを決定している。横浜 FG ではそちらにおいても「自動車・部品セクター」を優先セクターとしている（詳細は、本ガイダンス 1-3 を参照）。

【Step2】自然資本に関する現状の取組状況及び今後の方針の整理

横浜 FG におけるこれまでの自然資本に関する取組及び今後の方針の整理を行うにあたり、①にて述べた自然移行計画ガイダンスの開示要素を基にした検討を行った。自然移行計画ガイダンスの開示要素一つづつについて対応する既存の取組有無を確認するだけでなく、各開示要素が求められる趣旨を踏まえ、これまでには社内でのどのような議論が行われてきたか（マテリアリティや中期経営計画における自然資本の位置づ

けなど) や国内での事例などを参考にすると今後どのような施策を検討することが可能か、などについて検討を行った。なお、検討した具体的な観点は以下の通りである。

図表 A2 - 3 : 自然資本に関する取組及び今後の方針の検討ポイント (一部抜粋)

開示要素	開示要素を踏まえた確認・検討すべき事項
基礎	<ul style="list-style-type: none"> 自然資本に関する取組を推進する目的とGBFとの関係性が整理されているか 優先的に対応すべき事業領域、取引先セクター、ロケーションが特定されているか
実行戦略	<ul style="list-style-type: none"> 取引先のネイチャーポジティブへの移行を支援するための商品・サービスとしてどのようなものが検討可能か
エンゲージメント戦略	<ul style="list-style-type: none"> 取引先やその業界団体、地方自治体に対して、ネイチャーポジティブを推進するために、どのような働きかけを実施・検討出来るか
指標及び目標	<ul style="list-style-type: none"> 自然資本に関する取組の進捗をモニタリングするにあたり、どのような指標・目標の検討が可能か
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 自然資本に関する取組のガバナンス体制はどのように設置されているか (気候変動に関する取組のガバナンス体制と共通か)

【Step3】自然資本に関する取組のうち、気候変動と関連する取組の特定

Step2において整理された自然資本関連の取組 (今後検討予定の取組も含む) について、気候変動との関連性を検討した。結果、ファイナンス関連の取組や人材育成に関する取組については、気候変動と自然資本の双方に関連がある取組であると特定された。例えば、サステナブルファイナンスは、気候変動だけでなく、自然資本の取組を推進しようとする企業に対しても支援することが可能であるため、双方に関連がある取組と位置付けられた。また、中小企業に対するエンゲージメントでは、気候変動を切り口とした対話から、段階的に自然資本に関する対話へとテーマを広げていくことが重要と考えられたため、従業員の気候変動に対するリテラシーを高め、気候変動に関するエンゲージメント機会を増やすこと自体が、自然資本に関する取組機会の増加にもつながり得ると整理された。

【Step4】カーボンニュートラル実現に向けた移行計画への自然資本に関する取組の反映

Step3にて特定された取組について、本プログラム内にて検討を行ったカーボンニュートラル実現に向けた移行計画への反映を行った。具体的には以下の点の反映を行っており、詳細については本ガイダンスの事例集における横浜 FG の移行計画の開示案を参照頂きたい。

図表 A 2 - 4 : カーボンニュートラル実現に向けた移行計画への反映

開示要素	カーボンニュートラル実現に向けた移行計画への反映内容	事例集の参照頁
基礎	脱炭素に向けて「気候」と「自然」の相互作用を踏まえたアプローチを志向することを記載	P.51
実行戦略	「気候」と「自然」双方の重要性を啓発するための商品として、「カーボンオフセット型私募債」と「生物多様性私募債」を併記	P.54
指標・目標	「気候」と「自然」双方に関連する目標（今後検討予定の目標を含む）を記載	P.58

④ 本分析を通して得られた示唆・今後に向けた課題

本検討を行った結果として、以下の示唆や課題を得た。

- 地域金融機関において、自然資本に関する取組については、気候変動と同じ水準では検討が進んでいないケースが想定される。これは、地域金融機関の主要な取引先となる中小企業において、自然資本に関する取組の重要性の認識が必ずしも広まっておらず、実行戦略やエンゲージメント戦略を具体的に検討することに一定のハードルが存在するためと考えられる。
- 上述のような状況を解消するため、気候変動と自然資本の双方を視野に入れてエンゲージメントを進めていくことが考えられる。自然資本のみを対象としたソリューション提案やエンゲージメントは、必ずしも取引先にとって効果的とは限らない可能性があるため、気候変動を対象としたソリューション提案やエンゲージメントを軸に展開し、その結果として自然資本に関する取組も同時的に推進されるといった形が初期的には望ましい。他方、必ずしも気候変動との関連性は高くなくとも、自然資本のみを対象とした取組について重要性が高いケースも想定される。
- 気候変動に関する取組が「知る」、「測る」、「減らす」といったステップで進展したことと同様に、自然資本に関する取組は、まず「知る」フェーズの啓発活動から行っていくことが必要だと考えられる。啓発活動においては、取引先のセクターごとに自然資本に対する依存・インパクトの状況やそれを踏まえた規制などの外部環境が異なると考えられるため、優先的に検討すべきセクターを決定し、情報収集・提供を行うことが有効である。

- Appendix 2 では、自然資本に関連する移行計画の策定アプローチとして、①「ネイチャーポジティブ実現に向けた移行計画」と②「自然資本を踏まえたカーボンニュートラル実現に向けた移行計画」の 2 つのアプローチを紹介し、本プログラムにおいては①から②という順番での検討を行った。他方、実務面を踏まえると、必ずしもどちらかを先に実施するというものではなく、同時的に進めることがより有効であると確認された。

